

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約の変更について

2020.8.12

当社では、2020年8月31日（月）をもって、エネルギー市場における石油製品のスワップ取引を全限月において売買停止することに伴い、「石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約」を変更いたしますので、お知らせいたします。

1. 資料

- ・ [通知文](#)
- ・ [石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約 変更新旧条文対照表](#)
- ・ [石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約（注文入力代行用） 変更新旧条文対照表](#)
- ・ [石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約](#)
- ・ [石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約\(注文入力代行用\)](#)

現行の石油スポット取引については[こちら](#)

2. お問い合わせ先

東京商品取引所 総合業務室 市場企画担当

E-mail : tocom_mp@jpx.co.jp

電話 : 050-3361-1529

2020 年 8 月 12 日

取引参加者各位

石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ利用規約の変更について

株式会社東京商品取引所

総合業務室市場企画室長 垣崎和久

平素は、当社の市場運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社では、2020 年 8 月 31 日（月）をもって、エネルギー市場における石油製品のスワップ取引※を、全限月において売買停止するとともに、次期取引システム（J-GATE3.0）の稼働に合わせて上場廃止とする予定です。

つきましては、下記の事項について皆様にお知らせいたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※売買停止の対象

バージガソリンスワップ、ローリーガソリンスワップ、プラッツバージ灯油スワップ、
プラッツローリー灯油スワップ、プラッツバージ軽油スワップ、プラッツローリー軽油スワップ

1. 関連規約の取り扱い

「石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ利用規約」及び「石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ利用規約（注文入力代行用）」を本年 9 月 1 日付で変更いたします。

【変更の概要】

- ・石油製品スワップの売買停止に伴う、希望受渡制度利用の削除
- ・希望受渡制度利用の削除に伴う取引期間の変更
(→受渡月の 25 日の前々営業日の午前 11 時 59 分まで)
- ・プラッツローリー軽油スワップの売買停止に伴う、未課税軽油の取引単位の変更
(10kl →100kl)

2. 希望受渡による清算について

本変更に伴い、TOCOM ウィンドウで成立した取引について、希望受渡による清算ができなくなりますのでご注意ください。

【お問合せ先】

東京商品取引所 総合業務室 市場企画担当
電話：050-3361-1529 メール：tocom_mp@jpx.co.jp

以 上

石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ利用規約の変更

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文
<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>本石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム（以下「石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ」という。）のご利用にあたって遵守すべきルールを定めています。石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのご利用にあたっては、本規約を十分ご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのサービス（以下「本サービス」という。）をご利用いただくことで本規約に同意されたこととなります。</p> <p>第2条（登録）</p> <p>登録希望者は石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのご利用にあたって、当社に対して所定の申し込み手続きに従って登録の意思を表示するものとします。登録の意思表示は利用希望日より起算して1ヶ月前までに行うものとします。なお、1ヶ月前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。登録希望者が登録の意思表示を行った場合、当社は以下の登録条件に従って登録を許可いたします。</p> <p>2 登録希望者は以下の条件に適合しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">法の下で実在する会社であること。銀行と取引している会社であること。石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの利用目的は第三者に代わって取引をするのではなく、自己のために取引をする会社であること。当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、エネルギー市場・中京石油市場の現物受渡し	<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>本石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム（以下「石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ」という。）のご利用にあたって遵守すべきルールを定めています。石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのご利用にあたっては、本規約を十分ご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのサービス（以下「本サービス」という。）をご利用いただくことで本規約に同意されたこととなります。</p> <p>第2条（登録）</p> <p>登録希望者は石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのご利用にあたって、当社に対して所定の申し込み手続きに従って登録の意思を表示するものとします。登録の意思表示は利用希望日より起算して1ヶ月前までに行うものとします。なお、1ヶ月前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。登録希望者が登録の意思表示を行った場合、当社は以下の登録条件に従って登録を許可いたします。</p> <p>2 登録希望者は以下の条件に適合しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">法の下で実在する会社であること。銀行と取引している会社であること。石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの利用目的は第三者に代わって取引をするのではなく、自己のために取引をする会社であること。当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度により清算を行う場合、エネルギー

新条文	旧条文
<p>を受託している受託取引参加者に口座があること。</p> <p>3 登録希望者は以下の項目に合意しなくてはなりません。</p> <p>(1) 登録者として正確な情報が登録されていること。</p> <p>(2) 登録されている情報が常に最新の正確な情報であることを維持するために、変更があった際その都度更新されること。</p> <p>(3) 登録者が本サービスの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備及びソフトウェアの手配・準備に責任を負うこと。</p> <p>(4) 本サービス中に得た情報や送受信した情報の管理について責任を負うこと。</p> <p>(5) 当社の定める諸規程に従って取引を行うこと。</p> <p>第3条（本サービス）</p> <p>本サービスは当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は与信若しくはCODを用いた売り買いの合意の場であり、本規約に従って、登録者は石油現物取引に係るTOCOM ウィンドウにアクセスし、利用することができます。</p> <p>2 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な範囲で本サービスに係る業務を外部に委託することができ、登録者はこれに同意することとします。</p> <p>第4条（手数料等）</p> <p>登録者は下記の事項に同意し、合意手数料を当社に支払わなければなりません。</p> <p>(1) 登録者は取引を合意する都度、売主・買主双方は、当社に対して合意手数料の支払い義務が発生します。当該合意手数料は次に定めるイ又</p>	<p>市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に口座があること。</p> <p>3 登録希望者は以下の項目に合意しなくてはなりません。</p> <p>(1) 登録者として正確な情報が登録されていること。</p> <p>(2) 登録されている情報が常に最新の正確な情報であることを維持するために、変更があった際その都度更新されること。</p> <p>(3) 登録者が本サービスの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備及びソフトウェアの手配・準備に責任を負うこと。</p> <p>(4) 本サービス中に得た情報や送受信した情報の管理について責任を負うこと。</p> <p>(5) 当社の定める諸規程に従って取引を行うこと。</p> <p>第3条（本サービス）</p> <p>本サービスは当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度又は与信若しくはCODを用いた売り買いの合意の場であり、本規約に従って、登録者は石油現物取引に係るTOCOM ウィンドウにアクセスし、利用することができます。</p> <p>2 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な範囲で本サービスに係る業務を外部に委託することができ、登録者はこれに同意することとします。</p> <p>第4条（手数料等）</p> <p>登録者は下記の事項に同意し、合意手数料を当社に支払わなければなりません。</p> <p>(1) 登録者は取引を合意する都度、売主・買主双方は、当社に対して合意手数料の支払い義務が発生します。当該合意手数料は次に定めるイ又</p>

新条文	旧条文
<p>は口の価格とし、日本円により支払うこととします。</p> <p>イ 第 17 条第 1 項の取引（当社の立会外取引及び申告受渡制度によるもの）</p> <p> 海上取引 50 円/KL</p> <p> 陸上取引 50 円/KL</p> <p>ロ 第 17 条第 2 項の取引（与信又は COD によるもの）</p> <p> 海上取引 50 円/KL</p> <p> 陸上取引 100 円/KL</p> <p>(2) 登録者は、合意の行われた毎月 1 日から末日までの取引について、翌月末日（末日が休日又は祝日の場合は直前の営業日とする。以下「支払債務履行日」という。）までに、合意手数料を一括払いで当社が指定する口座に日本円で支払うこととします。なお、その際に発生する振込手数料などの費用については登録者の負担となります。</p> <p>(3) 合意手数料には対象となる税金が課せられます。</p> <p>(4) 当社は登録者に通知することにより、第 1 号に定める合意手数料を変更又は新たな手数料を設定することができます。</p> <p>2 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに支払いを行わなかった場合、当社は当該登録者に対して滞納通知を出すことができます。また当社は支払債務履行日の翌日から実際の支払日まで当該債務元本に年率 6 % の日割り分を乗じた金額を支払遅延損害金として当該登録者に請求することができます。</p>	<p>は口の価格とし、日本円により支払うこととします。</p> <p>イ 第 17 条第 1 項の取引（当社の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度によるもの）</p> <p> 海上取引 50 円/KL</p> <p> 陸上取引 50 円/KL</p> <p>ロ 第 17 条第 2 項の取引（与信又は COD によるもの）</p> <p> 海上取引 50 円/KL</p> <p> 陸上取引 100 円/KL</p> <p>(2) 登録者は、合意の行われた毎月 1 日から末日までの取引について、翌月末日（末日が休日又は祝日の場合は直前の営業日とする。以下「支払債務履行日」という。）までに、合意手数料を一括払いで当社が指定する口座に日本円で支払うこととします。なお、その際に発生する振込手数料などの費用については登録者の負担となります。</p> <p>(3) 合意手数料には対象となる税金が課せられます。</p> <p>(4) 当社は登録者に通知することにより、第 1 号に定める合意手数料を変更又は新たな手数料を設定することができます。</p> <p>2 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに支払いを行わなかった場合、当社は当該登録者に対して滞納通知を出すことができます。また当社は支払債務履行日の翌日から実際の支払日まで当該債務元本に年率 6 % の日割り分を乗じた金額を支払遅延損害金として当該登録者に請求することができます。</p>
<p>第 5 条（本規約の変更）</p> <p>当社は本規約のすべて又は一部を変更（以下「本規約の変更」という。）することができます。本規約の変更が行われた場合、当社は以下の方法によって登録者に通知します。</p> <p>(1) 第 22 条に従ってメールにて本規約の変更の通知を送信します。</p>	<p>第 5 条（本規約の変更）</p> <p>当社は本規約のすべて又は一部を変更（以下「本規約の変更」という。）することができます。本規約の変更が行われた場合、当社は以下の方法によって登録者に通知します。</p> <p>(1) 第 22 条に従ってメールにて本規約の変更の通知を送信します。</p>

新条文	旧条文
<p>(2) 当社のウェブサイト上に変更及び修正の通知を掲示します。</p> <p>(3) その他当社が考える妥当な通知方法によって通知します。</p> <p>ただし、本規約の変更はすでに成約した取引に遡って適用しません。</p> <p>2 本規約のもとで、どのような変更通知が出された場合でも、登録者が引き続き石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウにアクセスした場合、登録者は本規約の変更を合意したものと見なします。</p> <p>第6条（本サービスの変更など）</p> <p>当社は、必要に応じて、登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、本サービスに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断、さらに内容もしくは広告等の掲載情報を排除又はデータのブロック・フィルターを実施(以下「本サービスの変更等」という。)できる権利を保有します。登録者は、本サービスの変更等に伴い、又は関連して、登録者又は第三者に生じたいかなる影響・結果に対して当社は一切の責任を負わないことに同意します。</p> <p>第7条（データの保護、機密保持、セキュリティポリシー）</p> <p>一般的にインターネットを通して伝達される情報は、秘密性保持の保証がされないため、当社は登録者のプライバシーや機密情報の保護に関して保証はできないものとします。</p> <p>2 当社は、本規約のもとで知り得た登録者に関する情報を当社の個人情報保護方針のもとで管理し、登録者の社名は登録者の同意に基づき当社のウェブサイト上に公表することができます。</p> <p>第8条（登録者の取引口座、パスワード、セキュリティ）</p> <p>登録者はユーザー名とパスワードを作成し、登録手続き時に当社から取引口</p>	<p>(2) 当社のウェブサイト上に変更及び修正の通知を掲示します。</p> <p>(3) その他当社が考える妥当な通知方法によって通知します。</p> <p>ただし、本規約の変更はすでに成約した取引に遡って適用しません。</p> <p>2 本規約のもとで、どのような変更通知が出された場合でも、登録者が引き続き石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウにアクセスした場合、登録者は本規約の変更を合意したものと見なします。</p> <p>第6条（本サービスの変更など）</p> <p>当社は、必要に応じて、登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、本サービスに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断、さらに内容もしくは広告等の掲載情報を排除又はデータのブロック・フィルターを実施(以下「本サービスの変更等」という。)できる権利を保有します。登録者は、本サービスの変更等に伴い、又は関連して、登録者又は第三者に生じたいかなる影響・結果に対して当社は一切の責任を負わないことに同意します。</p> <p>第7条（データの保護、機密保持、セキュリティポリシー）</p> <p>一般的にインターネットを通して伝達される情報は、秘密性保持の保証がされないため、当社は登録者のプライバシーや機密情報の保護に関して保証はできないものとします。</p> <p>2 当社は、本規約のもとで知り得た登録者に関する情報を当社の個人情報保護方針のもとで管理し、登録者の社名は登録者の同意に基づき当社のウェブサイト上に公表することができます。</p> <p>第8条（登録者の取引口座、パスワード、セキュリティ）</p> <p>登録者はユーザー名とパスワードを作成し、登録手続き時に当社から取引口</p>

新条文	旧条文
<p>座の使用許諾を受け取ります。取引口座とは取引情報、取引明細及び取引記録を表示する登録者専用の取引画面を意味します。また、登録者は取引口座に関して以下のことに同意することとします。</p> <p>(1) パスワードの秘密性を維持及び保護するという責任を負い、そのためのあらゆる方法と手段を取ることとします。それは定期的にパスワードを変更するという手段に限りません。</p> <p>(2) あらゆる方法と手段を使い、取引口座への権限のない利用を防ぐようにします。</p> <p>(3) あらゆる方法と手段を使い、パスワードの公開を防ぐようにします。</p> <p>(4) 自分の取引口座のもとで生じる事象や送られるメッセージ、保有する情報などについて責任を負います。</p> <p>(5) 取引口座の不正使用や侵害に気付いた場合は、至急当社に知らせる必要があります。この場合、当社の保安・保護・原因等に関わる諸調査には全面的に協力することとします。</p> <p>(6) 当社によって発行される本サービス利用に関するすべての通知、指示及び利用ガイドラインを遵守することとします。</p> <p>(7) 石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの通信回線に影響を及ぼすような本サービスの利用を行わないものとします。</p> <p>2 登録者は、自らが作成したユーザー名とパスワードに対していかなる権利も保有していません。さらに、登録者がユーザー名とパスワードを使用することによってどのような損害を被ったとしても当社は一切責任を負いません。また当社の裁量により、ユーザー名とパスワードを変更することができます。</p> <p>3 当社は、本サービスにおいて最高水準のセキュリティの設備を維持するために最善を尽くす努力をしますが、登録者は、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、本サービスの利用は登録者自身の責任であるということに同意することとします。</p>	<p>座の使用許諾を受け取ります。取引口座とは取引情報、取引明細及び取引記録を表示する登録者専用の取引画面を意味します。また、登録者は取引口座に関して以下のことに同意することとします。</p> <p>(1) パスワードの秘密性を維持及び保護するという責任を負い、そのためのあらゆる方法と手段を取ることとします。それは定期的にパスワードを変更するという手段に限りません。</p> <p>(2) あらゆる方法と手段を使い、取引口座への権限のない利用を防ぐようにします。</p> <p>(3) あらゆる方法と手段を使い、パスワードの公開を防ぐようにします。</p> <p>(4) 自分の取引口座のもとで生じる事象や送られるメッセージ、保有する情報などについて責任を負います。</p> <p>(5) 取引口座の不正使用や侵害に気付いた場合は、至急当社に知らせる必要があります。この場合、当社の保安・保護・原因等に関わる諸調査には全面的に協力することとします。</p> <p>(6) 当社によって発行される本サービス利用に関するすべての通知、指示及び利用ガイドラインを遵守することとします。</p> <p>(7) 石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの通信回線に影響を及ぼすような本サービスの利用を行わないものとします。</p> <p>2 登録者は、自らが作成したユーザー名とパスワードに対していかなる権利も保有していません。さらに、登録者がユーザー名とパスワードを使用することによってどのような損害を被ったとしても当社は一切責任を負いません。また当社の裁量により、ユーザー名とパスワードを変更することができます。</p> <p>3 当社は、本サービスにおいて最高水準のセキュリティの設備を維持するために最善を尽くす努力をしますが、登録者は、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、本サービスの利用は登録者自身の責任であるということに同意することとします。</p>

新条文	旧条文
<p>第9条（リンク）</p> <p>本サービスは、登録者の利便性のために他のウェブサイト及びリソースへのリンクを提供することがあります。当社は、提供するサイト及びリソースの強要は一切しておらず、リンク先に提示される内容、広告、商品及びその他の提供されているものに対して責任を負わないこととします。</p> <p>2 登録者は、直接又は間接的に、前項のサイトかリソースの利用やアクセスによって発生した損害について、当社が責任を負わないことに同意することとします。</p> <p>3 当社が第1項のサイト及びリソースをモニターしていないため、これらの第三者サイトへのハイパーリンクによるアクセスは登録者自身の責任であることに同意することとします。</p> <p>第10条（広告）</p> <p>当社は、バナーなどの方法、その他の方法で当社の広告や第三者の製品等の広告を石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上に掲載する権利を持ちます。ただし、第三者の広告は登録者の業界又は関連業界に関するものとし、また公序良俗に反するものは除外することとします。</p> <p>2 登録者は前項の場合、広告料を受け取る権利を有しないものとします。</p> <p>3 登録者が、本サービスの中で広告に出している製品や販売の促進に参加している場合、配送、商品やサービスの支払、またその他の条件、保証、その販売に関わるすべての責任は登録者と広告主の両者の間に存在し、当該登録者と広告主との間で紛争等を含むすべての事柄を解決することに同意します。</p> <p>4 登録者が広告に掲載されたサービスを利用した結果、登録者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第9条（リンク）</p> <p>本サービスは、登録者の利便性のために他のウェブサイト及びリソースへのリンクを提供することがあります。当社は、提供するサイト及びリソースの強要は一切しておらず、リンク先に提示される内容、広告、商品及びその他の提供されているものに対して責任を負わないこととします。</p> <p>2 登録者は、直接又は間接的に、前項のサイトかリソースの利用やアクセスによって発生した損害について、当社が責任を負わないことに同意することとします。</p> <p>3 当社が第1項のサイト及びリソースをモニターしていないため、これらの第三者サイトへのハイパーリンクによるアクセスは登録者自身の責任であることに同意することとします。</p> <p>第10条（広告）</p> <p>当社は、バナーなどの方法、その他の方法で当社の広告や第三者の製品等の広告を石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上に掲載する権利を持ちます。ただし、第三者の広告は登録者の業界又は関連業界に関するものとし、また公序良俗に反するものは除外することとします。</p> <p>2 登録者は前項の場合、広告料を受け取る権利を有しないものとします。</p> <p>3 登録者が、本サービスの中で広告に出している製品や販売の促進に参加している場合、配送、商品やサービスの支払、またその他の条件、保証、その販売に関わるすべての責任は登録者と広告主の両者の間に存在し、当該登録者と広告主との間で紛争等を含むすべての事柄を解決することに同意します。</p> <p>4 登録者が広告に掲載されたサービスを利用した結果、登録者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。</p>

新条文	旧条文
<p>第 11 条（所有権）</p> <p>当社（本業務に係る当社の委託先を含みます。）は、本サービスの文面、ソフトウェア（あらゆる hypertext markup 言語、Java スクリプト、Java、common gateway interface script とその他の computer コードを含む）、音楽、音、写真、ビデオ、画像、graphical user interface、フォーム、ロゴ、アイコン、図式やその他本サービスの中で当社より提示されたものについて、知的所有権を有します。</p> <p>2 登録者は、以下のことに同意することとします。</p> <p>(1) 当社は前項の知的所有権によって保護される情報へアクセスできるものとします。</p> <p>(2) 前項の知的所有権は有効であり、すべてのメディアや技術から保護されていることとします。</p> <p>(3) 登録者は、登録者による本規約又は本サービスの利用、また石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスによるサービスに関する権利、利益、便益はいかなる場合も第三者に譲渡をしないこととします。</p> <p>(4) 前項の知的所有権によって保護される情報のコピー、再生産、再送、提供、分配、出版、営利目的とした情報の悪用、派生著作物の作成、移譲を禁ずることとします。</p>	<p>第 11 条（所有権）</p> <p>当社（本業務に係る当社の委託先を含みます。）は、本サービスの文面、ソフトウェア（あらゆる hypertext markup 言語、Java スクリプト、Java、common gateway interface script とその他の computer コードを含む）、音楽、音、写真、ビデオ、画像、graphical user interface、フォーム、ロゴ、アイコン、図式やその他本サービスの中で当社より提示されたものについて、知的所有権を有します。</p> <p>2 登録者は、以下のことに同意することとします。</p> <p>(1) 当社は前項の知的所有権によって保護される情報へアクセスできるものとします。</p> <p>(2) 前項の知的所有権は有効であり、すべてのメディアや技術から保護されていることとします。</p> <p>(3) 登録者は、登録者による本規約又は本サービスの利用、また石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスによるサービスに関する権利、利益、便益はいかなる場合も第三者に譲渡をしないこととします。</p> <p>(4) 前項の知的所有権によって保護される情報のコピー、再生産、再送、提供、分配、出版、営利目的とした情報の悪用、派生著作物の作成、移譲を禁ずることとします。</p>
<p>第 12 条（登録者の義務）</p> <p>登録者は本サービスを利用する上で、当社によってその時々が発行される、利用ガイドラインや使用指示書に同意しなくてはなりません。さらに登録者はすべての適用される地方、国家、そして国際的な法規則を守ることに同意することとします。登録者は、本サービスを通して行う活動と伝達するすべての情報に責任を負うことに同意することとします。</p> <p>2 当社が登録者に対して本サービスを利用する権利を与えることに伴い、登録者は以下の条件を遵守しなければなりません</p>	<p>第 12 条（登録者の義務）</p> <p>登録者は本サービスを利用する上で、当社によってその時々が発行される、利用ガイドラインや使用指示書に同意しなくてはなりません。さらに登録者はすべての適用される地方、国家、そして国際的な法規則を守ることに同意することとします。登録者は、本サービスを通して行う活動と伝達するすべての情報に責任を負うことに同意することとします。</p> <p>2 当社が登録者に対して本サービスを利用する権利を与えることに伴い、登録者は以下の条件を遵守しなければなりません</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 登録者は、取引口座に関して次条を遵守しなければなりません。</p> <p>(2) 登録者はいかなる人や組織も装おうことは認められません。</p> <p>(3) 登録者はデータ、メッセージ及びその他の内容のすべてに責任を負うものとしします。</p> <p>(4) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの接続を妨げることを禁じます。</p> <p>(5) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの不正なアクセスを試みることを禁じます。</p> <p>(6) 登録者は本サービスに接続されたネットワークの、すべての条件、規則、ポリシー及び手順に従うものとしします。登録者は、他の登録者に関する財務情報等の個人情報の収集のために本サービスを利用しないことに同意することとしします。</p> <p>(7) 登録者は、いかなる場合でも、商業目的のため(本サービスの利用によって生じる取引や活動は除く。)又は直接的な金融上の利益を得るために、他の登録者の個人情報を使用しないものとしします。</p> <p>(8) 登録者は、いかなる種類のチェーンレター、迷惑メール、スパミング、勧誘広告(営利、非営利を問わず)又は対大衆のコミュニケーションを目的としてサービスを利用しないものとしします。</p> <p>(9) 登録者は、ウィルスを含むファイル、崩壊したファイル又はいかなる同様のソフトウェア、プログラム、マクロ、他のコンピューターに損害を与えうるファイルをアップロード又は配布してはなりません。</p> <p>(10) 登録者は本サービス又はウェブサイトはいかなる非合法あるいは不法目的で使用し、不法な資料の提供、分配又は送付を含む行為(不法な文章、画像、ビデオ、プログラム又はオーディオ、さらに同類の海賊版を含みますが、それに限りません。)をしてはなりません。</p> <p>(11) 登録者は、非合法、嫌がらせ、中傷的、虐待的、脅迫的、有害、不愉快、下品、常識外れ、俗悪、人種及び民族差別で屈辱的又はその他当</p>	<p>(1) 登録者は、取引口座に関して次条を遵守しなければなりません。</p> <p>(2) 登録者はいかなる人や組織も装おうことは認められません。</p> <p>(3) 登録者はデータ、メッセージ及びその他の内容のすべてに責任を負うものとしします。</p> <p>(4) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの接続を妨げることを禁じます。</p> <p>(5) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの不正なアクセスを試みることを禁じます。</p> <p>(6) 登録者は本サービスに接続されたネットワークの、すべての条件、規則、ポリシー及び手順に従うものとしします。登録者は、他の登録者に関する財務情報等の個人情報の収集のために本サービスを利用しないことに同意することとしします。</p> <p>(7) 登録者は、いかなる場合でも、商業目的のため(本サービスの利用によって生じる取引や活動は除く。)又は直接的な金融上の利益を得るために、他の登録者の個人情報を使用しないものとしします。</p> <p>(8) 登録者は、いかなる種類のチェーンレター、迷惑メール、スパミング、勧誘広告(営利、非営利を問わず)又は対大衆のコミュニケーションを目的としてサービスを利用しないものとしします。</p> <p>(9) 登録者は、ウィルスを含むファイル、崩壊したファイル又はいかなる同様のソフトウェア、プログラム、マクロ、他のコンピューターに損害を与えうるファイルをアップロード又は配布してはなりません。</p> <p>(10) 登録者は本サービス又はウェブサイトはいかなる非合法あるいは不法目的で使用し、不法な資料の提供、分配又は送付を含む行為(不法な文章、画像、ビデオ、プログラム又はオーディオ、さらに同類の海賊版を含みますが、それに限りません。)をしてはなりません。</p> <p>(11) 登録者は、非合法、嫌がらせ、中傷的、虐待的、脅迫的、有害、不愉快、下品、常識外れ、俗悪、人種及び民族差別で屈辱的又はその他当</p>

新条文	旧条文
<p>社が本規約を履行する上で好ましくないと判断されるメッセージや内容を石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのいかなる場所において、送付、掲示、伝達するために、本サービスを利用してはならないことに同意することとします。当社は商取引上好ましくないと判断した場合、特に、刑事、民事責任が問われると考えられるもの又は関連法規制や条例に違反する恐れがあると判断した場合は、当該本サービスの提供を即座に中止します。また当該利用の差し止め手続きをとることとします。</p> <p>(12) 登録者は、他の登録者による本サービスの利用を妨げてはなりません。</p> <p>(13) 登録者は、本規約のもとで想定され得る商業的目的以外の目的又は他の競合するオンラインサービスの使用又は加入を勧誘する目的で本サービスを利用してはなりません。</p> <p>(14) 登録者は、本サービスの利用のため第 7 条第 2 項で秘密情報として保護されているものを除き、すべての情報は公表されることに同意します。</p> <p>(15) 登録者は、当社が本サービス内に記載された内容を予告なしに変更及び削除できる権利を有し、また登録者が本サービス内に記載された内容について異議がある場合でも、当社はそれらを変更及び削除するいかなる義務も負わないことに同意します。また、当社は第 21 条に従ってメールにて本サービス内に記載された内容の変更及び削除に関する通知を送信します。</p> <p>(16) 登録者は、当社が本サービスの提供、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの保守管理及び本規約に基づく義務を履行する上で必要又は便宜的な措置を実行する目的で、次のイ又はロに記載された登録者が当社に提供するコンテンツを当社が使用するライセンス又は許可を獲得する権利を有することに同意します。また、登録者はそれらの情</p>	<p>社が本規約を履行する上で好ましくないと判断されるメッセージや内容を石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのいかなる場所において、送付、掲示、伝達するために、本サービスを利用してはならないことに同意することとします。当社は商取引上好ましくないと判断した場合、特に、刑事、民事責任が問われると考えられるもの又は関連法規制や条例に違反する恐れがあると判断した場合は、当該本サービスの提供を即座に中止します。また当該利用の差し止め手続きをとることとします。</p> <p>(12) 登録者は、他の登録者による本サービスの利用を妨げてはなりません。</p> <p>(13) 登録者は、本規約のもとで想定され得る商業的目的以外の目的又は他の競合するオンラインサービスの使用又は加入を勧誘する目的で本サービスを利用してはなりません。</p> <p>(14) 登録者は、本サービスの利用のため第 7 条第 2 項で秘密情報として保護されているものを除き、すべての情報は公表されることに同意します。</p> <p>(15) 登録者は、当社が本サービス内に記載された内容を予告なしに変更及び削除できる権利を有し、また登録者が本サービス内に記載された内容について異議がある場合でも、当社はそれらを変更及び削除するいかなる義務も負わないことに同意します。また、当社は第 21 条に従ってメールにて本サービス内に記載された内容の変更及び削除に関する通知を送信します。</p> <p>(16) 登録者は、当社が本サービスの提供、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの保守管理及び本規約に基づく義務を履行する上で必要又は便宜的な措置を実行する目的で、次のイ又はロに記載された登録者が当社に提供するコンテンツを当社が使用するライセンス又は許可を獲得する権利を有することに同意します。また、登録者はそれらの情</p>

新条文	旧条文
<p>報のアップロード及びダウンロードを実行することでこれらの知的 所有権を取得するものではないことに同意します。</p> <p>イ 登録者が、当社に提供するコンテンツ（登録者のユーザー名を含む） に関わる知的所有権の法的所有者であることを保証します。</p> <p>ロ 登録者が、当社に提供するコンテンツに関わる知的所有権の法的所 有者でない場合は、登録者は、本規約のもとで登録者自身や、当社 が同コンテンツを使用し、取り扱う権利を真の知的所有権者から許 諾されていることを保証します。</p> <p>ハ 同号イ及びロに従い、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウに表示 されるコンテンツの所有者がコンテンツに含まれる知的所有権を 保有します。</p> <p>(17) 登録者は、当社が登録者の提供するコンテンツに対して保証しないこ と、また同コンテンツに表現されるいかなる脅迫的、中傷的、嫌がら せの的な、不快な情報に対して、また、第三者の有する知的所有権の侵 害問題やコンテンツを使った犯罪に対して責任を負わないことに同 意します。</p> <p>(18) 登録者が第三者の知的所有権を侵害し又は関連した適用法や国際法 規に違反するコンテンツや情報を当社に提供、掲載した場合は、当社 は直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係る TOCOM ウィ ンドウの使用権の無効及び石油現物取引に係る TOCOM ウインドウへのア クセスの禁止措置を登録者に通知することなく実施し、直ちに発効す ることができます。</p> <p>(19) 登録者は当社に対して、権利侵害の申し立て、不快な内容の掲示物の 苦情を連絡することができ、当社はそれらの申し立て、苦情について自 己の裁量において調査を行うことができます。当社は、提供されたコ ンテンツが、関連法規に違反すると判断した場合、その内容の削除及 びアクセス権を無効とする権利を有し、さらに登録者の除名を通知す</p>	<p>報のアップロード及びダウンロードを実行することでこれらの知的 所有権を取得するものではないことに同意します。</p> <p>イ 登録者が、当社に提供するコンテンツ（登録者のユーザー名を含む） に関わる知的所有権の法的所有者であることを保証します。</p> <p>ロ 登録者が、当社に提供するコンテンツに関わる知的所有権の法的所 有者でない場合は、登録者は、本規約のもとで登録者自身や、当社 が同コンテンツを使用し、取り扱う権利を真の知的所有権者から許 諾されていることを保証します。</p> <p>ハ 同号イ及びロに従い、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウに表示 されるコンテンツの所有者がコンテンツに含まれる知的所有権を 保有します。</p> <p>(17) 登録者は、当社が登録者の提供するコンテンツに対して保証しないこ と、また同コンテンツに表現されるいかなる脅迫的、中傷的、嫌がら せの的な、不快な情報に対して、また、第三者の有する知的所有権の侵 害問題やコンテンツを使った犯罪に対して責任を負わないことに同 意します。</p> <p>(18) 登録者が第三者の知的所有権を侵害し又は関連した適用法や国際法 規に違反するコンテンツや情報を当社に提供、掲載した場合は、当社 は直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係る TOCOM ウィ ンドウの使用権の無効及び石油現物取引に係る TOCOM ウインドウへのア クセスの禁止措置を登録者に通知することなく実施し、直ちに発効す ることができます。</p> <p>(19) 登録者は当社に対して、権利侵害の申し立て、不快な内容の掲示物の 苦情を連絡することができ、当社はそれらの申し立て、苦情について自 己の裁量において調査を行うことができます。当社は、提供されたコ ンテンツが、関連法規に違反すると判断した場合、その内容の削除及 びアクセス権を無効とする権利を有し、さらに登録者の除名を通知す</p>

新条文	旧条文
<p>る権利を有するものとします。</p> <p>3 登録者は、本規約に同意し本サービスを受ける場合、以下の各事項を遵守することとします。</p> <p>(1) 前2項の内容に加え、以下の情報を提供及びアップデートすることとします。</p> <p>イ 支払形態とスケジュール</p> <p>ロ 取引と支払いに必要な銀行関連の情報</p> <p>ハ 連絡先(電話番号又はE-mail アドレス)</p> <p>ニ その時々当社が合理的な理由により提出を求める他の情報</p> <p>(2) 登録者は、前号の提供及びアップデートしないことによって生じる当社の被る損害を補償することとします。</p> <p>(3) 登録者は、当社が折々に変更する本規約及び変更に関する利用ガイドラインに従うこととします。</p> <p>4 登録者が前3項までのいずれかに反した場合、当社は即座に石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスを禁止する措置を取ることができます。</p> <p>5 本規約のもとで買手と売手の間で実施されるエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度に関わる売買については、第14条及び第15条に基づく取引の基本条件及び基本取引契約書に基づいて行われるものとします。</p> <p>個々の取引は取引に際して石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上に表示された取引の個別条件に基づいて成約するものとします。各成約当事者は、当社が当該取引の合意に基づき発行する「ご契約内容確認書」に基づいて、当該取引を当社の定める諸規程に従い取引を確定するものとします。なお、当社は成約に基づき又は関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとします。</p> <p>6 取引は、日本の法規制が適用されます。デリバティブ取引に関する法規</p>	<p>る権利を有するものとします。</p> <p>3 登録者は、本規約に同意し本サービスを受ける場合、以下の各事項を遵守することとします。</p> <p>(1) 前2項の内容に加え、以下の情報を提供及びアップデートすることとします。</p> <p>イ 支払形態とスケジュール</p> <p>ロ 取引と支払いに必要な銀行関連の情報</p> <p>ハ 連絡先(電話番号又はE-mail アドレス)</p> <p>ニ その時々当社が合理的な理由により提出を求める他の情報</p> <p>(2) 登録者は、前号の提供及びアップデートしないことによって生じる当社の被る損害を補償することとします。</p> <p>(3) 登録者は、当社が折々に変更する本規約及び変更に関する利用ガイドラインに従うこととします。</p> <p>4 登録者が前3項までのいずれかに反した場合、当社は即座に石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスを禁止する措置を取ることができます。</p> <p>5 本規約のもとで買手と売手の間で実施されるエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度に関わる売買については、第14条及び第15条に基づく取引の基本条件及び基本取引契約書に基づいて行われるものとします。</p> <p>個々の取引は取引に際して石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上に表示された取引の個別条件に基づいて成約するものとします。各成約当事者は、当社が当該取引の合意に基づき発行する「ご契約内容確認書」に基づいて、当該取引を当社の定める諸規程に従い取引を確定するものとします。なお、当社は成約に基づき又は関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとします。</p> <p>6 取引は、日本の法規制が適用されます。デリバティブ取引に関する法規</p>

新条文	旧条文
<p>制（使用許諾、知的財産、課税、収入を含む）に対して、登録者は遵守する義務があります。</p> <p>7 登録者は、他の登録者のユーザーとのコミュニケーションに適宜対応する義務を負っています。当社はユーザー間のかかるやり取りに対して、一切の責任を負いません。</p>	<p>制（使用許諾、知的財産、課税、収入を含む）に対して、登録者は遵守する義務があります。</p> <p>7 登録者は、他の登録者のユーザーとのコミュニケーションに適宜対応する義務を負っています。当社はユーザー間のかかるやり取りに対して、一切の責任を負いません。</p>
<p>第13条（取引口座）</p> <p>登録者は、登録者の取引口座を管理する役職員（役員にあつては常勤とします。）を取引管理責任者に任命し、当該取引口座の全責任は登録者が負うこととします。</p> <p>2 登録者及び取引管理責任者は、以下の事項を行うこととします。</p> <p>(1) 登録者の取引口座及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスする個人(認定ユーザー)を登録者自身の代理人として任命することとします。</p> <p>(2) 取引口座へのアクセスのために自らが作成したユーザー名とパスワードを使用することとします。</p> <p>(3) 認定ユーザーの行為を監督し、責任を持つこととします。</p> <p>(4) 取引口座をチェックし、認定ユーザーの行ったコンテンツの掲載、取引行為を精査・監督することとします。</p> <p>(5) 他の登録者の認定ユーザーから取引の照会等を受けた場合は、遅滞なく、照会日を含む2営業日以内に当該照会等について対応することとします。</p> <p>(6) 登録者の取引口座やサービスの利用に関して、当社からの質問や指示があった場合は、即座に対応することとします。</p> <p>(7) 登録情報を常に正確に更新された情報として維持することとします。</p> <p>(8) 登録者の取引口座の継続的な利用を保証し、効率的な操作を行わせるために必要な行為をすべて実行することとします。</p>	<p>第13条（取引口座）</p> <p>登録者は、登録者の取引口座を管理する役職員（役員にあつては常勤とします。）を取引管理責任者に任命し、当該取引口座の全責任は登録者が負うこととします。</p> <p>2 登録者及び取引管理責任者は、以下の事項を行うこととします。</p> <p>(3) 登録者の取引口座及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスする個人(認定ユーザー)を登録者自身の代理人として任命することとします。</p> <p>(2) 取引口座へのアクセスのために自らが作成したユーザー名とパスワードを使用することとします。</p> <p>(3) 認定ユーザーの行為を監督し、責任を持つこととします。</p> <p>(4) 取引口座をチェックし、認定ユーザーの行ったコンテンツの掲載、取引行為を精査・監督することとします。</p> <p>(5) 他の登録者の認定ユーザーから取引の照会等を受けた場合は、遅滞なく、照会日を含む2営業日以内に当該照会等について対応することとします。</p> <p>(6) 登録者の取引口座やサービスの利用に関して、当社からの質問や指示があった場合は、即座に対応することとします。</p> <p>(7) 登録情報を常に正確に更新された情報として維持することとします。</p> <p>(8) 登録者の取引口座の継続的な利用を保証し、効率的な操作を行わせるために必要な行為をすべて実行することとします。</p>

新条文	旧条文
<p>(9) ユーザー名及びパスワードを保護し、取引口座の権限のない使用の防止、ユーザー名及びパスワードを第1号以外の第三者に開示しない合理的な手段を講ずることとします。当該手段としてはパスワードを定期的に変更することなど考えられますが、これに限定されるものではありません。</p> <p>(10) 第1号以外の第三者とユーザー名及びパスワードを共有、共用しないものとします。</p> <p>(11) 当社がユーザー名を不適切、不相当と判断した場合、それらのユーザー名を変更することとします。</p> <p>3 登録者は、取引管理責任者及び認定ユーザーが本規約のすべての条件を遵守することを保証することとします。</p> <p>4 登録者、取引管理責任者及び認定ユーザーは、登録者と関わりのないデータや情報を受け取った場合、当社へ直ちに通知する必要があります。登録者は、そのようなすべてのデータや情報をすぐに登録者のコンピュータ・システムから削除し、誤りの修正のために必要な措置を取引管理責任者と認定ユーザーに取らせなければなりません。</p>	<p>(9) ユーザー名及びパスワードを保護し、取引口座の権限のない使用の防止、ユーザー名及びパスワードを第1号以外の第三者に開示しない合理的な手段を講ずることとします。当該手段としてはパスワードを定期的に変更することなど考えられますが、これに限定されるものではありません。</p> <p>(10) 第1号以外の第三者とユーザー名及びパスワードを共有、共用しないものとします。</p> <p>(11) 当社がユーザー名を不適切、不相当と判断した場合、それらのユーザー名を変更することとします。</p> <p>3 登録者は、取引管理責任者及び認定ユーザーが本規約のすべての条件を遵守することを保証することとします。</p> <p>4 登録者、取引管理責任者及び認定ユーザーは、登録者と関わりのないデータや情報を受け取った場合、当社へ直ちに通知する必要があります。登録者は、そのようなすべてのデータや情報をすぐに登録者のコンピュータ・システムから削除し、誤りの修正のために必要な措置を取引管理責任者と認定ユーザーに取らせなければなりません。</p>
<p>第14条（受渡供用品）</p> <p>第17条第1号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とします。</p> <p>(1) ガソリン</p> <p>日本産業規格K2202の2号の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン</p> <p>(2) 灯油</p> <p>イ 灯油</p> <p>日本産業規格 K2203 の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は</p>	<p>第14条（受渡供用品）</p> <p>第16条第1号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とします。</p> <p>(1) ガソリン</p> <p>日本産業規格K2202の2号の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン</p> <p>(2) 灯油</p> <p>イ 灯油</p> <p>日本産業規格 K2203 の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は</p>

新条文	旧条文
<p>輸入通関が完了した輸入灯油</p> <p>ロ A重油 日本産業規格 K2205 表 1 に掲げる 1 種の品質基準を満たした国内精製重油又は輸入通関が完了した輸入重油</p> <p>ハ ジェット燃料 日本産業規格 K2209 の品質基準を満たした国内精製航空タービン燃料油又は輸入通関が完了した輸入航空タービン燃料油</p> <p>(2) 軽油 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第22条第 1 項の規格に適合し、かつ、日本産業規格K2209表 1 に掲げるいずれかの種類（特 1 号～特 3 号）の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油</p> <p>2 第 17 条第 2 号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、受渡当事者間で合意した受渡品とします。</p> <p>第 15 条（取引について）</p> <p>1 第 17 条第 1 号により行われる取引については、次の各号に定めるもののほか、当社の諸規程により行なうこととします。</p> <p>(1) スタンダード海上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。以下この条において同じ。）の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡月の 25 日の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日まで</p>	<p>輸入通関が完了した輸入灯油</p> <p>ロ A重油 日本産業規格 K2205 表 1 に掲げる 1 種の品質基準を満たした国内精製重油又は輸入通関が完了した輸入重油</p> <p>ハ ジェット燃料 日本産業規格 K2209 の品質基準を満たした国内精製航空タービン燃料油又は輸入通関が完了した輸入航空タービン燃料油</p> <p>(4) 軽油 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第22条第 1 項の規格に適合し、かつ、日本産業規格K2209表 1 に掲げるいずれかの種類（特 1 号～特 3 号）の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油</p> <p>2 第 17 条第 2 号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、受渡当事者間で合意した受渡品とします。</p> <p>第 15 条（取引について）</p> <p>1 第 16 条第 1 号により行われる取引については、次の各号に定めるもののほか、当社の諸規程により行なうこととします。</p> <p>(1) スタンダード海上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。以下この条において同じ。）の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡月の 25 日の午後 3 時 15 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日まで</p>

新条文	旧条文
<p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 100KL</p> <p>受渡方法： 内航船による受渡しとなります。内航船は、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入港許可基準に合致したものを手配するものとします。内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。ただし、一委託者若しくは一市場取引参加者の自己の計算による渡し枚数が 30 枚を超えるとき、内航船の入港許可が得られないとき、港内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 100KL を分割して受渡しすることができます。</p>	<p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 100KL</p> <p>受渡方法： 内航船による受渡しとなります。内航船は、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入港許可基準に合致したものを手配するものとします。内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。ただし、一委託者若しくは一市場取引参加者の自己の計算による渡し枚数が 30 枚を超えるとき、内航船の入港許可が得られないとき、港内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 100KL を分割して受渡しすることができます。</p>

新条文	旧条文
<p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡については、当社の下記のエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 バージガソリン 【灯油】 バージ灯油 【未課税軽油】 バージ軽油 【A 重油・LSA】 バージ灯油</p> <p>(2) スタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から<u>受渡月の 25 日</u>の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日まで</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>取引市場： 横浜・川崎製油所（JX 根岸/水江 shell/TG 川崎 EMG/TG 川崎キグナス/TG 川崎コスモ）、千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉 Shell/TG 千葉 EMG/TG 千葉キグナス/富士袖ヶ浦） 中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市）</p>	<p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡又は立会外取引及び希望受渡については、当社の下記のエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 バージガソリン又は<u>バージガソリンスワップ</u> 【灯油】 バージ灯油又は<u>プラッツバージ灯油スワップ</u> 【未課税軽油】 バージ軽油又は<u>プラッツバージ軽油スワップ</u> 【A 重油・LSA】 バージ灯油又は<u>プラッツバージ灯油スワップ</u></p> <p>(2) スタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から<u>受渡期日</u>の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日まで</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>取引市場： 横浜・川崎製油所（JX 根岸/水江 shell/TG 川崎 EMG/TG 川崎キグナス/TG 川崎コスモ）、千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉 Shell/TG 千葉 EMG/TG 千葉キグナス/富士袖ヶ浦） 中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市）</p>

新条文	旧条文
<p>阪神製油所 (TG 堺 EMG/TG 堺太陽/TG 堺 shell/TG 堺キグナス/コスモ堺/JX 大阪)</p> <p>注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種 10KL <u>未課税軽油</u> <u>100KL</u></p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。</p> <p>渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所：</p>	<p>阪神製油所 (TG 堺 EMG/TG 堺太陽/TG 堺 shell/TG 堺キグナス/コスモ堺/JX 大阪)</p> <p>注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 <u>未課税軽油</u> A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。</p> <p>渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所：</p>

新条文	旧条文
<p>原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の10KL <u>又は100KL</u>を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いたKLあたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10円/KLとなります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】中京ローリーガソリン 【灯油】中京ローリー灯油 【未課税軽油】<u>バージ軽油</u> 【A重油・LSA】中京ローリー灯油</p> <p>(3) スタンダード二次基地陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前8時45分から午後3時15分</p> <p>取引期間： 受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の1日から当該月の末日まで</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場：</p>	<p>原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の10KLを分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いたKLあたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10円/KLとなります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡<u>又は立会外取引及び希望受渡</u>については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】中京ローリーガソリン<u>又はローリーガソリンスワップ</u> 【灯油】中京ローリー灯油<u>又はプラッツローリー灯油スワップ</u> 【未課税軽油】<u>プラッツローリー軽油スワップ</u> 【A重油・LSA】中京ローリー灯油<u>又はプラッツローリー灯油スワップ</u></p> <p>(3) スタンダード二次基地陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前8時45分から午後3時15分</p> <p>取引期間： 受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡<u>期日</u>の前々営業日の午前11時59分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の1日から当該月の末日まで</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場：</p>

新条文	旧条文
<p>京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T横浜） 中京二次基地（丸中 9 号地/豊通 9 号地/兼松 9 号地） 阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）</p> <p>注文入力の際にルート指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種 10KL <u>未課税軽油</u> <u>100KL</u></p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。</p> <p>渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p>	<p>京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T横浜） 中京二次基地（丸中 9 号地/豊通 9 号地/兼松 9 号地） 阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）</p> <p>注文入力の際にルート指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 <u>未課税軽油</u> A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。</p> <p>渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p>

新条文	旧条文
<p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL <u>又は 100KL</u> を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン 【灯油】 中京ローリー灯油 【未課税軽油】 <u>バージ軽油</u> 【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油</p> <p>(4) ノンスタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡月の 25 日の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日より 2 営業日後から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種：</p>	<p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡又は立会外取引及び希望受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン<u>又はローリーガソリンスワップ</u> 【灯油】 中京ローリー灯油<u>又はプラッツローリー灯油スワップ</u> 【未課税軽油】 <u>プラッツローリー軽油スワップ</u> 【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油<u>又はプラッツローリー灯油スワップ</u></p> <p>(4) ノンスタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日より 2 営業日後から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種：</p>

新条文	旧条文
<p>ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>出荷地及びルート： 自由に記載できます。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種 10KL <u>未課税軽油</u> <u>100KL</u></p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとします。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。 渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 渡方の指定した期間内で原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL <u>又は 100KL</u> を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格：</p>	<p>ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>出荷地及びルート： 自由に記載できます。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 <u>未課税軽油</u> A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとします。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。 渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 渡方の指定した期間内で原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格：</p>

新条文	旧条文
<p>税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン 【灯油】 中京ローリー灯油 【未課税軽油】 <u>バージ軽油</u> 【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油</p> <p>2 第 17 条第 2 号により行われる取引については、次の各号に定めるものを除き、受渡当事者の合意により行なうこととします。</p> <p>(1) スタンダード海上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡月の 25 日の午後 3 時 15 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製</p>	<p>税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡又は立会外取引及び希望受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン又はローリーガソリンスワップ 【灯油】 中京ローリー灯油又はプラッツローリー灯油スワップ 【未課税軽油】 <u>プラッツローリー軽油スワップ</u> 【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油又はプラッツローリー灯油スワップ</p> <p>2 第 17 条第 2 号により行われる取引については、次の各号に定めるものを除き、受渡当事者の合意により行なうこととします。</p> <p>(1) スタンダード海上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡月の 25 日の午後 3 時 15 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製</p>

新条文	旧条文
<p>油所)</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 100KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>(2) スタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場： 横浜・川崎製油所 (JX 根岸/水江 shell/TG 川崎 EMG/TG 川崎キグナス/TG 川崎コスモ)、千葉製油所 (出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉 Shell/TG 千葉 EMG/TG 千葉キグナス/富士袖ヶ浦) 中京製油所 (昭和四日市/コスモ四日市) 阪神製油所 (TG 堺 EMG/TG 堺太陽/TG 堺 shell/TG 堺キグナス/コスモ堺 /JX 大阪)</p>	<p>油所)</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 100KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>(2) スタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場： 横浜・川崎製油所 (JX 根岸/水江 shell/TG 川崎 EMG/TG 川崎キグナス/TG 川崎コスモ)、千葉製油所 (出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉 Shell/TG 千葉 EMG/TG 千葉キグナス/富士袖ヶ浦) 中京製油所 (昭和四日市/コスモ四日市) 阪神製油所 (TG 堺 EMG/TG 堺太陽/TG 堺 shell/TG 堺キグナス/コスモ堺 /JX 大阪)</p>

新条文	旧条文
<p>注文入力の際にルート指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いたKLあたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10円/KLとなります。</p> <p>(3) スタンダード二次基地陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前8時45分から午後3時15分</p> <p>取引期間： 受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。</p> <p>受渡期間： 受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T横浜） 中京二次基地（丸中9号地/豊通9号地/兼松9号地）</p>	<p>注文入力の際にルート指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いたKLあたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10円/KLとなります。</p> <p>(3) スタンダード二次基地陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前8時45分から午後3時15分</p> <p>取引期間： 受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。</p> <p>受渡期間： 受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T横浜） 中京二次基地（丸中9号地/豊通9号地/兼松9号地）</p>

新条文	旧条文
<p>阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>(4) ノンスタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>出荷地及びルート： 自由に記載できます。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p>	<p>阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>(4) ノンスタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>出荷地及びルート： 自由に記載できます。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p>

新条文	旧条文
<p>第 16 条（取引の確認）</p> <p>前条第 2 項各号の規定に基づく取引の場合、当社は、売主及び買主に当該取引に係る受渡しの履行について確認するものとし、売主及び買主は速やかに当該受渡しの履行状況を当社に報告しなければなりません。</p> <p>2 当社は、必要と認めるときは、登録者に対して、当該石油現物取引に係る書類等を提出させることができるものとします。</p> <p>第 17 条（取引の支払）</p> <p>本規約に基づく取引の支払いは、次の各号のいずれかを売主、買主の合意に基づき選択して行うこととします。</p> <p>(1) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、当社の受渡制度に定める方法に従い支払うこととします。格差に係わる代金については売主と買主の当事者間の合意に基づき現物受渡しを受託している受託取引参加者を通じて行うこととします。</p> <p>(2) 与信による契約の場合、買主は、与信による契約の場合には売主と買主の当事者間の合意に基づき決定された支払期日の銀行営業終了時刻、CODによる契約の場合は製品納入日の前日の銀行営業終了時刻までに契約金額を売主に支払うこととします。これらの清算は当事者間の責任において行い、当社は一切関知しません。</p> <p>第 18 条（登録の解除）</p> <p>登録者が登録の解除を行う場合、当社に対して登録解除希望日より起算して 2 週間前までに解除手続きを行うものとします。なお、2 週間前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。</p> <p>2 次の各号に該当する場合、当社は登録者に対して登録解除の通知を行う権利を有するものとします。なお通知が行われた場合、すでに行っている</p>	<p>第 16 条（取引の確認）</p> <p>前条第 2 項各号の規定に基づく取引の場合、当社は、売主及び買主に当該取引に係る受渡しの履行について確認するものとし、売主及び買主は速やかに当該受渡しの履行状況を当社に報告しなければなりません。</p> <p>2 当社は、必要と認めるときは、登録者に対して、当該石油現物取引に係る書類等を提出させることができるものとします。</p> <p>第 17 条（取引の支払）</p> <p>本規約に基づく取引の支払いは、次の各号のいずれかを売主、買主の合意に基づき選択して行うこととします。</p> <p>(1) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度により清算を行う場合、当社の受渡制度に定める方法に従い支払うこととします。格差に係わる代金については売主と買主の当事者間の合意に基づき現物受渡しを受託している受託取引参加者を通じて行うこととします。</p> <p>(2) 与信による契約の場合、買主は、与信による契約の場合には売主と買主の当事者間の合意に基づき決定された支払期日の銀行営業終了時刻、CODによる契約の場合は製品納入日の前日の銀行営業終了時刻までに契約金額を売主に支払うこととします。これらの清算は当事者間の責任において行い、当社は一切関知しません。</p> <p>第 18 条（登録の解除）</p> <p>登録者が登録の解除を行う場合、当社に対して登録解除希望日より起算して 2 週間前までに解除手続きを行うものとします。なお、2 週間前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。</p> <p>2 次の各号に該当する場合、当社は登録者に対して登録解除の通知を行う権利を有するものとします。なお通知が行われた場合、すでに行っている</p>

新条文	旧条文
<p>取引の引渡しもしくは償還が完了次第登録を解除するものとします。</p> <p>(1) 支払停止の状態に陥り又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立の原因を生じ、又はその申立を受け、若しくは自らこれらの申立をした場合</p> <p>(2) 合併によらず解散した場合</p> <p>(3) 法令等の違反に関して処分等が行われた場合</p> <p>(4) 本規約に違反した場合</p> <p>(5) 当社に通知せず組織又は営業につき重大な変更をした場合</p> <p>(6) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合</p> <p>(7) 不特定の複数社より正当な理由に基づいて登録解除の要請が行われた場合</p> <p>(8) 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係る TOCOM ウインドウにアクセスしなかった場合</p> <p>(9) 登録者が不当に、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの取引等の妨げとなるような行為をしたとみなした場合</p>	<p>取引の引渡しもしくは償還が完了次第登録を解除するものとします。</p> <p>(1) 支払停止の状態に陥り又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立の原因を生じ、又はその申立を受け、若しくは自らこれらの申立をした場合</p> <p>(2) 合併によらず解散した場合</p> <p>(3) 法令等の違反に関して処分等が行われた場合</p> <p>(4) 本規約に違反した場合</p> <p>(5) 当社に通知せず組織又は営業につき重大な変更をした場合</p> <p>(6) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合</p> <p>(7) 不特定の複数社より正当な理由に基づいて登録解除の要請が行われた場合</p> <p>(8) 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係る TOCOM ウインドウにアクセスしなかった場合</p> <p>(9) 登録者が不当に、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの取引等の妨げとなるような行為をしたとみなした場合</p>
<p>第 19 条（保証の免責）</p> <p>登録者は、自己の責任において本サービスを利用することに同意することとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの内容、および登録者が本サービスを通じて知りうるすべてのデータ、情報等について、その完全性、正確性、適用性、確実性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。</p> <p>3 当社は、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウを通じた登録者の取引が遮断されないこと、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの適時性や信頼性、エラーフリー、ウィルスや有害なコードやプログラム及びマクロから保護されることについて取引上、また品質上一切の保証をいたしません。</p>	<p>第 19 条（保証の免責）</p> <p>登録者は、自己の責任において本サービスを利用することに同意することとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの内容、および登録者が本サービスを通じて知りうるすべてのデータ、情報等について、その完全性、正確性、適用性、確実性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。</p> <p>3 当社は、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウを通じた登録者の取引が遮断されないこと、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの適時性や信頼性、エラーフリー、ウィルスや有害なコードやプログラム及びマクロから保護されることについて取引上、また品質上一切の保証をいたしません。</p>

新条文	旧条文
<p>4 登録者は、ダウンロード又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの利用から得たあらゆる資料やデータを登録者自身の判断とリスクによって使用し、登録者のコンピュータ・システムやデータ喪失などの損害が発生した場合はそのすべての責任を登録者が負うものとします。</p> <p>5 当社は登録者が石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウを通じて入手したいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報(口頭又は文面にて)の保証は行わないものとします。また、当社は、いかなる商業取引の安全性、投資クラス、登録者が入手可能なリンクされた他サイトに含まれるいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報、(口頭又は文面にて)及びその情報源について一切保証いたしません。また、その発信源が石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの他の登録者の情報に関わる場合であっても保証はいたしません。</p> <p>石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上の情報源は、信頼性が提唱されているものであるが、いかなるデータ、ニュース、情報、レポート、意見又は提言は、ある特定の個人やクラス向けにカスタマイズされたものではありません。</p> <p>石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上のテキスト、グラフィックス又はその他の形態で示される情報やデータは、不正確な内容又はエラーのものも含まれている可能性があり、当社とその情報提供者は定期的に情報やデータを変更する権利を保有します。</p>	<p>4 登録者は、ダウンロード又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの利用から得たあらゆる資料やデータを登録者自身の判断とリスクによって使用し、登録者のコンピュータ・システムやデータ喪失などの損害が発生した場合はそのすべての責任を登録者が負うものとします。</p> <p>5 当社は登録者が石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウを通じて入手したいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報(口頭又は文面にて)の保証は行わないものとします。また、当社は、いかなる商業取引の安全性、投資クラス、登録者が入手可能なリンクされた他サイトに含まれるいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報、(口頭又は文面にて)及びその情報源について一切保証いたしません。また、その発信源が石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの他の登録者の情報に関わる場合であっても保証はいたしません。</p> <p>石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上の情報源は、信頼性が提唱されているものであるが、いかなるデータ、ニュース、情報、レポート、意見又は提言は、ある特定の個人やクラス向けにカスタマイズされたものではありません。</p> <p>石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上のテキスト、グラフィックス又はその他の形態で示される情報やデータは、不正確な内容又はエラーのものも含まれている可能性があり、当社とその情報提供者は定期的に情報やデータを変更する権利を保有します。</p>
<p>第 20 条 (損害に対する免責)</p> <p>当社は、以下から生じたいかなる登録者の損害に対して責任を負わないことを登録者は同意することとします。</p> <p>(1) 当社を通して提供された内容の信頼性による損害</p> <p>(2) 権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、当社が登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害</p>	<p>第 20 条 (損害に対する免責)</p> <p>当社は、以下から生じたいかなる登録者の損害に対して責任を負わないことを登録者は同意することとします。</p> <p>(1) 当社を通して提供された内容の信頼性による損害</p> <p>(2) 権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、当社が登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害</p>

新条文	旧条文
<p>(3) いかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延又はコンピュータウィルスによる損害</p> <p>(4) 外部のサイト(すべての広告のサイトを含む)の使用やアクセスによる損害</p> <p>(5) 商品や役務の代替品の調達費用、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウを通して購入した商品や当該役務やその他の商取引による損害</p> <p>(6) 本サービスの中断、一時停止、強制差し止めによる損害。</p> <p>2 前項各号及び本規約の他の条文において定められている当社の免責又は責任制限について、当社又は当社従業員による故意又は重過失から生じた損害については、当該免責又は責任制限は適用されない。</p>	<p>(3) いかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延又はコンピュータウィルスによる損害</p> <p>(4) 外部のサイト(すべての広告のサイトを含む)の使用やアクセスによる損害</p> <p>(5) 商品や役務の代替品の調達費用、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウを通して購入した商品や当該役務やその他の商取引による損害</p> <p>(6) 本サービスの中断、一時停止、強制差し止めによる損害。</p> <p>2 前項各号及び本規約の他の条文において定められている当社の免責又は責任制限について、当社又は当社従業員による故意又は重過失から生じた損害については、当該免責又は責任制限は適用されない。</p>
<p>第 21 条 (中断)</p> <p>当社は、いかなる他の権利の履行を妨げることなく、いかなる時でも自己の裁量において、以下の理由を含めて、登録及び第三者に対してどのような責任も負わずに、本サービス及び石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウによる取引を一時的に中断・停止できる権利を有します。</p> <p>(1) 登録者に対する本サービスを中断・停止する場合</p> <p>イ 当社が登録者の取引口座がハッキングされ、もしくは権限のない人によってアクセスされ、安全性の信頼が損なわれたと疑った場合</p> <p>ロ 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウにアクセスしなかった場合</p> <p>ハ 登録者へ請求されている支払いが、支払債務履行日までに全額支払われなかった場合</p> <p>(2) 石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウを中断・停止する場合</p> <p>イ 相場の騰落が不穏当であるとき又は不穏当な騰落を生ずる恐れがある場合</p>	<p>第 21 条 (中断)</p> <p>当社は、いかなる他の権利の履行を妨げることなく、いかなる時でも自己の裁量において、以下の理由を含めて、登録及び第三者に対してどのような責任も負わずに、本サービス及び石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウによる取引を一時的に中断・停止できる権利を有します。</p> <p>(1) 登録者に対する本サービスを中断・停止する場合</p> <p>イ 当社が登録者の取引口座がハッキングされ、もしくは権限のない人によってアクセスされ、安全性の信頼が損なわれたと疑った場合</p> <p>ロ 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウにアクセスしなかった場合</p> <p>ハ 登録者へ請求されている支払いが、支払債務履行日までに全額支払われなかった場合</p> <p>(2) 石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウを中断・停止する場合</p> <p>イ 相場の騰落が不穏当であるとき又は不穏当な騰落を生ずる恐れがある場合</p>

新条文	旧条文
<p>ロ 取引の状況に異常があるとき又はその恐れがある場合、その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でない場合</p> <p>ハ 取引の清算に支障があるとき又はその恐れがある場合</p> <p>2 前項第1号に従って、本サービスが中断・停止された場合、中断・停止された期日付けで本サービスは終了し、登録者は、中断・停止までの期間（その当日を含む）に関わるすべての手数料及び料金を支払うことに同意します。また、登録者が本サービスの再提供を申し出た場合、登録者は当社が定める手数料を支払うこととします。</p> <p>3 前項にかかわらず、本サービス又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの中断・停止を受けた登録者は、本サービス又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの中断・停止後といえども本規約のもとで当社が適切であると判断する登録者の債務については支払いを行わなければならない。なお、本サービスの再提供については、当社の自己の裁量において、また適切と見なす条件において、提供を再開することができます。</p>	<p>ロ 取引の状況に異常があるとき又はその恐れがある場合、その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でない場合</p> <p>ハ 取引の清算に支障があるとき又はその恐れがある場合</p> <p>2 前項第1号に従って、本サービスが中断・停止された場合、中断・停止された期日付けで本サービスは終了し、登録者は、中断・停止までの期間（その当日を含む）に関わるすべての手数料及び料金を支払うことに同意します。また、登録者が本サービスの再提供を申し出た場合、登録者は当社が定める手数料を支払うこととします。</p> <p>3 前項にかかわらず、本サービス又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの中断・停止を受けた登録者は、本サービス又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの中断・停止後といえども本規約のもとで当社が適切であると判断する登録者の債務については支払いを行わなければならない。なお、本サービスの再提供については、当社の自己の裁量において、また適切と見なす条件において、提供を再開することができます。</p>
<p>第 22 条（連絡）</p> <p>当社から登録者、もしくは登録者から当社へ出される通知は、E-mail 又は書面を用いて行われることとします。</p> <p>2 登録者の通常のメールアドレス又は最後に登録されたアドレス宛に送られたすべての通知は、受信者がどのような場合であっても、通知が送信された日の翌日、翌日が休日及び祝日の場合、次の営業日の午前 10 時に受領されたものとしします。</p>	<p>第 22 条（連絡）</p> <p>当社から登録者、もしくは登録者から当社へ出される通知は、E-mail 又は書面を用いて行われることとします。</p> <p>2 登録者の通常のメールアドレス又は最後に登録されたアドレス宛に送られたすべての通知は、受信者がどのような場合であっても、通知が送信された日の翌日、翌日が休日及び祝日の場合、次の営業日の午前 10 時に受領されたものとしします。</p>
<p>第 23 条（不可抗力）</p> <p>当社は、火災、洪水、台風、津波、火山噴火、地震、その他自然災害又は天災、主権者や外敵による戦争、侵入、敵対行為（戦争が布告されているか否かに関係なく）、テロリスト活動、ストライキ、ロックアウト、労働論争、</p>	<p>第 23 条（不可抗力）</p> <p>当社は、火災、洪水、台風、津波、火山噴火、地震、その他自然災害又は天災、主権者や外敵による戦争、侵入、敵対行為（戦争が布告されているか否かに関係なく）、テロリスト活動、ストライキ、ロックアウト、労働論争、</p>

新条文	旧条文
<p>国家の有事、禁輸、封鎖、制裁、その他政府による行為又は規制処置、石油産業、LNG 産業又は金融市場の衰弱、一時的な機能停止、物質的な欠如、共用サービス、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、コンピュータ・システムやネットワークの一時的な機能停止又は中断など、当社の管理できない事由により石油現物取引に係る TOCOM ウインドウや本サービスの運営に必要な処置が遅延又は履行できなかつた場合は責任を問われないものとします。</p>	<p>国家の有事、禁輸、封鎖、制裁、その他政府による行為又は規制処置、石油産業、LNG 産業又は金融市場の衰弱、一時的な機能停止、物質的な欠如、共用サービス、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、コンピュータ・システムやネットワークの一時的な機能停止又は中断など、当社の管理できない事由により石油現物取引に係る TOCOM ウインドウや本サービスの運営に必要な処置が遅延又は履行できなかつた場合は責任を問われないものとします。</p>
<p>第 24 条（反社会勢力の排除）</p> <p>当社は、自らが金融商品市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを宣言しております。</p> <p>登録者は、反社会的勢力との関係を遮断することを当社に対して宣言するものとし、同宣言の意義を理解し、同宣言を実現できるよう当社に協力するものとします。</p> <p>2 反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。） (4) 総会屋 (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体 (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体 	<p>第 24 条（反社会勢力の排除）</p> <p>当社は、自らが金融商品市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを宣言しております。</p> <p>登録者は、反社会的勢力との関係を遮断することを当社に対して宣言するものとし、同宣言の意義を理解し、同宣言を実現できるよう当社に協力するものとします。</p> <p>2 反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。） (4) 総会屋 (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体 (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体

新条文	旧条文
<p>(7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者</p> <p>3 登録者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約するものとします。</p> <p>(1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人</p> <p>(2) 当社との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体</p> <p>4 登録者は、随時、前項各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならないものとします。</p> <p>5 当社は、登録者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの使用権の無効及び石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスの禁止等の措置を実施することができ、登録者はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。</p> <p>(1) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合</p> <p>(2) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合</p> <p>(3) 第3項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合</p> <p>(4) 前項に定める調査、報告に協力せず、又は相手方から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合</p> <p>(5) 登録者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合</p>	<p>(7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者</p> <p>3 登録者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約するものとします。</p> <p>(1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人</p> <p>(2) 当社との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体</p> <p>4 登録者は、随時、前項各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならないものとします。</p> <p>5 当社は、登録者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの使用権の無効及び石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスの禁止等の措置を実施することができ、登録者はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。</p> <p>(1) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合</p> <p>(2) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合</p> <p>(3) 第3項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合</p> <p>(4) 前項に定める調査、報告に協力せず、又は相手方から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合</p> <p>(5) 登録者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合</p>

新条文	旧条文
<p>第 25 条（優先言語） 登録者は本規約を日本語以外の言語に自らの費用で翻訳することはできません。しかしながら本規約と日本語以外の言語の翻訳文の解釈に齟齬が生じたときは日本語の本規約が優先します。</p> <p>第 26 条（合意管轄） 本規約の解釈、適用は国際私法の原則によらず、日本国法に準拠することとします。本規約に関し、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>附則 <u>本変更規定は、2020 年 9 月 1 日に施行する。</u></p>	<p>第 25 条（優先言語） 登録者は本規約を日本語以外の言語に自らの費用で翻訳することはできません。しかしながら本規約と日本語以外の言語の翻訳文の解釈に齟齬が生じたときは日本語の本規約が優先します。</p> <p>第 26 条（合意管轄） 本規約の解釈、適用は国際私法の原則によらず、日本国法に準拠することとします。本規約に関し、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約

第1条（本規約の適用）

本石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム（以下「石油現物取引に係るTOCOMウインドウ」という。）のご利用にあたって遵守すべきルールを定めています。石油現物取引に係るTOCOMウインドウのご利用にあたっては、本規約を十分ご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、石油現物取引に係るTOCOMウインドウのサービス（以下「本サービス」という。）をご利用いただくことで本規約に同意されたこととなります。

第2条（登録）

登録希望者は石油現物取引に係るTOCOMウインドウのご利用にあたって、当社に対して所定の申し込み手続きに従って登録の意思を表示するものとします。登録の意思表示は利用希望日より起算して1ヶ月前までに行うものとします。なお、1ヶ月前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。登録希望者が登録の意思表示を行った場合、当社は以下の登録条件に従って登録を許可いたします。

2 登録希望者は以下の条件に適合しなければなりません。

- (1) 法の下で実在する会社であること。
- (2) 銀行と取引している会社であること。
- (3) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウの利用目的は第三者に代わって取引をするのではなく、自己のために取引をする会社であること。
- (4) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、エネルギー市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に口座があること。

3 登録希望者は以下の項目に合意しなくてはなりません。

- (1) 登録者として正確な情報が登録されていること。
- (2) 登録されている情報が常に最新の正確な情報であることを維持するために、変更があった際その都度更新されること。
- (3) 登録者が本サービスの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備及びソフトウェアの手配・準備に責任を負うこと。
- (4) 本サービス中に得た情報や送受信した情報の管理について責任を負うこと。
- (5) 当社の定める諸規程に従って取引を行うこと。

第3条（本サービス）

本サービスは当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は

与信若しくはCODを用いた売り買いの合意の場であり、本規約に従って、登録者は石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスし、利用することができます。

2 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な範囲で本サービスに係る業務を外部に委託することができ、登録者はこれに同意することとします。

第4条（手数料等）

登録者は下記の事項に同意し、合意手数料を当社に支払わなければなりません。

(1) 登録者は取引を合意する都度、売主・買主双方は、当社に対して合意手数料の支払い義務が発生します。当該合意手数料は次に定めるイ又はロの価格とし、日本円により支払うこととします。

イ 第17条第1項の取引（当社の立会外取引及び申告受渡制度によるもの）

海上取引 50円/KL

陸上取引 50円/KL

ロ 第17条第2項の取引（与信又はCODによるもの）

海上取引 50円/KL

陸上取引 100円/KL

(2) 登録者は、合意の行われた毎月1日から末日までの取引について、翌月末日（末日が休日又は祝日の場合は直前の営業日とする。以下「支払債務履行日」という。）までに、合意手数料を一括払いで当社が指定する口座に日本円で支払うこととします。なお、その際に発生する振込手数料などの費用については登録者の負担となります。

(3) 合意手数料には対象となる税金が課せられます。

(4) 当社は登録者に通知することにより、第1号に定める合意手数料を変更又は新たな手数料を設定することができます。

2 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに支払いを行わなかった場合、当社は当該登録者に対して滞納通知を出すことができます。また当社は支払債務履行日の翌日から実際の支払日まで当該債務元本に年率6%の日割り分を乗じた金額を支払遅延損害金として当該登録者に請求することができます。

第5条（本規約の変更）

当社は本規約のすべて又は一部を変更（以下「本規約の変更」という。）することができます。本規約の変更が行われた場合、当社は以下の方法によって登録者に通知します。

(1) 第22条に従ってメールにて本規約の変更の通知を送信します。

(2) 当社のウェブサイト上に変更及び修正の通知を掲示します。

(3) その他当社が考える妥当な通知方法によって通知します。

ただし、本規約の変更はすでに成約した取引に遡って適用しません。

2 本規約のもとで、どのような変更通知が出された場合でも、登録者が引き続き石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスした場合、登録者は本規約の変更を合意した

ものと見なします。

第6条（本サービスの変更など）

当社は、必要に応じて、登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、本サービスに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断、さらに内容もしくは広告等の掲載情報を排除又はデータのブロック・フィルターを実施(以下「本サービスの変更等」という。)できる権利を保有します。登録者は、本サービスの変更等に伴い、又は関連して、登録者又は第三者に生じたいかなる影響・結果に対して当社は一切の責任を負わないことに同意します。

第7条（データの保護、機密保持、セキュリティポリシー）

一般的にインターネットを通して伝達される情報は、秘密性保持の保証がされないため、当社は登録者のプライバシーや機密情報の保護に関して保証はできないものとします。

- 2 当社は、本規約のもとで知り得た登録者に関する情報を当社の個人情報保護方針のもとで管理し、登録者の社名は登録者の同意に基づき当社のウェブサイト上に公表することができます。

第8条（登録者の取引口座、パスワード、セキュリティ）

登録者はユーザー名とパスワードを作成し、登録手続き時に当社から取引口座の使用許諾を受け取ります。取引口座とは取引情報、取引明細及び取引記録を表示する登録者専用の取引画面を意味します。また、登録者は取引口座に関して以下のことに同意することとします。

- (1) パスワードの秘密性を維持及び保護するという責任を負い、そのためのあらゆる方法と手段を取ることとします。それは定期的にパスワードを変更するという手段に限りません。
- (2) あらゆる方法と手段を使い、取引口座への権限のない利用を防ぐようにします。
- (3) あらゆる方法と手段を使い、パスワードの公開を防ぐようにします。
- (4) 自分の取引口座のもとで生じる事象や送られるメッセージ、保有する情報などについて責任を負います。
- (5) 取引口座の不正使用や侵害に気付いた場合は、至急当社に知らせる必要があります。この場合、当社の保安・保護・原因等に関わる諸調査には全面的に協力することとします。
- (6) 当社によって発行される本サービス利用に関するすべての通知、指示及び利用ガイドラインを遵守することとします。
- (7) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウの通信回線に影響を及ぼすような本サービスの利用を行わないものとします。

- 2 登録者は、自らが作成したユーザー名とパスワードに対していかなる権利も保有していません。さらに、登録者がユーザー名とパスワードを使用することによってどのような損害を被ったとしても当社は一切責任を負いません。また当社の裁量により、ユーザー名とパスワードを変更することができます。
- 3 当社は、本サービスにおいて最高水準のセキュリティの設備を維持するために最善を尽くす努力をしますが、登録者は、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、本サービスの利用は登録者自身の責任であるということに同意することとします。

第9条（リンク）

本サービスは、登録者の利便性のために他のウェブサイト及びリソースへのリンクを提供することがあります。当社は、提供するサイト及びリソースの強要は一切しておらず、リンク先に提示される内容、広告、商品及びその他の提供されているものに対して責任を負わないこととします。

- 2 登録者は、直接又は間接的に、前項のサイトかリソースの利用やアクセスによって発生した損害について、当社が責任を負わないことに同意することとします。
- 3 当社が第1項のサイト及びリソースをモニターしていないため、これらの第三者サイトへのハイパーリンクによるアクセスは登録者自身の責任であることに同意することとします。

第10条（広告）

当社は、バナーなどの方法、その他の方法で当社の広告や第三者の製品等の広告を石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上に掲載する権利を持ちます。ただし、第三者の広告は登録者の業界又は関連業界に関するものとし、また公序良俗に反するものは除外することとします。

- 2 登録者は前項の場合、広告料を受け取る権利を有しないものとします。
- 3 登録者が、本サービスの中で広告に出している製品や販売の促進に参加している場合、配送、商品やサービスの支払、またその他の条件、保証、その販売に関わるすべての責任は登録者と広告主の両者の間に存在し、当該登録者と広告主との間で紛争等を含むすべての事柄を解決することに同意します。
- 4 登録者が広告に掲載されたサービスを利用した結果、登録者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。

第11条（所有権）

当社（本業務に係る当社の委託先を含みます。）は、本サービスの文面、ソフトウェア（あらゆるhypertext markup言語、Javaスクリプト、Java、common gateway interface scriptとその他のcomputerコードを含む）、音楽、音、写真、ビデオ、画像、graphical user interface、フォーム、ロゴ、アイコン、図式やその他本サービスの中で当社より提示されたものにつ

いて、知的所有権を有します。

2 登録者は、以下のことに同意することとします。

- (1) 当社は前項の知的所有権によって保護される情報へアクセスできるものとします。
- (2) 前項の知的所有権は有効であり、すべてのメディアや技術から保護されていることとします。
- (3) 登録者は、登録者による本規約又は本サービスの利用、また石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスによるサービスに関する権利、利益、便益はいかなる場合も第三者に譲渡をしないこととします。
- (4) 前項の知的所有権によって保護される情報のコピー、再生産、再送、提供、分配、出版、営利目的とした情報の悪用、派生著作物の作成、移譲を禁ずることとします。

第12条（登録者の義務）

登録者は本サービスを利用する上で、当社によってその時々が発行される、利用ガイドラインや使用指示書に同意しなくてはなりません。さらに登録者はすべての適用される地方、国家、そして国際的な法規則を守ることに同意することとします。登録者は、本サービスを通して行う活動と伝達するすべての情報に責任を負うことに同意することとします。

2 当社が登録者に対して本サービスを利用する権利を与えることに伴い、登録者は以下の条件を遵守しなければなりません

- (1) 登録者は、取引口座に関して次条を遵守しなければなりません。
- (2) 登録者はいかなる人や組織も装おうことは認められません。
- (3) 登録者はデータ、メッセージ及びその他の内容のすべてに責任を負うものとします。
- (4) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの接続を妨げることを禁じます。
- (5) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの不正なアクセスを試みることを禁じます。
- (6) 登録者は本サービスに接続されたネットワークの、すべての条件、規則、ポリシー及び手順に従うものとします。登録者は、他の登録者に関する財務情報等の個人情報の収集のために本サービスを利用しないことに同意することとします。
- (7) 登録者は、いかなる場合でも、商業目的のため(本サービスの利用によって生じる取引や活動は除く。)又は直接的な金融上の利益を得るために、他の登録者の個人情報を使用しないものとします。
- (8) 登録者は、いかなる種類のチェンレター、迷惑メール、スパミング、勧誘広告(営利、非営利を問わず)又は対大衆のコミュニケーションを目的としてサービスを利用しないものとします。
- (9) 登録者は、ウイルスを含むファイル、崩壊したファイル又はいかなる同様のソフトウェア、プログラム、マクロ、他のコンピューターに損害を与えうるファイルをアップロード又は配布してはなりません。

- (10) 登録者は本サービス又はウェブサイトをいかなる非合法あるいは不法目的で使用し、不法な資料の提供、分配又は送付を含む行為（不法な文章、画像、ビデオ、プログラム又はオーディオ、さらに同類の海賊版を含みますが、それに限りません。）をしてはなりません。
- (11) 登録者は、非合法、嫌がらせ、中傷的、虐待的、脅迫的、有害、不愉快、下品、常識外れ、俗悪、人種及び民族差別で屈辱的又はその他当社が本規約を履行する上で好ましくないと判断されるメッセージや内容を石油現物取引に係るTOCOMウインドウのいかなる場所において、送付、掲示、伝達するために、本サービスを利用してはならないことに同意することとします。当社は商取引上好ましくないと判断した場合、特に、刑事、民事責任が問われると考えられるもの又は関連法規制や条例に違反する恐れがあると判断した場合は、当該本サービスの提供を即座に中止します。また当該利用の差し止め手続きをとることとします。
- (12) 登録者は、他の登録者による本サービスの利用を妨げてはなりません。
- (13) 登録者は、本規約のもとで想定され得る商業的目的以外の目的又は他の競合するオンラインサービスの使用又は加入を勧誘する目的で本サービスを利用してはなりません。
- (14) 登録者は、本サービスの利用のため第7条第2項で秘密情報として保護されているものを除き、すべての情報は公表されることに同意します。
- (15) 登録者は、当社が本サービス内に記載された内容を予告なしに変更及び削除できる権利を有し、また登録者が本サービス内に記載された内容について異議がある場合でも、当社はそれらを変更及び削除するいかなる義務も負わないことに同意します。また、当社は第21条に従ってメールにて本サービス内に記載された内容の変更及び削除に関する通知を送信します。
- (16) 登録者は、当社が本サービスの提供、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの保守管理及び本規約に基づく義務を履行する上で必要又は便宜的な措置を実行する目的で、次のイ又はロに記載された登録者が当社に提供するコンテンツを当社が使用するライセンス又は許可を獲得する権利を有することに同意します。また、登録者はそれらの情報のアップロード及びダウンロードを実行することでこれらの知的所有権を取得するものではないことに同意します。
 - イ 登録者が、当社に提供するコンテンツ（登録者のユーザー名を含む）に関わる知的所有権の法的所有者であることを保証します。
 - ロ 登録者が、当社に提供するコンテンツに関わる知的所有権の法的所有者でない場合は、登録者は、本規約のもとで登録者自身や、当社が同コンテンツを使用し、取り扱う権利を真の知的所有権者から許諾されていることを保証します。
 - ハ 同号イ及びロに従い、石油現物取引に係るTOCOMウインドウに表示されるコンテンツの所有者がコンテンツに含まれる知的所有権を保有します。
- (17) 登録者は、当社が登録者の提供するコンテンツに対して保証しないこと、また同コ

コンテンツに表現されるいかなる脅迫的、中傷的、嫌がらせ的な、不快な情報に対して、また、第三者の有する知的所有権の侵害問題やコンテンツを使った犯罪に対して責任を負わないことに同意します。

- (18) 登録者が第三者の知的所有権を侵害し又は関連した適用法や国際法規に違反するコンテンツや情報を当社に提供、掲載した場合は、当社は直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの使用権の無効及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスの禁止措置を登録者に通知することなく実施し、直ちに発効することができます。
 - (19) 登録者は当社に対して、権利侵害の申し立て、不快な内容の掲示物の苦情を連絡することができます。当社はそれらの申し立て、苦情について自己の裁量において調査を行うことができます。当社は、提供されたコンテンツが、関連法規に違反すると判断した場合、その内容の削除及びアクセス権を無効とする権利を有し、さらに登録者の除名を通知する権利を有するものとします。
- 3 登録者は、本規約に同意し本サービスを受ける場合、以下の各事項を遵守することとします。
- (1) 前2項の内容に加え、以下の情報を提供及びアップデートすることとします。
 - イ 支払形態とスケジュール
 - ロ 取引と支払いに必要な銀行関連の情報
 - ハ 連絡先(電話番号又はE-mailアドレス)
 - ニ その時々当社が合理的な理由により提出を求める他の情報
 - (2) 登録者は、前号の提供及びアップデートしないことによって生じる当社の被る損害を補償することとします。
 - (3) 登録者は、当社が折々に変更する本規約及び変更に関する利用ガイドラインに従うこととします。
- 4 登録者が前3項までのいずれかに反した場合、当社は即座に石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスを禁止する措置を取ることができます。
- 5 本規約のもとで買手と売手の間で実施されるエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度に関わる売買については、第14条及び第15条に基づく取引の基本条件及び基本取引契約書に基づいて行われるものとします。
- 個々の取引は取引に際して石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上に表示された取引の個別条件に基づいて成約するものとします。各成約当事者は、当社が当該取引の合意に基づき発行する「ご契約内容確認書」に基づいて、当該取引を当社の定める諸規程に従い取引を確定するものとします。なお、当社は成約に基づき又は関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとします。
- 6 取引は、日本の法規制が適用されます。デリバティブ取引に関する法規制(使用許諾、知的財産、課税、収入を含む)に対して、登録者は遵守する義務があります。
- 7 登録者は、他の登録者のユーザーとのコミュニケーションに適宜対応する義務を負っ

ています。当社はユーザー間のかかるやり取りに対して、一切の責任を負いません。

第13条（取引口座）

登録者は、登録者の取引口座を管理する役職員（役員にあつては常勤とします。）を取引管理責任者に任命し、当該取引口座の全責任は登録者が負うこととします。

2 登録者及び取引管理責任者は、以下の事項を行うこととします。

- (1) 登録者の取引口座及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスする個人（認定ユーザー）を登録者自身の代理人として任命することとします。
- (2) 取引口座へのアクセスのために自らが作成したユーザー名とパスワードを使用することとします。
- (3) 認定ユーザーの行為を監督し、責任を持つこととします。
- (4) 取引口座をチェックし、認定ユーザーの行ったコンテンツの掲載、取引行為を精査・監督することとします。
- (5) 他の登録者の認定ユーザーから取引の照会等を受けた場合は、遅滞なく、照会日を含む2営業日以内に当該照会等について対応することとします。
- (6) 登録者の取引口座やサービスの利用に関して、当社からの質問や指示があった場合は、即座に対応することとします。
- (7) 登録情報を常に正確に更新された情報として維持することとします。
- (8) 登録者の取引口座の継続的な利用を保証し、効率的な操作を行わせるために必要な行為をすべて実行することとします。
- (9) ユーザー名及びパスワードを保護し、取引口座の権限のない使用の防止、ユーザー名及びパスワードを第1号以外の第三者に開示しない合理的な手段を講ずることとします。当該手段としてはパスワードを定期的に変更することなど考えられますが、これに限定されるものではありません。
- (10) 第1号以外の第三者とユーザー名及びパスワードを共有、共用しないものとします。
- (11) 当社がユーザー名を不適切、不相当と判断した場合、それらのユーザー名を変更することとします。

3 登録者は、取引管理責任者及び認定ユーザーが本規約のすべての条件を遵守することを保証することとします。

4 登録者、取引管理責任者及び認定ユーザーは、登録者と関わりのないデータや情報を受け取った場合、当社へ直ちに通知する必要があります。登録者は、そのようなすべてのデータや情報をすぐに登録者のコンピュータ・システムから削除し、誤りの修正のために必要な措置を取引管理責任者と認定ユーザーに取らせなければなりません。

第14条（受渡供用品）

第17条第1号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とします。

(1) ガソリン

日本産業規格K2202の2号の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン

(2) 灯油

イ 灯油

日本産業規格K2203の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油

ロ A重油

日本産業規格K2205表1に掲げる1種の品質基準を満たした国内精製重油又は輸入通関が完了した輸入重油

ハ ジェット燃料

日本産業規格K2209の品質基準を満たした国内精製航空タービン燃料油又は輸入通関が完了した輸入航空タービン燃料油

(3) 軽油

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第22条第1項の規格に適合し、かつ、日本産業規格K2204表1に掲げるいずれかの種類（特1号～特3号）の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油

2 第17条第2号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、受渡当事者間で合意した受渡品とします。

第15条（取引について）

1 第17条第1号により行われる取引については、次の各号に定めるもののほか、当社の諸規程により行なうこととします。

(1) スタンダード海上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。以下この条において同じ。）の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日まで

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種100KL

受渡方法：

内航船による受渡しとなります。内航船は、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入港許可基準に合致したものを手配するものとします。内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

原則として受方が指定できます。ただし、一委託者若しくは一市場取引参加者の自己の計算による渡し枚数が30枚を超えるとき、内航船の入港許可が得られないとき、港内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については、当社の下記のエネルギー市場において行われます。

【ガソリン】 バージガソリン

【灯油】 バージ灯油

【未課税軽油】 バージ軽油

【A重油・LSA】 バージ灯油

(2) スタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日まで

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

横浜・川崎製油所（JX根岸/水江shell/TG川崎EMG/TG川崎キグナス/TG川崎コスモ）、
千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉Shell/TG千葉EMG/TG千葉キグナス/富士袖ヶ浦）

中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市）

阪神製油所（TG堺EMG/TG堺太陽/TG堺shell/TG堺キグナス/コスモ堺/JX大阪）

注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。

複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL

未課税軽油 100KL

受渡方法：

タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の10KL又は100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。

【ガソリン】 中京ローリーガソリン

【灯油】 中京ローリー灯油

【未課税軽油】 バージ軽油

【A重油・LSA】 中京ローリー灯油

(3) スタンダード二次基地陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日まで

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T横浜）

中京二次基地（丸中9号地/豊通9号地/兼松9号地）

阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）

注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。

複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL

未課税軽油 100KL

受渡方法：

タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タ

タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の10KL又は100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。

【ガソリン】 中京ローリーガソリン

【灯油】 中京ローリー灯油

【未課税軽油】 バージ軽油

【A重油・LSA】 中京ローリー灯油

(4) ノンスタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日より2営業日後から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

出荷地及びルート：

自由に記載できます。

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL

未課税軽油 100KL

受渡方法：

タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとします。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

渡方の指定した期間内で原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の10KL又は100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。

【ガソリン】 中京ローリーガソリン

【灯油】 中京ローリー灯油

【未課税軽油】 バージ軽油

【A重油・LSA】 中京ローリー灯油

2 第17条第2号により行われる取引については、次の各号に定めるものを除き、受渡当事者の合意により行なうこととします。

(1) スタンダード海上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の午後3時15分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種100KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

(2) スタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

横浜・川崎製油所（JX根岸/水江shell/TG川崎EMG/TG川崎キグナス/TG川崎コスモ）、千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉Shell/TG千葉EMG/TG千葉キグナス/富士袖ヶ浦）

中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市）

阪神製油所（TG堺EMG/TG堺太陽/TG堺shell/TG堺キグナス/コスモ堺/JX大阪）

注文入力の際にルート指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。

複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種10KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

(3) スタンダード二次基地陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T横浜）

中京二次基地（丸中9号地/豊通9号地/兼松9号地）

阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種10KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

(4) ノンスタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

出荷地及びルート：

自由に記載できます。

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種10KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

第16条（取引の確認）

前条第2項各号の規定に基づく取引の場合、当社は、売主及び買主に当該取引に係る受渡しの履行について確認するものとし、売主及び買主は速やかに当該受渡しの履行状況を当社に報告しなければなりません。

2 当社は、必要と認めるときは、登録者に対して、当該石油現物取引に係る書類等を提出させることができるものとします。

第17条（取引の支払）

本規約に基づく取引の支払いは、次の各号のいずれかを売主、買主の合意に基づき選択して行うこととします。

- (1) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、当社の受渡制度に定める方法に従い支払うこととします。格差に係わる代金については売主と買主の当事者間の合意に基づき現物受渡しを受託している受託取引参加者を通じて行うこととします。
- (2) 与信による契約の場合、買主は、与信による契約の場合には売主と買主の当事者間の合意に基づき決定された支払期日の銀行営業終了時刻、CODによる契約の場合は製品納入日の前日の銀行営業終了時刻までに契約金額を売主に支払うこととします。これらの清算は当事者間の責任において行い、当社は一切関知しません。

第18条（登録の解除）

登録者が登録の解除を行う場合、当社に対して登録解除希望日より起算して2週間前までに解除手続きを行うものとします。なお、2週間前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。

2 次の各号に該当する場合、当社は登録者に対して登録解除の通知を行う権利を有するものとします。なお通知が行われた場合、すでに行っている取引の引渡しもしくは償還が完了次第登録を解除するものとします。

- (1) 支払停止の状態に陥り又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立の原因を生じ、又はその申立を受け、若しくは自らこれらの申立をした場合
- (2) 合併によらず解散した場合
- (3) 法令等の違反に関して処分等が行われた場合
- (4) 本規約に違反した場合
- (5) 当社に通知せず組織又は営業につき重大な変更をした場合
- (6) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (7) 不特定の複数社より正当な理由に基づいて登録解除の要請が行われた場合
- (8) 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスしなかった場合
- (9) 登録者が不当に、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの取引等の妨げとなるような行為をしたとみなした場合

第19条（保証の免責）

登録者は、自己の責任において本サービスを利用することに同意することとします。

2 当社は、本サービスの内容、および登録者が本サービスを通じて知りうるすべてのデータ、情報等について、その完全性、正確性、適用性、確実性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。

3 当社は、石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通じた登録者の取引が遮断されないこと、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの適時性や信頼性、エラーフリー、ウィルスや有害なコードやプログラム及びマクロから保護されることについて取引上、また品質上一切の保証をいたしません。

4 登録者は、ダウンロード又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの利用から得たあらゆる資料やデータを登録者自身の判断とリスクによって使用し、登録者のコンピュータ・システムやデータ喪失などの損害が発生した場合はそのすべての責任を登録者が負うものとします。

5 当社は登録者が石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通じて入手したいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報(口頭又は文面にて)の保証は行わないものとします。また、当社は、いかなる商業取引の安全性、投資クラス、登録者が入手可能なリンクされた他サイトに含まれるいかなるメッセージ、視点、意見、研究、

推薦、アドバイス又は情報、(口頭又は文面にて)及びその情報源について一切保証いたしません。また、その発信源が石油現物取引に係るTOCOMウインドウの他の登録者の情報に関わる場合であっても保証はいたしません。

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上の情報源は、信頼性が提唱されているものであるが、いかなるデータ、ニュース、情報、レポート、意見又は提言は、ある特定の個人やクラス向けにカスタマイズされたものではありません。

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上のテキスト、グラフィックス又はその他の形態で示される情報やデータは、不正確な内容又はエラーのものも含まれている可能性があり、当社とその情報提供者は定期的に情報やデータを変更する権利を保有します。

第20条（損害に対する免責）

当社は、以下から生じたいかなる登録者の損害に対して責任を負わないことを登録者は同意することとします。

- (1) 当社を通して提供された内容の信頼性による損害
- (2) 権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、当社が登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害
- (3) いかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延又はコンピュータウィルスによる損害
- (4) 外部のサイト(すべての広告のサイトを含む)の使用やアクセスによる損害
- (5) 商品や役務の代替品の調達費用、石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通して購入した商品や当該役務やその他の商取引による損害
- (6) 本サービスの中断、一時停止、強制差し止めによる損害。

2 前項各号及び本規約の他の条文において定められている当社の免責又は責任制限について、当社又は当社従業員による故意又は重過失から生じた損害については、当該免責又は責任制限は適用されない。

第21条（中断）

当社は、いかなる他の権利の履行を妨げることなく、いかなる時でも自己の裁量において、以下の理由を含めて、登録及び第三者に対してどのような責任も負わずに、本サービス及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウによる取引を一時的に中断・停止できる権利を有します。

- (1) 登録者に対する本サービスを中断・停止する場合
 - イ 当社が登録者の取引口座がハッキングされ、もしくは権限のない人によってアクセスされ、安全性の信頼が損なわれたと疑った場合
 - ロ 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスしなかった場合
 - ハ 登録者へ請求されている支払いが、支払債務履行日までに全額支払われなかった

場合

(2) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウを中断・停止する場合

イ 相場の騰落が不穏当であるとき又は不穏当な騰落を生ずる恐れがある場合

ロ 取引の状況に異常があるとき又はその恐れがある場合、その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でない場合

ハ 取引の清算に支障があるとき又はその恐れがある場合

2 前項第1号に従って、本サービスが中断・停止された場合、中断・停止された期日付けで本サービスは終了し、登録者は、中断・停止までの期間（その当日を含む）に関わるすべての手数料及び料金を支払うことに同意します。また、登録者が本サービスの再提供を申し出た場合、登録者は当社が定める手数料を支払うこととします。

3 前項にかかわらず、本サービス又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの中断・停止を受けた登録者は、本サービス又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの中断・停止後といえども本規約のもとで当社が適切であると判断する登録者の債務については支払いを行わなければならない。なお、本サービスの再提供については、当社の自己の裁量において、また適切と見なす条件において、提供を再開することができます。

第22条（連絡）

当社から登録者、もしくは登録者から当社へ出される通知は、E-mail又は書面を用いて行われることとします。

2 登録者の通常のメールアドレス又は最後に登録されたアドレス宛に送られたすべての通知は、受信者がどのような場合であっても、通知が送信された日の翌日、翌日が休日及び祝日の場合、次の営業日の午前10時に受領されたものとします。

第23条（不可抗力）

当社は、火災、洪水、台風、津波、火山噴火、地震、その他自然災害又は天災、主権者や外敵による戦争、侵入、敵対行為（戦争が布告されているか否かに関係なく）、テロリスト活動、ストライキ、ロックアウト、労働論争、国家の有事、禁輸、封鎖、制裁、その他政府による行為又は規制処置、石油産業、LNG産業又は金融市場の衰弱、一時的な機能停止、物質的な欠如、共用サービス、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、コンピュータ・システムやネットワークの一時的な機能停止又は中断など、当社の管理できない事由により石油現物取引に係るTOCOMウインドウや本サービスの運営に必要な処置が遅延又は履行できなかった場合は責任を問われないものとします。

第24条（反社会勢力の排除）

当社は、自らが金融商品市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを宣言しております。

登録者は、反社会的勢力との関係を遮断することを当社に対して宣言するものとし、同宣言の意義を理解し、同宣言を実現できるよう当社に協力するものとします。

2 反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）
- (4) 総会屋
- (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
- (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
- (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

3 登録者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約するものとします。

- (1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人
- (2) 当社との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

4 登録者は、随時、前項各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならないものとします。

5 当社は、登録者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの使用権の無効及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスの禁止等の措置を実施することができ、登録者はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。

- (1) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
- (2) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
- (3) 第3項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合
- (4) 前項に定める調査、報告に協力せず、又は相手方から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合

- (5) 登録者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合

第25条（優先言語）

登録者は本規約を日本語以外の言語に自らの費用で翻訳することはできません。しかしながら本規約と日本語以外の言語の翻訳文の解釈に齟齬が生じたときは日本語の本規約が優先します。

第26条（合意管轄）

本規約の解釈、適用は国際私法の原則によらず、日本国法に準拠することとします。本規約に関し、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、平成29年1月11日に施行する。

附則

第1条 第15条の2（取引の確認）の新設規定は、平成29年5月1日に施行する。

第2条 第2条（登録）、第3条（本サービス）、第4条（手数料等）、第12条（登録者の義務）、第15条（取引について）及び第16条（取引の支払）の変更規定は、平成29年6月1日に施行する。

附則

第15条（取引について）の変更規定は、平成30年1月17日に施行する。

附則

第15条（取引について）の変更規定は、平成30年4月1日に施行する。

附則

第14条（受渡供用品）の変更規定は、令和元年7月1日に施行する。

附則

第2条（登録）、第3条（本サービス）、第12条（登録者の義務）、第15条（取引について）及び第16条（取引の支払）の変更規定は、令和元年9月17日から施行する。

附則

本変更規定は、2020年4月1日に施行する。

附則

本変更規定は、2020年9月1日に施行する。

石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ利用規約の変更（注文入力代行用）

旧条文を新条文に変更する。

新条文	旧条文
<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>本石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ利用規約（注文入力代行用）（以下「本規約」という。）は、注文入力代行を依頼することによる株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム（以下「石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ」という。）のご利用にあたって遵守すべきルールを定めています。注文入力代行を依頼することによる石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのご利用にあたっては、本規約を十分ご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのサービス（以下「本サービス」という。）をご利用いただくことで本規約に同意されたこととなります。</p> <p>第2条（登録）</p> <p>登録希望者は石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのご利用にあたって、当社に対して所定の申し込み手続きに従って登録の意思表示をするものとします。登録の意思表示は利用希望日より起算して1ヶ月前までに行うものとします。なお、1ヶ月前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。登録希望者が登録の意思表示を行った場合、当社は以下の登録条件に従って登録を許可いたします。</p> <p>2 登録希望者は以下の条件に適合しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 法の下で実在する会社であること。(2) 銀行と取引している会社であること。(3) 石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの利用目的は第三者に代わって取引をするのではなく、自己のために取引をする会社であること。ただ	<p>第1条（本規約の適用）</p> <p>本石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ利用規約（注文入力代行用）（以下「本規約」という。）は、注文入力代行を依頼することによる株式会社東京商品取引所（以下「当社」という。）が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム（以下「石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ」という。）のご利用にあたって遵守すべきルールを定めています。注文入力代行を依頼することによる石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのご利用にあたっては、本規約を十分ご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのサービス（以下「本サービス」という。）をご利用いただくことで本規約に同意されたこととなります。</p> <p>第2条（登録）</p> <p>登録希望者は石油現物取引に係る TOCOM ウインドウのご利用にあたって、当社に対して所定の申し込み手続きに従って登録の意思表示をするものとします。登録の意思表示は利用希望日より起算して1ヶ月前までに行うものとします。なお、1ヶ月前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。登録希望者が登録の意思表示を行った場合、当社は以下の登録条件に従って登録を許可いたします。</p> <p>2 登録希望者は以下の条件に適合しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 法の下で実在する会社であること。(2) 銀行と取引している会社であること。(3) 石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの利用目的は第三者に代わって取引をするのではなく、自己のために取引をする会社であること。ただ

新条文	旧条文
<p>し、第3条第1項に定める注文代行者が注文入力代行を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>(4) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、エネルギー市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に口座があること。</p> <p>3 登録希望者は以下の項目に合意しなくてはなりません。</p> <p>(1) 登録者として正確な情報が登録されていること。</p> <p>(2) 登録されている情報が常に最新の正確な情報であることを維持するために、変更があった際その都度更新されること。</p> <p>(3) 登録者が本サービスの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備及びソフトウェアの手配・準備に責任を負うこと。</p> <p>(4) 本サービス中に得た情報や送受信した情報の管理について責任を負うこと。</p> <p>(5) 当社の定める諸規程に従って取引を行うこと。</p>	<p>し、第3条第1項に定める注文代行者が注文入力代行を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>(4) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度により清算を行う場合、エネルギー市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に口座があること。</p> <p>3 登録希望者は以下の項目に合意しなくてはなりません。</p> <p>(1) 登録者として正確な情報が登録されていること。</p> <p>(2) 登録されている情報が常に最新の正確な情報であることを維持するために、変更があった際その都度更新されること。</p> <p>(3) 登録者が本サービスの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備及びソフトウェアの手配・準備に責任を負うこと。</p> <p>(4) 本サービス中に得た情報や送受信した情報の管理について責任を負うこと。</p> <p>(5) 当社の定める諸規程に従って取引を行うこと。</p>
<p>第3条（本サービス）</p> <p>本サービスは当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は与信若しくはCODを用いた売り買いの合意の場であり、登録者は、本規約に従って、登録者が売買注文の入力を依頼する者（第2条に定める登録者であって、かつ、エネルギー市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に限る（以下「注文代行者」という。）。）が登録者の取引口座より石油現物取引に係る TOCOM ウインドウにアクセスし、注文代行者が登録者の指示に基づく売買注文を入力することにより本サービスを利用することができます。</p> <p>2 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な範囲で本サービスに係る業務を外部に委託することができ、登録者はこれに同意することとしま</p>	<p>第3条（本サービス）</p> <p>本サービスは当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度又は与信若しくはCODを用いた売り買いの合意の場であり、登録者は、本規約に従って、登録者が売買注文の入力を依頼する者（第2条に定める登録者であって、かつ、エネルギー市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に限る（以下「注文代行者」という。）。）が登録者の取引口座より石油現物取引に係る TOCOM ウインドウにアクセスし、注文代行者が登録者の指示に基づく売買注文を入力することにより本サービスを利用することができます。</p> <p>2 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な範囲で本サービスに係る業務を外部に委託することができ、登録者はこれに同意することとしま</p>

新条文	旧条文
<p>す。</p> <p>第4条（手数料等）</p> <p>登録者は下記の事項に同意し、合意手数料を当社に支払わなければなりません。</p> <p>(1) 登録者は取引を合意する都度、売主・買主双方は、当社に対して合意手数料の支払い義務が発生します。当該合意手数料は次に定めるイ又はロの価格とし、日本円により支払うこととします。</p> <p>イ 第17条第1項の取引（当社の立会外取引及び申告受渡制度によるもの）</p> <p> 海上取引 50円/KL</p> <p> 陸上取引 50円/KL</p> <p>ロ 第17条第2項の取引（与信又はCODによるもの）</p> <p> 海上取引 50円/KL</p> <p> 陸上取引 100円/KL</p> <p>(2) 登録者は、注文代行者と合意した入力代行手数料を当社に日本円により支払うこととします。</p> <p>(3) 登録者は、合意の行われた毎月1日から末日までの取引について、翌月末日（末日が休日又は祝日の場合は直前の営業日とする。以下「支払債務履行日」という。）までに、合意手数料及び入力代行手数料を一括払いで当社が指定する口座に日本円で支払うこととします。なお、その際に発生する振込手数料などの費用については登録者の負担となります。</p> <p>(4) 合意手数料及び入力代行手数料には対象となる税金が課せられます。</p> <p>(5) 当社は登録者に通知することにより、第1号に定める合意手数料を変更又は新たな手数料を設定することができます。</p> <p>(6) 登録者は、注文代行者と入力代行手数料の額を変更したときは、速やかに、当社に通知することとします。</p>	<p>す。</p> <p>第4条（手数料等）</p> <p>登録者は下記の事項に同意し、合意手数料を当社に支払わなければなりません。</p> <p>(1) 登録者は取引を合意する都度、売主・買主双方は、当社に対して合意手数料の支払い義務が発生します。当該合意手数料は次に定めるイ又はロの価格とし、日本円により支払うこととします。</p> <p>イ 第17条第1項の取引（当社の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度によるもの）</p> <p> 海上取引 50円/KL</p> <p> 陸上取引 50円/KL</p> <p>ロ 第17条第2項の取引（与信又はCODによるもの）</p> <p> 海上取引 50円/KL</p> <p> 陸上取引 100円/KL</p> <p>(2) 登録者は、注文代行者と合意した入力代行手数料を当社に日本円により支払うこととします。</p> <p>(3) 登録者は、合意の行われた毎月1日から末日までの取引について、翌月末日（末日が休日又は祝日の場合は直前の営業日とする。以下「支払債務履行日」という。）までに、合意手数料及び入力代行手数料を一括払いで当社が指定する口座に日本円で支払うこととします。なお、その際に発生する振込手数料などの費用については登録者の負担となります。</p> <p>(4) 合意手数料及び入力代行手数料には対象となる税金が課せられます。</p> <p>(5) 当社は登録者に通知することにより、第1号に定める合意手数料を変更又は新たな手数料を設定することができます。</p> <p>(6) 登録者は、注文代行者と入力代行手数料の額を変更したときは、速やかに、当社に通知することとします。</p>

新条文	旧条文
<p>2 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに合意手数料の支払いを行わなかった場合、当社は当該登録者に対して合意手数料について滞納通知を出すことができます。また当社は支払債務履行日の翌日から実際の支払日まで当該債務元本に年率6%の日割り分を乗じた金額を支払遅延損害金として当該登録者に請求することができます。</p> <p>3 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに入力代行手数料の支払いを行わず、当社が登録者に対し、支払債務履行日から起算して1か月の間、電話、事務所訪問または支払案内通知を送付する方法により、その支払の案内を行っても、なお登録者が支払わなかった場合、注文代行者が、登録者と注文代行者との合意に基づき、これを請求するものとします。</p> <p>4 登録者が当社に対して支払う金員の額が、合意手数料及び入力代行手数料の合計額に満たなかった場合は、その金員は、合意手数料、入力代行手数料の順に充当することとします。</p>	<p>2 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに合意手数料の支払いを行わなかった場合、当社は当該登録者に対して合意手数料について滞納通知を出すことができます。また当社は支払債務履行日の翌日から実際の支払日まで当該債務元本に年率6%の日割り分を乗じた金額を支払遅延損害金として当該登録者に請求することができます。</p> <p>3 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに入力代行手数料の支払いを行わず、当社が登録者に対し、支払債務履行日から起算して1か月の間、電話、事務所訪問または支払案内通知を送付する方法により、その支払の案内を行っても、なお登録者が支払わなかった場合、注文代行者が、登録者と注文代行者との合意に基づき、これを請求するものとします。</p> <p>4 登録者が当社に対して支払う金員の額が、合意手数料及び入力代行手数料の合計額に満たなかった場合は、その金員は、合意手数料、入力代行手数料の順に充当することとします。</p>
<p>第5条（本規約の変更）</p> <p>当社は本規約のすべて又は一部を変更（以下「本規約の変更」という。）することができます。本規約の変更が行われた場合、当社は以下の方法によって登録者に通知します。</p> <p>(1) 第22条に従ってメールにて本規約の変更の通知を送信します。</p> <p>(2) 当社のウェブサイト上に変更及び修正の通知を掲示します。</p> <p>(3) その他当社が考える妥当な通知方法によって通知します。</p> <p>ただし、本規約の変更はすでに成約した取引に遡って適用しません。</p> <p>2 本規約のもとで、どのような変更通知が出された場合でも、登録者が引き続き石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウにアクセスした場合、登録者は本規約の変更を合意したものと見なします。</p>	<p>第5条（本規約の変更）</p> <p>当社は本規約のすべて又は一部を変更（以下「本規約の変更」という。）することができます。本規約の変更が行われた場合、当社は以下の方法によって登録者に通知します。</p> <p>(1) 第22条に従ってメールにて本規約の変更の通知を送信します。</p> <p>(2) 当社のウェブサイト上に変更及び修正の通知を掲示します。</p> <p>(3) その他当社が考える妥当な通知方法によって通知します。</p> <p>ただし、本規約の変更はすでに成約した取引に遡って適用しません。</p> <p>2 本規約のもとで、どのような変更通知が出された場合でも、登録者が引き続き石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウにアクセスした場合、登録者は本規約の変更を合意したものと見なします。</p>

新条文	旧条文
<p>第6条（本サービスの変更など）</p> <p>当社は、必要に応じて、登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、本サービスに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断、さらに内容もしくは広告等の掲載情報を排除又はデータのブロック・フィルターを実施(以下「本サービスの変更等」という。)できる権利を保有します。登録者は、本サービスの変更等に伴い、又は関連して、登録者又は第三者に生じたいかなる影響・結果に対して当社は一切の責任を負わないことに同意します。</p>	<p>第6条（本サービスの変更など）</p> <p>当社は、必要に応じて、登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、本サービスに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断、さらに内容もしくは広告等の掲載情報を排除又はデータのブロック・フィルターを実施(以下「本サービスの変更等」という。)できる権利を保有します。登録者は、本サービスの変更等に伴い、又は関連して、登録者又は第三者に生じたいかなる影響・結果に対して当社は一切の責任を負わないことに同意します。</p>
<p>第7条（データの保護、機密保持、セキュリティポリシー）</p> <p>一般的にインターネットを通して伝達される情報は、秘密性保持の保証がされないため、当社は登録者のプライバシーや機密情報の保護に関して保証はできないものとします。</p> <p>2 当社は、本規約のもとで知り得た登録者に関する情報を当社の個人情報保護方針のもとで管理し、登録者の社名は登録者の同意に基づき当社のウェブサイト上に公表することができます。</p>	<p>第7条（データの保護、機密保持、セキュリティポリシー）</p> <p>一般的にインターネットを通して伝達される情報は、秘密性保持の保証がされないため、当社は登録者のプライバシーや機密情報の保護に関して保証はできないものとします。</p> <p>2 当社は、本規約のもとで知り得た登録者に関する情報を当社の個人情報保護方針のもとで管理し、登録者の社名は登録者の同意に基づき当社のウェブサイト上に公表することができます。</p>
<p>第8条（登録者の取引口座、パスワード、セキュリティ）</p> <p>登録者はユーザー名とパスワードを作成し、登録手続き時に当社から取引口座の使用許諾を受け取ります。取引口座とは取引情報、取引明細及び取引記録を表示する登録者専用の取引画面を意味します。また、登録者は取引口座に関して以下のことに同意することとします。</p> <p>(1) パスワードの秘密性を維持及び保護するという責任を負い、そのためのあらゆる方法と手段を取ることとします。それは定期的にパスワードを変更するという手段に限りません。</p> <p>(2) あらゆる方法と手段を使い、取引口座への権限のない利用を防ぐように</p>	<p>第8条（登録者の取引口座、パスワード、セキュリティ）</p> <p>登録者はユーザー名とパスワードを作成し、登録手続き時に当社から取引口座の使用許諾を受け取ります。取引口座とは取引情報、取引明細及び取引記録を表示する登録者専用の取引画面を意味します。また、登録者は取引口座に関して以下のことに同意することとします。</p> <p>(1) パスワードの秘密性を維持及び保護するという責任を負い、そのためのあらゆる方法と手段を取ることとします。それは定期的にパスワードを変更するという手段に限りません。</p> <p>(2) あらゆる方法と手段を使い、取引口座への権限のない利用を防ぐように</p>

新条文	旧条文
<p>します。</p> <p>(3) あらゆる方法と手段を使い、パスワードの公開を防ぐようにします。</p> <p>(4) 自分の取引口座のもとで生じる事象や送られるメッセージ、保有する情報などについて責任を負います。</p> <p>(5) 取引口座の不正使用や侵害に気付いた場合は、至急当社に知らせる必要があります。この場合、当社の保安・保護・原因等に関わる諸調査には全面的に協力することとします。</p> <p>(6) 当社によって発行される本サービス利用に関するすべての通知、指示及び利用ガイドラインを遵守することとします。</p> <p>(7) 石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの通信回線に影響を及ぼすような本サービスの利用を行わないものとします。</p> <p>2 登録者は、自らが作成したユーザー名とパスワードに対していかなる権利も保有していません。さらに、登録者がユーザー名とパスワードを使用することによってどのような損害を被ったとしても当社は一切責任を負いません。また当社の裁量により、ユーザー名とパスワードを変更することができます。</p> <p>3 当社は、本サービスにおいて最高水準のセキュリティの設備を維持するために最善を尽くす努力をしますが、登録者は、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、本サービスの利用は登録者自身の責任であるということに同意することとします。</p>	<p>します。</p> <p>(3) あらゆる方法と手段を使い、パスワードの公開を防ぐようにします。</p> <p>(4) 自分の取引口座のもとで生じる事象や送られるメッセージ、保有する情報などについて責任を負います。</p> <p>(5) 取引口座の不正使用や侵害に気付いた場合は、至急当社に知らせる必要があります。この場合、当社の保安・保護・原因等に関わる諸調査には全面的に協力することとします。</p> <p>(6) 当社によって発行される本サービス利用に関するすべての通知、指示及び利用ガイドラインを遵守することとします。</p> <p>(7) 石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの通信回線に影響を及ぼすような本サービスの利用を行わないものとします。</p> <p>2 登録者は、自らが作成したユーザー名とパスワードに対していかなる権利も保有していません。さらに、登録者がユーザー名とパスワードを使用することによってどのような損害を被ったとしても当社は一切責任を負いません。また当社の裁量により、ユーザー名とパスワードを変更することができます。</p> <p>3 当社は、本サービスにおいて最高水準のセキュリティの設備を維持するために最善を尽くす努力をしますが、登録者は、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、本サービスの利用は登録者自身の責任であるということに同意することとします。</p>
<p>第9条（リンク）</p> <p>本サービスは、登録者の利便性のために他のウェブサイト及びリソースへのリンクを提供することがあります。当社は、提供するサイト及びリソースの強要は一切しておらず、リンク先に提示される内容、広告、商品及びその他の提供されているものに対して責任を負わないこととします。</p> <p>2 登録者は、直接又は間接的に、前項のサイトかリソースの利用やアクセ</p>	<p>第9条（リンク）</p> <p>本サービスは、登録者の利便性のために他のウェブサイト及びリソースへのリンクを提供することがあります。当社は、提供するサイト及びリソースの強要は一切しておらず、リンク先に提示される内容、広告、商品及びその他の提供されているものに対して責任を負わないこととします。</p> <p>2 登録者は、直接又は間接的に、前項のサイトかリソースの利用やアクセ</p>

新条文	旧条文
<p>スによって発生した損害について、当社が責任を負わないことに同意することとします。</p> <p>3 当社が第1項のサイト及びリソースをモニターしていないため、これらの第三者サイトへのハイパーリンクによるアクセスは登録者自身の責任であることに同意することとします。</p> <p>第10条（広告）</p> <p>当社は、バナーなどの方法、その他の方法で当社の広告や第三者の製品等の広告を石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上に掲載する権利を持ちます。ただし、第三者の広告は登録者の業界又は関連業界に関するものとし、また公序良俗に反するものは除外することとします。</p> <p>2 登録者は前項の場合、広告料を受け取る権利を有しないものとします。</p> <p>3 登録者が、本サービスの中で広告に出している製品や販売の促進に参加している場合、配送、商品やサービスの支払、またその他の条件、保証、その販売に関わるすべての責任は登録者と広告主の両者の間に存在し、当該登録者と広告主との間で紛争等を含むすべての事柄を解決することに同意します。</p> <p>4 登録者が広告に掲載されたサービスを利用した結果、登録者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。</p> <p>第11条（所有権）</p> <p>当社（本業務に係る当社の委託先を含みます。）は、本サービスの文面、ソフトウェア（あらゆる hypertext markup 言語、Java スクリプト、Java、common gateway interface script とその他の computer コードを含む）、音楽、音、写真、ビデオ、画像、graphical user interface、フォーム、ロゴ、アイコン、図式やその他本サービスの中で当社より提示されたものについて、知的所有権を有します。</p>	<p>スによって発生した損害について、当社が責任を負わないことに同意することとします。</p> <p>3 当社が第1項のサイト及びリソースをモニターしていないため、これらの第三者サイトへのハイパーリンクによるアクセスは登録者自身の責任であることに同意することとします。</p> <p>第10条（広告）</p> <p>当社は、バナーなどの方法、その他の方法で当社の広告や第三者の製品等の広告を石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上に掲載する権利を持ちます。ただし、第三者の広告は登録者の業界又は関連業界に関するものとし、また公序良俗に反するものは除外することとします。</p> <p>2 登録者は前項の場合、広告料を受け取る権利を有しないものとします。</p> <p>3 登録者が、本サービスの中で広告に出している製品や販売の促進に参加している場合、配送、商品やサービスの支払、またその他の条件、保証、その販売に関わるすべての責任は登録者と広告主の両者の間に存在し、当該登録者と広告主との間で紛争等を含むすべての事柄を解決することに同意します。</p> <p>4 登録者が広告に掲載されたサービスを利用した結果、登録者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。</p> <p>第11条（所有権）</p> <p>当社（本業務に係る当社の委託先を含みます。）は、本サービスの文面、ソフトウェア（あらゆる hypertext markup 言語、Java スクリプト、Java、common gateway interface script とその他の computer コードを含む）、音楽、音、写真、ビデオ、画像、graphical user interface、フォーム、ロゴ、アイコン、図式やその他本サービスの中で当社より提示されたものについて、知的所有権を有します。</p>

新条文	旧条文
<p>2 登録者は、以下のことに同意することとします。</p> <p>(1) 当社は前項の知的所有権によって保護される情報へアクセスできるものとします。</p> <p>(2) 前項の知的所有権は有効であり、すべてのメディアや技術から保護されていることとします。</p> <p>(3) 登録者は、登録者による本規約又は本サービスの利用、また石油現物取引に係る TOCOM ウインドウへのアクセスによるサービスに関する権利、利益、便益はいかなる場合も第三者に譲渡をしないこととします。</p> <p>(4) 前項の知的所有権によって保護される情報のコピー、再生産、再送、提供、分配、出版、営利目的とした情報の悪用、派生著作物の作成、移譲を禁ずることとします。</p>	<p>2 登録者は、以下のことに同意することとします。</p> <p>(1) 当社は前項の知的所有権によって保護される情報へアクセスできるものとします。</p> <p>(2) 前項の知的所有権は有効であり、すべてのメディアや技術から保護されていることとします。</p> <p>(3) 登録者は、登録者による本規約又は本サービスの利用、また石油現物取引に係る TOCOM ウインドウへのアクセスによるサービスに関する権利、利益、便益はいかなる場合も第三者に譲渡をしないこととします。</p> <p>(4) 前項の知的所有権によって保護される情報のコピー、再生産、再送、提供、分配、出版、営利目的とした情報の悪用、派生著作物の作成、移譲を禁ずることとします。</p>
<p>第 12 条（登録者の義務）</p> <p>登録者は本サービスを利用する上で、当社によってその時々が発行される、利用ガイドラインや使用指示書に同意しなくてはなりません。さらに登録者はすべての適用される地方、国家、そして国際的な法規則を守ることに同意することとします。登録者は、本サービスを通して行う活動と伝達するすべての情報に責任を負うことに同意することとします。</p> <p>2 当社が登録者に対して本サービスを利用する権利を与えることに伴い、登録者は以下の条件を遵守しなければなりません</p> <p>(1) 登録者は、取引口座に関して次条を遵守しなければなりません。</p> <p>(2) 登録者はいかなる人や組織も装おうことは認められません。</p> <p>(3) 登録者はデータ、メッセージ及びその他の内容のすべてに責任を負うものとします。</p> <p>(4) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの接続を妨げることを禁じます。</p> <p>(5) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・シス</p>	<p>第 12 条（登録者の義務）</p> <p>登録者は本サービスを利用する上で、当社によってその時々が発行される、利用ガイドラインや使用指示書に同意しなくてはなりません。さらに登録者はすべての適用される地方、国家、そして国際的な法規則を守ることに同意することとします。登録者は、本サービスを通して行う活動と伝達するすべての情報に責任を負うことに同意することとします。</p> <p>2 当社が登録者に対して本サービスを利用する権利を与えることに伴い、登録者は以下の条件を遵守しなければなりません</p> <p>(1) 登録者は、取引口座に関して次条を遵守しなければなりません。</p> <p>(2) 登録者はいかなる人や組織も装おうことは認められません。</p> <p>(3) 登録者はデータ、メッセージ及びその他の内容のすべてに責任を負うものとします。</p> <p>(4) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの接続を妨げることを禁じます。</p> <p>(5) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・シス</p>

新条文	旧条文
<p>テムやネットワークへの不正なアクセスを試みることを禁じます。</p> <p>(6) 登録者は本サービスに接続されたネットワークの、すべての条件、規則、ポリシー及び手順に従うものとします。登録者は、他の登録者に関する財務情報等の個人情報の収集のために本サービスを利用しないことに同意することとします。</p> <p>(7) 登録者は、いかなる場合でも、商業目的のため(本サービスの利用によって生じる取引や活動は除く。)又は直接的な金融上の利益を得るために、他の登録者の個人情報を使用しないものとします。</p> <p>(8) 登録者は、いかなる種類のチェンレター、迷惑メール、スパミング、勧誘広告(営利、非営利を問わず)又は対大衆のコミュニケーションを目的としてサービスを利用しないものとします。</p> <p>(9) 登録者は、ウィルスを含むファイル、崩壊したファイル又はいかなる同様のソフトウェア、プログラム、マクロ、他のコンピューターに損害を与えうるファイルをアップロード又は配布してはなりません。</p> <p>(10) 登録者は本サービス又はウェブサイトをいかなる非合法あるいは不法目的で使用し、不法な資料の提供、分配又は送付を含む行為(不法な文章、画像、ビデオ、プログラム又はオーディオ、さらに同類の海賊版を含みますが、それに限りません。)をしてはなりません。</p> <p>(11) 登録者は、非合法、嫌がらせ、中傷的、虐待的、脅迫的、有害、不愉快、下品、常識外れ、俗悪、人種及び民族差別で屈辱的又はその他当社が本規約を履行する上で好ましくないと判断されるメッセージや内容を石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウのいかなる場所において、送付、掲示、伝達するために、本サービスを利用してはならないことに同意することとします。当社は商取引上好ましくないと判断した場合、特に、刑事、民事責任が問われると考えられるもの又は関連法規制や条例に違反する恐れがあると判断した場合は、当該本サービスの提供を即座に中止します。また当該利用の差し止め手続きをとることとします。</p>	<p>テムやネットワークへの不正なアクセスを試みることを禁じます。</p> <p>(6) 登録者は本サービスに接続されたネットワークの、すべての条件、規則、ポリシー及び手順に従うものとします。登録者は、他の登録者に関する財務情報等の個人情報の収集のために本サービスを利用しないことに同意することとします。</p> <p>(7) 登録者は、いかなる場合でも、商業目的のため(本サービスの利用によって生じる取引や活動は除く。)又は直接的な金融上の利益を得るために、他の登録者の個人情報を使用しないものとします。</p> <p>(8) 登録者は、いかなる種類のチェンレター、迷惑メール、スパミング、勧誘広告(営利、非営利を問わず)又は対大衆のコミュニケーションを目的としてサービスを利用しないものとします。</p> <p>(9) 登録者は、ウィルスを含むファイル、崩壊したファイル又はいかなる同様のソフトウェア、プログラム、マクロ、他のコンピューターに損害を与えうるファイルをアップロード又は配布してはなりません。</p> <p>(10) 登録者は本サービス又はウェブサイトをいかなる非合法あるいは不法目的で使用し、不法な資料の提供、分配又は送付を含む行為(不法な文章、画像、ビデオ、プログラム又はオーディオ、さらに同類の海賊版を含みますが、それに限りません。)をしてはなりません。</p> <p>(11) 登録者は、非合法、嫌がらせ、中傷的、虐待的、脅迫的、有害、不愉快、下品、常識外れ、俗悪、人種及び民族差別で屈辱的又はその他当社が本規約を履行する上で好ましくないと判断されるメッセージや内容を石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウのいかなる場所において、送付、掲示、伝達するために、本サービスを利用してはならないことに同意することとします。当社は商取引上好ましくないと判断した場合、特に、刑事、民事責任が問われると考えられるもの又は関連法規制や条例に違反する恐れがあると判断した場合は、当該本サービスの提供を即座に中止します。また当該利用の差し止め手続きをとることとします。</p>

新条文	旧条文
<p>(12) 登録者は、他の登録者による本サービスの利用を妨げてはなりません。</p> <p>(13) 登録者は、本規約のもとで想定され得る商業的目的以外の目的又は他の競合するオンラインサービスの使用又は加入を勧誘する目的で本サービスを利用してはなりません。</p> <p>(14) 登録者は、本サービスの利用のため第7条第2項で秘密情報として保護されているものを除き、すべての情報は公表されることに同意します。</p> <p>(15) 登録者は、当社が本サービス内に記載された内容を予告なしに変更及び削除できる権利を有し、また登録者が本サービス内に記載された内容について異議がある場合でも、当社はそれらを変更及び削除するいかなる義務も負わないことに同意します。また、当社は第21条に従ってメールにて本サービス内に記載された内容の変更及び削除に関する通知を送信します。</p> <p>(16) 登録者は、当社が本サービスの提供、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの保守管理及び本規約に基づく義務を履行する上で必要又は便宜的な措置を実行する目的で、次のイ又はロに記載された登録者が当社に提供するコンテンツを当社が使用するライセンス又は許可を獲得する権利を有することに同意します。また、登録者はそれらの情報のアップロード及びダウンロードを実行することでこれらの知的所有権を取得するものではないことに同意します。</p> <p>イ 登録者が、当社に提供するコンテンツ（登録者のユーザー名を含む）に関わる知的所有権の法的所有者であることを保証します。</p> <p>ロ 登録者が、当社に提供するコンテンツに関わる知的所有権の法的所有者でない場合は、登録者は、本規約のもとで登録者自身や、当社が同コンテンツを使用し、取り扱う権利を真の知的所有権者から許諾されていることを保証します。</p> <p>ハ 同号イ及びロに従い、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウに表示</p>	<p>(12) 登録者は、他の登録者による本サービスの利用を妨げてはなりません。</p> <p>(13) 登録者は、本規約のもとで想定され得る商業的目的以外の目的又は他の競合するオンラインサービスの使用又は加入を勧誘する目的で本サービスを利用してはなりません。</p> <p>(14) 登録者は、本サービスの利用のため第7条第2項で秘密情報として保護されているものを除き、すべての情報は公表されることに同意します。</p> <p>(15) 登録者は、当社が本サービス内に記載された内容を予告なしに変更及び削除できる権利を有し、また登録者が本サービス内に記載された内容について異議がある場合でも、当社はそれらを変更及び削除するいかなる義務も負わないことに同意します。また、当社は第21条に従ってメールにて本サービス内に記載された内容の変更及び削除に関する通知を送信します。</p> <p>(16) 登録者は、当社が本サービスの提供、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの保守管理及び本規約に基づく義務を履行する上で必要又は便宜的な措置を実行する目的で、次のイ又はロに記載された登録者が当社に提供するコンテンツを当社が使用するライセンス又は許可を獲得する権利を有することに同意します。また、登録者はそれらの情報のアップロード及びダウンロードを実行することでこれらの知的所有権を取得するものではないことに同意します。</p> <p>イ 登録者が、当社に提供するコンテンツ（登録者のユーザー名を含む）に関わる知的所有権の法的所有者であることを保証します。</p> <p>ロ 登録者が、当社に提供するコンテンツに関わる知的所有権の法的所有者でない場合は、登録者は、本規約のもとで登録者自身や、当社が同コンテンツを使用し、取り扱う権利を真の知的所有権者から許諾されていることを保証します。</p> <p>ハ 同号イ及びロに従い、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウに表示</p>

新条文	旧条文
<p>されるコンテンツの所有者がコンテンツに含まれる知的所有権を保有します。</p> <p>(17) 登録者は、当社が登録者の提供するコンテンツに対して保証しないこと、また同コンテンツに表現されるいかなる脅迫的、中傷的、嫌がらせ的な、不快な情報に対して、また、第三者の有する知的所有権の侵害問題やコンテンツを使った犯罪に対して責任を負わないことに同意します。</p> <p>(18) 登録者が第三者の知的所有権を侵害し又は関連した適用法や国際法規に違反するコンテンツや情報を当社に提供、掲載した場合は、当社は直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの使用権の無効及び石油現物取引に係る TOCOM ウインドウへのアクセスの禁止措置を登録者に通知することなく実施し、直ちに発効することができます。</p> <p>(19) 登録者は当社に対して、権利侵害の申し立て、不快な内容の掲示物の苦情を連絡することができ、当社はそれらの申し立て、苦情について自己の裁量において調査を行うことができます。当社は、提供されたコンテンツが、関連法規に違反すると判断した場合、その内容の削除及びアクセス権を無効とする権利を有し、さらに登録者の除名を通知する権利を有するものとします。</p> <p>(20) 登録者は本サービスを利用する前に、当社に対して、注文代行者の名称その他当社が提出を求める注文代行者に関する情報を通知するものとします。また、当社に通知した注文代行者との取引を解消するとき、本サービスの利用を取り止めるとき又は注文代行者から利用の停止を受けたときは、当社に対し、あらかじめ通知するものとします。</p> <p>3 登録者は、本規約に同意し本サービスを受ける場合、以下の各事項を遵守することとします。</p> <p>(1) 前2項の内容に加え、以下の情報を提供及びアップデートすることと</p>	<p>されるコンテンツの所有者がコンテンツに含まれる知的所有権を保有します。</p> <p>(17) 登録者は、当社が登録者の提供するコンテンツに対して保証しないこと、また同コンテンツに表現されるいかなる脅迫的、中傷的、嫌がらせ的な、不快な情報に対して、また、第三者の有する知的所有権の侵害問題やコンテンツを使った犯罪に対して責任を負わないことに同意します。</p> <p>(18) 登録者が第三者の知的所有権を侵害し又は関連した適用法や国際法規に違反するコンテンツや情報を当社に提供、掲載した場合は、当社は直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの使用権の無効及び石油現物取引に係る TOCOM ウインドウへのアクセスの禁止措置を登録者に通知することなく実施し、直ちに発効することができます。</p> <p>(19) 登録者は当社に対して、権利侵害の申し立て、不快な内容の掲示物の苦情を連絡することができ、当社はそれらの申し立て、苦情について自己の裁量において調査を行うことができます。当社は、提供されたコンテンツが、関連法規に違反すると判断した場合、その内容の削除及びアクセス権を無効とする権利を有し、さらに登録者の除名を通知する権利を有するものとします。</p> <p>(20) 登録者は本サービスを利用する前に、当社に対して、注文代行者の名称その他当社が提出を求める注文代行者に関する情報を通知するものとします。また、当社に通知した注文代行者との取引を解消するとき、本サービスの利用を取り止めるとき又は注文代行者から利用の停止を受けたときは、当社に対し、あらかじめ通知するものとします。</p> <p>3 登録者は、本規約に同意し本サービスを受ける場合、以下の各事項を遵守することとします。</p> <p>(1) 前2項の内容に加え、以下の情報を提供及びアップデートすることと</p>

新条文	旧条文
<p>します。</p> <p>イ 支払形態とスケジュール</p> <p>ロ 取引と支払いに必要な銀行関連の情報</p> <p>ハ 連絡先(電話番号又はE-mail アドレス)</p> <p>ニ その時々当社が合理的な理由により提出を求める他の情報</p> <p>(2) 登録者は、前号の提供及びアップデートしないことによって生じる当社の被る損害を補償することとします。</p> <p>(3) 登録者は、当社が折々に変更する本規約及び変更に関する利用ガイドラインに従うこととします。</p> <p>4 登録者が前3項までのいずれかに反した場合、当社は即座に石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスを禁止する措置を取ることができます。</p> <p>5 本規約のもとで買手と売手の間で実施されるエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度に関わる売買については、第14条及び第15条に基づく取引の基本条件及び基本取引契約書に基づいて行われるものとします。</p> <p>個々の取引は取引に際して石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上に表示された取引の個別条件に基づいて成約するものとします。各成約当事者は、当社が当該取引の合意に基づき発行する「ご契約内容確認書」に基づいて、当該取引を当社の定める諸規程に従い取引を確定するものとします。なお、当社は成約に基づき又は関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとします。</p> <p>6 取引は、日本の法規制が適用されます。デリバティブ取引に関する法規制(使用許諾、知的財産、課税、収入を含む)に対して、登録者は遵守する義務があります。</p> <p>7 登録者は、他の登録者のユーザーとのコミュニケーションに適宜対応する義務を負っています。当社はユーザー間のかかるやり取りに対して、一</p>	<p>します。</p> <p>イ 支払形態とスケジュール</p> <p>ロ 取引と支払いに必要な銀行関連の情報</p> <p>ハ 連絡先(電話番号又はE-mail アドレス)</p> <p>ニ その時々当社が合理的な理由により提出を求める他の情報</p> <p>(2) 登録者は、前号の提供及びアップデートしないことによって生じる当社の被る損害を補償することとします。</p> <p>(3) 登録者は、当社が折々に変更する本規約及び変更に関する利用ガイドラインに従うこととします。</p> <p>4 登録者が前3項までのいずれかに反した場合、当社は即座に石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスを禁止する措置を取ることができます。</p> <p>5 本規約のもとで買手と売手の間で実施されるエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度に関わる売買については、第14条及び第15条に基づく取引の基本条件及び基本取引契約書に基づいて行われるものとします。</p> <p>個々の取引は取引に際して石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウ上に表示された取引の個別条件に基づいて成約するものとします。各成約当事者は、当社が当該取引の合意に基づき発行する「ご契約内容確認書」に基づいて、当該取引を当社の定める諸規程に従い取引を確定するものとします。なお、当社は成約に基づき又は関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとします。</p> <p>6 取引は、日本の法規制が適用されます。デリバティブ取引に関する法規制(使用許諾、知的財産、課税、収入を含む)に対して、登録者は遵守する義務があります。</p> <p>7 登録者は、他の登録者のユーザーとのコミュニケーションに適宜対応する義務を負っています。当社はユーザー間のかかるやり取りに対して、一</p>

新条文	旧条文
<p>切の責任を負いません。</p> <p>第13条（取引口座）</p> <p>登録者は、登録者の取引口座を管理する役職員（役員にあつては常勤とします。）を取引管理責任者に任命し、当該取引口座の全責任は登録者が負うこととします。</p> <p>2 登録者及び取引管理責任者は、以下の事項を行うこととします。</p> <p>(1) 登録者の取引口座及び石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウにアクセスする個人（認定ユーザー）を登録者自身の代理人として任命することとします。</p> <p>(2) 取引口座へのアクセスのために自らが作成したユーザー名とパスワードを使用することとします。</p> <p>(3) 認定ユーザーの行為を監督し、責任を持つこととします。</p> <p>(4) 取引口座をチェックし、認定ユーザーの行ったコンテンツの掲載、取引行為を精査・監督することとします。</p> <p>(5) 他の登録者の認定ユーザーから取引の照会等を受けた場合は、遅滞なく、照会日を含む2営業日以内に当該照会等について対応することとします。</p> <p>(6) 登録者の取引口座やサービスの利用に関して、当社からの質問や指示があった場合は、即座に対応することとします。</p> <p>(7) 登録情報を常に正確に更新された情報として維持することとします。</p> <p>(8) 登録者の取引口座の継続的な利用を保証し、効率的な操作を行わせるために必要な行為をすべて実行することとします。</p> <p>(9) ユーザー名及びパスワードを保護し、取引口座の権限のない使用の防止、ユーザー名及びパスワードを第1号以外の第三者に開示しない合理的な手段を講ずることとします。当該手段としてはパスワードを定期的に変更することなど考えられますが、これに限定されるものではありません。</p>	<p>切の責任を負いません。</p> <p>第13条（取引口座）</p> <p>登録者は、登録者の取引口座を管理する役職員（役員にあつては常勤とします。）を取引管理責任者に任命し、当該取引口座の全責任は登録者が負うこととします。</p> <p>2 登録者及び取引管理責任者は、以下の事項を行うこととします。</p> <p>(1) 登録者の取引口座及び石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウにアクセスする個人（認定ユーザー）を登録者自身の代理人として任命することとします。</p> <p>(2) 取引口座へのアクセスのために自らが作成したユーザー名とパスワードを使用することとします。</p> <p>(3) 認定ユーザーの行為を監督し、責任を持つこととします。</p> <p>(4) 取引口座をチェックし、認定ユーザーの行ったコンテンツの掲載、取引行為を精査・監督することとします。</p> <p>(5) 他の登録者の認定ユーザーから取引の照会等を受けた場合は、遅滞なく、照会日を含む2営業日以内に当該照会等について対応することとします。</p> <p>(6) 登録者の取引口座やサービスの利用に関して、当社からの質問や指示があった場合は、即座に対応することとします。</p> <p>(7) 登録情報を常に正確に更新された情報として維持することとします。</p> <p>(8) 登録者の取引口座の継続的な利用を保証し、効率的な操作を行わせるために必要な行為をすべて実行することとします。</p> <p>(9) ユーザー名及びパスワードを保護し、取引口座の権限のない使用の防止、ユーザー名及びパスワードを第1号以外の第三者に開示しない合理的な手段を講ずることとします。当該手段としてはパスワードを定期的に変更することなど考えられますが、これに限定されるものではありません。</p>

新条文	旧条文
<p>せん。</p> <p>(10) 第1号以外の第三者とユーザー名及びパスワードを共有、共用しないものとします。</p> <p>(11) 当社がユーザー名を不適切、不相当と判断した場合、それらのユーザー名を変更することとします。</p> <p>3 登録者は、取引管理責任者及び認定ユーザーが本規約のすべての条件を遵守することを保証することとします。</p> <p>4 登録者、取引管理責任者及び認定ユーザーは、登録者と関わりのないデータや情報を受け取った場合、当社へ直ちに通知する必要があります。登録者は、そのようなすべてのデータや情報をすぐに登録者のコンピュータ・システムから削除し、誤りの修正のために必要な措置を取引管理責任者と認定ユーザーに取らせなければなりません。</p> <p>第14条（受渡供用品）</p> <p>第17条第1号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とします。</p> <p>(1) ガソリン</p> <p>日本産業規格K2202の2号の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン</p> <p>(2) 灯油</p> <p>イ 灯油</p> <p>日本産業規格K2203の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油</p> <p>ロ A重油</p> <p>日本産業規格K2205表1に掲げる1種の品質基準を満たした国内精製重油又は輸入通関が完了した輸入重油</p>	<p>せん。</p> <p>(10) 第1号以外の第三者とユーザー名及びパスワードを共有、共用しないものとします。</p> <p>(11) 当社がユーザー名を不適切、不相当と判断した場合、それらのユーザー名を変更することとします。</p> <p>3 登録者は、取引管理責任者及び認定ユーザーが本規約のすべての条件を遵守することを保証することとします。</p> <p>4 登録者、取引管理責任者及び認定ユーザーは、登録者と関わりのないデータや情報を受け取った場合、当社へ直ちに通知する必要があります。登録者は、そのようなすべてのデータや情報をすぐに登録者のコンピュータ・システムから削除し、誤りの修正のために必要な措置を取引管理責任者と認定ユーザーに取らせなければなりません。</p> <p>第14条（受渡供用品）</p> <p>第16条第1号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とします。</p> <p>(1) ガソリン</p> <p>日本産業規格K2202の2号の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン</p> <p>(2) 灯油</p> <p>イ 灯油</p> <p>日本産業規格K2203の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油</p> <p>ロ A重油</p> <p>日本産業規格K2205表1に掲げる1種の品質基準を満たした国内精製重油又は輸入通関が完了した輸入重油</p>

新条文	旧条文
<p>ハ ジェット燃料 日本産業規格 K2209 の品質基準を満たした国内精製航空タービン燃料油又は輸入通関が完了した輸入航空タービン燃料油</p> <p>(3) 軽油 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第22条第1項の規格に適合し、かつ、日本産業規格K2204表1に掲げるいずれかの種類（特1号～特3号）の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油</p> <p>2 第17条第2号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、受渡当事者間で合意した受渡品とします。</p> <p>第15条（取引について）</p> <p>1 第17条第1号により行われる取引については、次の各号に定めるもののほか、当社の諸規程により行なうこととします。</p> <p>(1) スタンダード海上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前8時45分から午後3時15分</p> <p>取引期間： 受渡月の2ヵ月前の25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。以下この条において同じ。）の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の1日から当該月の末日まで</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場：</p>	<p>ハ ジェット燃料 日本産業規格 K2209 の品質基準を満たした国内精製航空タービン燃料油又は輸入通関が完了した輸入航空タービン燃料油</p> <p>(3) 軽油 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第22条第1項の規格に適合し、かつ、日本産業規格K2204表1に掲げるいずれかの種類（特1号～特3号）の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油</p> <p>2 第17条第2号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、受渡当事者間で合意した受渡品とします。</p> <p>第15条（取引について）</p> <p>1 第17条第1号により行われる取引については、次の各号に定めるもののほか、当社の諸規程により行なうこととします。</p> <p>(1) スタンダード海上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前8時45分から午後3時15分</p> <p>取引期間： 受渡月の2ヵ月前の25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。以下この条において同じ。）の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の午後3時15分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の1日から当該月の末日まで</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場：</p>

新条文	旧条文
<p>京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 100KL</p> <p>受渡方法： 内航船による受渡しとなります。内航船は、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入港許可基準に合致したものを手配するものとします。内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。ただし、一委託者若しくは一市場取引参加者の自己の計算による渡し枚数が 30 枚を超えるとき、内航船の入港許可が得られないとき、港内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 100KL を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値：</p>	<p>京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 100KL</p> <p>受渡方法： 内航船による受渡しとなります。内航船は、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入港許可基準に合致したものを手配するものとします。内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。ただし、一委託者若しくは一市場取引参加者の自己の計算による渡し枚数が 30 枚を超えるとき、内航船の入港許可が得られないとき、港内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 100KL を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値：</p>

新条文	旧条文
<p>10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡については、当社の下記のエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 バージガソリン 【灯油】 バージ灯油 【未課税軽油】 バージ軽油 【A 重油・LSA】 バージ灯油</p> <p>(2) スタンダード陸上取引 取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分 取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡月の 25 日の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。 受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日まで 取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 取引市場： 横浜・川崎製油所（JX 根岸/水江 shell/TG 川崎 EMG/TG 川崎キグナス/TG 川崎コスモ）、千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉 Shell/TG 千葉 EMG/TG 千葉キグナス/富士袖ヶ浦） 中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市） 阪神製油所（TG 堺 EMG/TG 堺太陽/TG 堺 shell/TG 堺キグナス/コスモ堺/JX 大阪）</p>	<p>10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡又は立会外取引及び希望受渡については、当社の下記のエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 バージガソリン又はバージガソリンスワップ 【灯油】 バージ灯油又はプラッツバージ灯油スワップ 【未課税軽油】 バージ軽油又はプラッツバージ軽油スワップ 【A 重油・LSA】 バージ灯油又はプラッツバージ灯油スワップ</p> <p>(2) スタンダード陸上取引 取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分 取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。 受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日まで 取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 取引市場： 横浜・川崎製油所（JX 根岸/水江 shell/TG 川崎 EMG/TG 川崎キグナス/TG 川崎コスモ）、千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉 Shell/TG 千葉 EMG/TG 千葉キグナス/富士袖ヶ浦） 中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市） 阪神製油所（TG 堺 EMG/TG 堺太陽/TG 堺 shell/TG 堺キグナス/コスモ堺/JX 大阪）</p>

新条文	旧条文
<p>注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種 10KL <u>未課税軽油</u> <u>100KL</u></p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。</p> <p>渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL <u>又は 100KL</u> を分割して受渡する</p>	<p>注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 <u>未課税軽油</u> A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。</p> <p>渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL を分割して受渡する</p>

新条文	旧条文
<p>ことができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡又は立会外取引及び希望受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン又はローリーガソリンスワップ 【灯油】 中京ローリー灯油又はプラッツローリー灯油スワップ 【未課税軽油】 <u>バージ軽油</u> 【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油又はプラッツローリー灯油スワップ</p> <p>(3) スタンダード二次基地陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から<u>受渡月の 25 日</u>の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日まで</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T 横浜） 中京二次基地（丸中 9 号地/豊通 9 号地/兼松 9 号地） 阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）</p>	<p>ことができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡<u>又は立会外取引及び希望受渡</u>については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン<u>又はローリーガソリンスワップ</u> 【灯油】 中京ローリー灯油<u>又はプラッツローリー灯油スワップ</u> 【未課税軽油】 <u>プラッツローリー軽油スワップ</u> 【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油<u>又はプラッツローリー灯油スワップ</u></p> <p>(3) スタンダード二次基地陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から<u>受渡期日</u>の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日まで</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T 横浜） 中京二次基地（丸中 9 号地/豊通 9 号地/兼松 9 号地） 阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）</p>

新条文	旧条文
<p>注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを選択することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種 10KL <u>未課税軽油</u> <u>100KL</u></p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。</p> <p>渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL <u>又は 100KL</u> を分割して受渡しする</p>	<p>注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを選択することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 <u>未課税軽油</u> A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。</p> <p>渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL を分割して受渡しすることができ</p>

新条文	旧条文
<p>ことができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン 【灯油】 中京ローリー灯油 【未課税軽油】 <u>バージ軽油</u> 【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油</p> <p>(4) ノンスタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から<u>受渡月の 25 日</u>の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日より 2 営業日後から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>出荷地及びルート： 自由に記載できます。</p> <p>取引単位：</p>	<p>ます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡<u>又は立会外取引及び希望受渡</u>については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン<u>又はローリーガソリンスワップ</u> 【灯油】 中京ローリー灯油<u>又はプラッツローリー灯油スワップ</u> 【未課税軽油】 <u>プラッツローリー軽油スワップ</u> 【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油<u>又はプラッツローリー灯油スワップ</u></p> <p>(4) ノンスタンダード陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から<u>受渡期日</u>の前々営業日の午前 11 時 59 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日より 2 営業日後から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>出荷地及びルート： 自由に記載できます。</p> <p>取引単位：</p>

新条文	旧条文
<p>ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種 10KL <u>未課税軽油</u> <u>100KL</u></p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとします。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。 渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 渡方の指定した期間内で原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL <u>又は 100KL</u> を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネ</p>	<p>ガソリン 灯油 <u>未課税軽油</u> A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>受渡方法： タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとします。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。 渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。</p> <p>受渡日の選択： 渡方の指定した期間内で原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。</p> <p>出荷地場所： 原則として渡方が指定できます。</p> <p>分割受渡： 受渡期間内において取引単位の 10KL を分割して受渡しすることができます。</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>立会外取引及び申告受渡<u>又は立会外取引及び希望受渡</u>については、当社の</p>

新条文	旧条文
<p>ルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン</p> <p>【灯油】 中京ローリー灯油</p> <p>【未課税軽油】 <u>バージ軽油</u></p> <p>【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油</p> <p>2 第 17 条第 2 号により行われる取引については、次の各号に定めるものを除き、受渡当事者の合意により行なうこととします。</p> <p>(1) スタンダード海上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡月の 25 日の午後 3 時 15 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 各油種 100KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p>	<p>下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。</p> <p>【ガソリン】 中京ローリーガソリン又はローリーガソリンスワップ</p> <p>【灯油】 中京ローリー灯油又はプラッツローリー灯油スワップ</p> <p>【未課税軽油】 <u>プラッツローリー軽油スワップ</u></p> <p>【A 重油・LSA】 中京ローリー灯油又はプラッツローリー灯油スワップ</p> <p>2 第 17 条第 2 号により行われる取引については、次の各号に定めるものを除き、受渡当事者の合意により行なうこととします。</p> <p>(1) スタンダード海上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡月の 25 日の午後 3 時 15 分までとなります。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 各油種 100KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p>

新条文	旧条文
<p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>(2) スタンダード陸上取引 取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分 取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。 受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。 取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 取引市場： 横浜・川崎製油所（JX 根岸/水江 shell/TG 川崎 EMG/TG 川崎キグナス/TG 川崎コスモ）、千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉 Shell/TG 千葉 EMG/TG 千葉キグナス/富士袖ヶ浦） 中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市） 阪神製油所（TG 堺 EMG/TG 堺太陽/TG 堺 shell/TG 堺キグナス/コスモ堺/JX 大阪）</p> <p>注文入力の際にルート指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。 複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p>	<p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>(2) スタンダード陸上取引 取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分 取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。 受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。 取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 取引市場： 横浜・川崎製油所（JX 根岸/水江 shell/TG 川崎 EMG/TG 川崎キグナス/TG 川崎コスモ）、千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉 Shell/TG 千葉 EMG/TG 千葉キグナス/富士袖ヶ浦） 中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市） 阪神製油所（TG 堺 EMG/TG 堺太陽/TG 堺 shell/TG 堺キグナス/コスモ堺/JX 大阪）</p> <p>注文入力の際にルート指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。 複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。</p>

新条文	旧条文
<p>す。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>(3) スタンダード二次基地陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T 横浜） 中京二次基地（丸中 9 号地/豊通 9 号地/兼松 9 号地） 阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値：</p>	<p>す。</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値： 10 円/KL となります。</p> <p>(3) スタンダード二次基地陸上取引</p> <p>取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分</p> <p>取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。</p> <p>受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。</p> <p>取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA</p> <p>取引市場： 京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T 横浜） 中京二次基地（丸中 9 号地/豊通 9 号地/兼松 9 号地） 阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）</p> <p>取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種 10KL</p> <p>取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。</p> <p>呼び値：</p>

新条文	旧条文
<p>10 円/KL となります。</p> <p>(4) ノンスタンダード陸上取引 取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分 取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。 受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。 取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 出荷地及びルート： 自由に記載できます。 取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 各油種 10KL 取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。 呼び値： 10 円/KL となります。</p>	<p>10 円/KL となります。</p> <p>(4) ノンスタンダード陸上取引 取引時間： 毎営業日の午前 8 時 45 分から午後 3 時 15 分 取引期間： 受渡月の 2 ヶ月前の 25 日の前々営業日の午前 8 時 45 分から受渡期日の前営業日午後 3 時 15 分までです。 受渡期間： 受渡月の 1 日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。 取り扱い油種： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 出荷地及びルート： 自由に記載できます。 取引単位： ガソリン 灯油 未課税軽油 A 重油 LSA 各油種 10KL 取引の提示価格： 税金を除いた KL あたりの値段となります。 呼び値： 10 円/KL となります。</p>
<p>第 16 条（取引の確認） 前条第 2 項各号の規定に基づく取引の場合、当社は、売主及び買主に当該取引に係る受渡しの履行について確認するものとし、売主及び買主は速やかに当該受渡しの履行状況を当社に報告しなければなりません。 2 当社は、必要と認めるときは、登録者に対して、当該石油現物取引に係</p>	<p>第 16 条（取引の確認） 前条第 2 項各号の規定に基づく取引の場合、当社は、売主及び買主に当該取引に係る受渡しの履行について確認するものとし、売主及び買主は速やかに当該受渡しの履行状況を当社に報告しなければなりません。 2 当社は、必要と認めるときは、登録者に対して、当該石油現物取引に係</p>

新条文	旧条文
<p>る書類等を提出させることができるものとします。</p> <p>第 17 条（取引の支払）</p> <p>本規約に基づく取引の支払いは、次の各号のいずれかを売主、買主の合意に基づき選択して行うこととします。</p> <p>(1) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、当社の受渡制度に定める方法に従い支払うこととします。格差に係わる代金については売主と買主の当事者間の合意に基づき現物受渡しを受託している受託取引参加者を通じて行うこととします。</p> <p>(2) 与信による契約の場合、買主は、与信による契約の場合には売主と買主の当事者間の合意に基づき決定された支払期日の銀行営業終了時刻、COD による契約の場合は製品納入日の前日の銀行営業終了時刻までに契約金額を売主に支払うこととします。これらの清算は当事者間の責任において行い、当社は一切関知しません。</p> <p>第 18 条（登録の解除）</p> <p>登録者が登録の解除を行う場合、当社に対して登録解除希望日より起算して2週間前までに解除手続きを行うものとします。なお、2週間前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。</p> <p>2 次の各号に該当する場合、当社は登録者に対して登録解除の通知を行う権利を有するものとします。なお通知が行われた場合、すでに行っている取引の引渡しもしくは償還が完了次第登録を解除するものとします。</p> <p>(1) 支払停止の状態に陥り又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立の原因を生じ、又はその申立を受け、若しくは自らこれらの申立をした場合</p> <p>(2) 合併によらず解散した場合</p>	<p>る書類等を提出させることができるものとします。</p> <p>第 17 条（取引の支払）</p> <p>本規約に基づく取引の支払いは、次の各号のいずれかを売主、買主の合意に基づき選択して行うこととします。</p> <p>(1) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は立会外取引及び希望受渡制度により清算を行う場合、当社の受渡制度に定める方法に従い支払うこととします。格差に係わる代金については売主と買主の当事者間の合意に基づき現物受渡しを受託している受託取引参加者を通じて行うこととします。</p> <p>(2) 与信による契約の場合、買主は、与信による契約の場合には売主と買主の当事者間の合意に基づき決定された支払期日の銀行営業終了時刻、COD による契約の場合は製品納入日の前日の銀行営業終了時刻までに契約金額を売主に支払うこととします。これらの清算は当事者間の責任において行い、当社は一切関知しません。</p> <p>第 18 条（登録の解除）</p> <p>登録者が登録の解除を行う場合、当社に対して登録解除希望日より起算して2週間前までに解除手続きを行うものとします。なお、2週間前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。</p> <p>2 次の各号に該当する場合、当社は登録者に対して登録解除の通知を行う権利を有するものとします。なお通知が行われた場合、すでに行っている取引の引渡しもしくは償還が完了次第登録を解除するものとします。</p> <p>(1) 支払停止の状態に陥り又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立の原因を生じ、又はその申立を受け、若しくは自らこれらの申立をした場合</p> <p>(2) 合併によらず解散した場合</p>

新条文	旧条文
<p>(3) 法令等の違反に関して処分等が行われた場合</p> <p>(4) 本規約に違反した場合</p> <p>(5) 当社に通知せず組織又は営業につき重大な変更をした場合</p> <p>(6) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合</p> <p>(7) 不特定の複数社より正当な理由に基づいて登録解除の要請が行われた場合</p> <p>(8) 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係る TOCOM ウインドウにアクセスしなかった場合</p> <p>(9) 登録者が不当に、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの取引等の妨げとなるような行為をしたとみなした場合</p>	<p>(3) 法令等の違反に関して処分等が行われた場合</p> <p>(4) 本規約に違反した場合</p> <p>(5) 当社に通知せず組織又は営業につき重大な変更をした場合</p> <p>(6) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合</p> <p>(7) 不特定の複数社より正当な理由に基づいて登録解除の要請が行われた場合</p> <p>(8) 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係る TOCOM ウインドウにアクセスしなかった場合</p> <p>(9) 登録者が不当に、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの取引等の妨げとなるような行為をしたとみなした場合</p>
<p>第 19 条（保証の免責）</p> <p>登録者は、自己の責任において本サービスを利用することに同意することとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの内容、および登録者が本サービスを通じて知りうるすべてのデータ、情報等について、その完全性、正確性、適用性、確実性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。</p> <p>3 当社は、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウを通じた登録者の取引が遮断されないこと、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの適時性や信頼性、エラーフリー、ウィルスや有害なコードやプログラム及びマクロから保護されることについて取引上、また品質上一切の保証をいたしません。</p> <p>4 登録者は、ダウンロード又は石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの利用から得たあらゆる資料やデータを登録者自身の判断とリスクによって使用し、登録者のコンピュータ・システムやデータ喪失などの損害が発生した場合はそのすべての責任を登録者が負うものとします。</p> <p>5 当社は登録者が石油現物取引に係る TOCOM ウインドウを通じて入手した</p>	<p>第 19 条（保証の免責）</p> <p>登録者は、自己の責任において本サービスを利用することに同意することとします。</p> <p>2 当社は、本サービスの内容、および登録者が本サービスを通じて知りうるすべてのデータ、情報等について、その完全性、正確性、適用性、確実性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。</p> <p>3 当社は、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウを通じた登録者の取引が遮断されないこと、石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの適時性や信頼性、エラーフリー、ウィルスや有害なコードやプログラム及びマクロから保護されることについて取引上、また品質上一切の保証をいたしません。</p> <p>4 登録者は、ダウンロード又は石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの利用から得たあらゆる資料やデータを登録者自身の判断とリスクによって使用し、登録者のコンピュータ・システムやデータ喪失などの損害が発生した場合はそのすべての責任を登録者が負うものとします。</p> <p>5 当社は登録者が石油現物取引に係る TOCOM ウインドウを通じて入手した</p>

新条文	旧条文
<p>いかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報(口頭又は文面にて)の保証は行わないものとします。また、当社は、いかなる商業取引の安全性、投資クラス、登録者が入手可能なリンクされた他サイトに含まれるいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報、(口頭又は文面にて)及びその情報源について一切保証いたしません。また、その発信源が石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの他の登録者の情報に関わる場合であっても保証はいたしません。</p> <p>石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ上の情報源は、信頼性が提唱されているものであるが、いかなるデータ、ニュース、情報、レポート、意見又は提言は、ある特定の個人やクラス向けにカスタマイズされたものではありません。</p> <p>石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ上のテキスト、グラフィックス又はその他の形態で示される情報やデータは、不正確な内容又はエラーのものも含まれている可能性があり、当社とその情報提供者は定期的に情報やデータを変更する権利を保有します。</p>	<p>いかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報(口頭又は文面にて)の保証は行わないものとします。また、当社は、いかなる商業取引の安全性、投資クラス、登録者が入手可能なリンクされた他サイトに含まれるいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報、(口頭又は文面にて)及びその情報源について一切保証いたしません。また、その発信源が石油現物取引に係る TOCOM ウインドウの他の登録者の情報に関わる場合であっても保証はいたしません。</p> <p>石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ上の情報源は、信頼性が提唱されているものであるが、いかなるデータ、ニュース、情報、レポート、意見又は提言は、ある特定の個人やクラス向けにカスタマイズされたものではありません。</p> <p>石油現物取引に係る TOCOM ウインドウ上のテキスト、グラフィックス又はその他の形態で示される情報やデータは、不正確な内容又はエラーのものも含まれている可能性があり、当社とその情報提供者は定期的に情報やデータを変更する権利を保有します。</p>
<p>第 20 条 (損害等に対する免責)</p> <p>当社は、以下から生じたいかなる登録者の損害に対して責任を負わないことを登録者は同意することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社を通して提供された内容の信頼性による損害 (2) 権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、当社が登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害 (3) いかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延又はコンピュータウィルスによる損害 (4) 外部のサイト(すべての広告のサイトを含む)の使用やアクセスによる損害 (5) 商品や役務の代替品の調達費用、石油現物取引に係る TOCOM ウインド 	<p>第 20 条 (損害等に対する免責)</p> <p>当社は、以下から生じたいかなる登録者の損害に対して責任を負わないことを登録者は同意することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社を通して提供された内容の信頼性による損害 (2) 権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、当社が登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害 (3) いかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延又はコンピュータウィルスによる損害 (4) 外部のサイト(すべての広告のサイトを含む)の使用やアクセスによる損害 (5) 商品や役務の代替品の調達費用、石油現物取引に係る TOCOM ウインド

新条文	旧条文
<p>ウを通して購入した商品や当該役務やその他の商取引による損害</p> <p>(6) 本サービスの中断、一時停止、強制差し止めによる損害。</p> <p>(7) 注文代行者との間において生じた損害。</p> <p>2 前項各号及び本規約の他の条文において定められている当社の免責又は責任制限について、当社又は当社従業員による故意又は重過失から生じた損害については、当該免責又は責任制限は適用されない。</p> <p>3 登録者と注文代行者の間において生じた一切のトラブル又は苦情等について、当社は関知せず、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>第 21 条（中断）</p> <p>当社は、いかなる他の権利の履行を妨げることなく、いかなる時でも自己の裁量において、以下の理由を含めて、登録及び第三者に対してどのような責任も負わずに、本サービス及び石油現物取引に係る TOCOM ウインドウによる取引を一時的に中断・停止できる権利を有します。</p> <p>(1) 登録者に対する本サービスを中断・停止する場合</p> <p>イ 当社が登録者の取引口座がハッキングされ、もしくは権限のない人によってアクセスされ、安全性の信頼が損なわれたと疑った場合</p> <p>ロ 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係る TOCOM ウインドウにアクセスしなかった場合</p> <p>ハ 登録者へ請求されている支払いが、支払債務履行日までに全額支払われなかった場合</p> <p>(2) 石油現物取引に係る TOCOM ウインドウを中断・停止する場合</p> <p>イ 相場の騰落が不穏当であるとき又は不穏当な騰落を生ずる恐れがある場合</p> <p>ロ 取引の状況に異常があるとき又はその恐れがある場合、その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でない場合</p> <p>ハ 取引の清算に支障があるとき又はその恐れがある場合</p>	<p>ウを通して購入した商品や当該役務やその他の商取引による損害</p> <p>(6) 本サービスの中断、一時停止、強制差し止めによる損害。</p> <p>(7) 注文代行者との間において生じた損害。</p> <p>2 前項各号及び本規約の他の条文において定められている当社の免責又は責任制限について、当社又は当社従業員による故意又は重過失から生じた損害については、当該免責又は責任制限は適用されない。</p> <p>3 登録者と注文代行者の間において生じた一切のトラブル又は苦情等について、当社は関知せず、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>第 21 条（中断）</p> <p>当社は、いかなる他の権利の履行を妨げることなく、いかなる時でも自己の裁量において、以下の理由を含めて、登録及び第三者に対してどのような責任も負わずに、本サービス及び石油現物取引に係る TOCOM ウインドウによる取引を一時的に中断・停止できる権利を有します。</p> <p>(1) 登録者に対する本サービスを中断・停止する場合</p> <p>イ 当社が登録者の取引口座がハッキングされ、もしくは権限のない人によってアクセスされ、安全性の信頼が損なわれたと疑った場合</p> <p>ロ 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係る TOCOM ウインドウにアクセスしなかった場合</p> <p>ハ 登録者へ請求されている支払いが、支払債務履行日までに全額支払われなかった場合</p> <p>(2) 石油現物取引に係る TOCOM ウインドウを中断・停止する場合</p> <p>イ 相場の騰落が不穏当であるとき又は不穏当な騰落を生ずる恐れがある場合</p> <p>ロ 取引の状況に異常があるとき又はその恐れがある場合、その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でない場合</p> <p>ハ 取引の清算に支障があるとき又はその恐れがある場合</p>

新条文	旧条文
<p>2 前項第1号に従って、本サービスが中断・停止された場合、中断・停止された期日付けで本サービスは終了し、登録者は、中断・停止までの期間（その当日を含む）に関わるすべての手数料及び料金を支払うことに同意します。また、登録者が本サービスの再提供を申し出た場合、登録者は当社が定める手数料を支払うこととします。</p> <p>3 前項にかかわらず、本サービス又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの中断・停止を受けた登録者は、本サービス又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの中断・停止後といえども本規約のもとで当社が適切であると判断する登録者の債務については支払いを行わなければならない。なお、本サービスの再提供については、当社の自己の裁量において、また適切と見なす条件において、提供を再開することができます。</p>	<p>2 前項第1号に従って、本サービスが中断・停止された場合、中断・停止された期日付けで本サービスは終了し、登録者は、中断・停止までの期間（その当日を含む）に関わるすべての手数料及び料金を支払うことに同意します。また、登録者が本サービスの再提供を申し出た場合、登録者は当社が定める手数料を支払うこととします。</p> <p>3 前項にかかわらず、本サービス又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの中断・停止を受けた登録者は、本サービス又は石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの中断・停止後といえども本規約のもとで当社が適切であると判断する登録者の債務については支払いを行わなければならない。なお、本サービスの再提供については、当社の自己の裁量において、また適切と見なす条件において、提供を再開することができます。</p>
<p>第22条（連絡）</p> <p>当社から登録者、もしくは登録者から当社へ出される通知は、E-mail 又は書面を用いて行われることとします。</p> <p>2 登録者の通常のメールアドレス又は最後に登録されたアドレス宛に送られたすべての通知は、受信者がどのような場合であっても、通知が送信された日の翌日、翌日が休日及び祝日の場合、次の営業日の午前10時に受領されたものとします。</p>	<p>第22条（連絡）</p> <p>当社から登録者、もしくは登録者から当社へ出される通知は、E-mail 又は書面を用いて行われることとします。</p> <p>2 登録者の通常のメールアドレス又は最後に登録されたアドレス宛に送られたすべての通知は、受信者がどのような場合であっても、通知が送信された日の翌日、翌日が休日及び祝日の場合、次の営業日の午前10時に受領されたものとします。</p>
<p>第23条（不可抗力）</p> <p>当社は、火災、洪水、台風、津波、火山噴火、地震、その他自然災害又は天災、主権者や外敵による戦争、侵入、敵対行為（戦争が布告されているか否かに関係なく）、テロリスト活動、ストライキ、ロックアウト、労働論争、国家の有事、禁輸、封鎖、制裁、その他政府による行為又は規制処置、石油産業、LNG 産業又は金融市場の衰弱、一時的な機能停止、物質的な欠如、共用サービス、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、コンピュータ・</p>	<p>第23条（不可抗力）</p> <p>当社は、火災、洪水、台風、津波、火山噴火、地震、その他自然災害又は天災、主権者や外敵による戦争、侵入、敵対行為（戦争が布告されているか否かに関係なく）、テロリスト活動、ストライキ、ロックアウト、労働論争、国家の有事、禁輸、封鎖、制裁、その他政府による行為又は規制処置、石油産業、LNG 産業又は金融市場の衰弱、一時的な機能停止、物質的な欠如、共用サービス、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、コンピュータ・</p>

新条文	旧条文
<p>システムやネットワークの一時的な機能停止又は中断など、当社の管理できない事由により石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウや本サービスの運営に必要な処置が遅延又は履行できなかった場合は責任を問われないものとします。</p> <p>第 24 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>当社は、自らが金融商品市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを宣言しております。</p> <p>登録者は、反社会的勢力との関係を遮断することを当社に対して宣言するものとし、同宣言の意義を理解し、同宣言を実現できるよう当社に協力するものとします。</p> <p>2 反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。） (4) 総会屋 (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体 (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体 (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者 	<p>システムやネットワークの一時的な機能停止又は中断など、当社の管理できない事由により石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウや本サービスの運営に必要な処置が遅延又は履行できなかった場合は責任を問われないものとします。</p> <p>第 24 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>当社は、自らが金融商品市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを宣言しております。</p> <p>登録者は、反社会的勢力との関係を遮断することを当社に対して宣言するものとし、同宣言の意義を理解し、同宣言を実現できるよう当社に協力するものとします。</p> <p>2 反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。） (4) 総会屋 (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体 (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体 (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者

新条文	旧条文
<p>3 登録者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約するものとします。</p> <p>(1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人</p> <p>(2) 当社との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体</p> <p>4 登録者は、随時、前項各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならないものとします。</p> <p>5 当社は、登録者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの使用権の無効及び石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスの禁止等の措置を実施することができ、登録者はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。</p> <p>(1) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合</p> <p>(2) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合</p> <p>(3) 第3項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合</p> <p>(4) 前項に定める調査、報告に協力せず、又は相手方から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合</p> <p>(5) 登録者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合</p>	<p>3 登録者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約するものとします。</p> <p>(1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人</p> <p>(2) 当社との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体</p> <p>4 登録者は、随時、前項各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならないものとします。</p> <p>5 当社は、登録者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウの使用権の無効及び石油現物取引に係る TOCOM ウィンドウへのアクセスの禁止等の措置を実施することができ、登録者はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。</p> <p>(1) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合</p> <p>(2) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合</p> <p>(3) 第3項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合</p> <p>(4) 前項に定める調査、報告に協力せず、又は相手方から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合</p> <p>(5) 登録者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合</p>
<p>第25条（優先言語）</p> <p>登録者は本規約を日本語以外の言語に自らの費用で翻訳することはでき</p>	<p>第25条（優先言語）</p> <p>登録者は本規約を日本語以外の言語に自らの費用で翻訳することはでき</p>

新条文	旧条文
<p>ます。しかしながら本規約と日本語以外の言語の翻訳文の解釈に齟齬が生じたときは日本語の本規約が優先します。</p> <p>第 26 条（合意管轄）</p> <p>本規約の解釈、適用は国際私法の原則によらず、日本国法に準拠することとします。本規約に関し、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>附則</p> <p><u>本変更規定は、2020 年 9 月 1 日に施行する。</u></p>	<p>ます。しかしながら本規約と日本語以外の言語の翻訳文の解釈に齟齬が生じたときは日本語の本規約が優先します。</p> <p>第 26 条（合意管轄）</p> <p>本規約の解釈、適用は国際私法の原則によらず、日本国法に準拠することとします。本規約に関し、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約(注文入力代行用)

第1条(本規約の適用)

本石油現物取引に係るTOCOMウインドウ利用規約(注文入力代行用)(以下「本規約」という。)は、注文入力代行を依頼することによる株式会社東京商品取引所(以下「当社」という。)が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム(以下「石油現物取引に係るTOCOMウインドウ」という。)のご利用にあたって遵守すべきルールを定めています。注文入力代行を依頼することによる石油現物取引に係るTOCOMウインドウのご利用にあたっては、本規約を十分ご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、石油現物取引に係るTOCOMウインドウのサービス(以下「本サービス」という。)をご利用いただくことで本規約に同意されたこととなります。

第2条(登録)

登録希望者は石油現物取引に係るTOCOMウインドウのご利用にあたって、当社に対して所定の申し込み手続きに従って登録の意思を表示するものとします。登録の意思表示は利用希望日より起算して1ヶ月前までに行うものとします。なお、1ヶ月前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。登録希望者が登録の意思表示を行った場合、当社は以下の登録条件に従って登録を許可いたします。

2 登録希望者は以下の条件に適合しなければなりません。

- (1) 法の下で実在する会社であること。
- (2) 銀行と取引している会社であること。
- (3) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウの利用目的は第三者に代わって取引をするのではなく、自己のために取引をする会社であること。ただし、第3条第1項に定める注文代行者が注文入力代行を行うことを妨げるものではありません。
- (4) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、エネルギー市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に口座があること。

3 登録希望者は以下の項目に合意しなくてはなりません。

- (1) 登録者として正確な情報が登録されていること。
- (2) 登録されている情報が常に最新の正確な情報であることを維持するために、変更があった際その都度更新されること。
- (3) 登録者が本サービスの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備及びソフトウェアの手配・準備に責任を負うこと。
- (4) 本サービス中に得た情報や送受信した情報の管理について責任を負うこと。
- (5) 当社の定める諸規程に従って取引を行うこと。

第3条（本サービス）

本サービスは当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度又は与信若しくはCODを用いた売り買いの合意の場であり、登録者は、本規約に従って、登録者が売買注文の入力を依頼する者（第2条に定める登録者であって、かつ、エネルギー市場・中京石油市場の現物受渡しを受託している受託取引参加者に限る（以下「注文代行者」という。）。）が登録者の取引口座より石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスし、注文代行者が登録者の指示に基づく売買注文を入力することにより本サービスを利用することができます。

2 当社は、本サービスを提供するにあたり、必要な範囲で本サービスに係る業務を外部に委託することができ、登録者はこれに同意することとします。

第4条（手数料等）

登録者は下記の事項に同意し、合意手数料を当社に支払わなければなりません。

(1) 登録者は取引を合意する都度、売主・買主双方は、当社に対して合意手数料の支払い義務が発生します。当該合意手数料は次に定めるイ又はロの価格とし、日本円により支払うこととします。

イ 第17条第1項の取引（当社の立会外取引及び申告受渡制度によるもの）

海上取引 50円/KL

陸上取引 50円/KL

ロ 第17条第2項の取引（与信又はCODによるもの）

海上取引 50円/KL

陸上取引 100円/KL

(2) 登録者は、注文代行者と合意した入力代行手数料を当社に日本円により支払うこととします。

(3) 登録者は、合意の行われた毎月1日から末日までの取引について、翌月末日（末日が休日又は祝日の場合は直前の営業日とする。以下「支払債務履行日」という。）までに、合意手数料及び入力代行手数料を一括払いで当社が指定する口座に日本円で支払うこととします。なお、その際に発生する振込手数料などの費用については登録者の負担となります。

(4) 合意手数料及び入力代行手数料には対象となる税金が課せられます。

(5) 当社は登録者に通知することにより、第1号に定める合意手数料を変更又は新たな手数料を設定することができます。

(6) 登録者は、注文代行者と入力代行手数料の額を変更したときは、速やかに、当社に通知することとします。

2 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに合意手数料の支払いを行わなかった場合、当社は当該登録者に対して合意手数料について滞納通知を出すことができます。また当社は支払債務履行日の翌日から実際の支払日まで当該債務元本に年率6%

の日割り分を乗じた金額を支払遅延損害金として当該登録者に請求することができます。

- 3 登録者が本条及び本規約のもとで支払債務履行日までに入力代行手数料の支払いを行わず、当社が登録者に対し、支払債務履行日から起算して1か月の間、電話、事務所訪問または支払案内通知を送付する方法により、その支払の案内を行っても、なお登録者が支払わなかった場合、注文代行者が、登録者と注文代行者との合意に基づき、これを請求するものとします。
- 4 登録者が当社に対して支払う金員の額が、合意手数料及び入力代行手数料の合計額に満たなかった場合は、その金員は、合意手数料、入力代行手数料の順に充当することとします。

第5条（本規約の変更）

当社は本規約のすべて又は一部を変更（以下「本規約の変更」という。）することができます。本規約の変更が行われた場合、当社は以下の方法によって登録者に通知します。

- (1) 第22条に従ってメールにて本規約の変更の通知を送信します。
- (2) 当社のウェブサイト上に変更及び修正の通知を掲示します。
- (3) その他当社が考える妥当な通知方法によって通知します。

ただし、本規約の変更はすでに成約した取引に遡って適用しません。

- 2 本規約のもとで、どのような変更通知が出された場合でも、登録者が引き続き石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスした場合、登録者は本規約の変更を合意したものと見なします。

第6条（本サービスの変更など）

当社は、必要に応じて、登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、本サービスに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断、さらに内容もしくは広告等の掲載情報を排除又はデータのブロック・フィルターを実施（以下「本サービスの変更等」という。）できる権利を保有します。登録者は、本サービスの変更等に伴い、又は関連して、登録者又は第三者に生じたいかなる影響・結果に対して当社は一切の責任を負わないことに同意します。

第7条（データの保護、機密保持、セキュリティポリシー）

一般的にインターネットを通して伝達される情報は、秘密性保持の保証がされないため、当社は登録者のプライバシーや機密情報の保護に関して保証はできないものとします。

- 2 当社は、本規約のもとで知り得た登録者に関する情報を当社の個人情報保護方針のもとで管理し、登録者の社名は登録者の同意に基づき当社のウェブサイト上に公表することができます。

第8条（登録者の取引口座、パスワード、セキュリティ）

登録者はユーザー名とパスワードを作成し、登録手続き時に当社から取引口座の使用許諾を受け取ります。取引口座とは取引情報、取引明細及び取引記録を表示する登録者専用の取引画面を意味します。また、登録者は取引口座に関して以下のことに同意することとします。

- (1) パスワードの秘密性を維持及び保護するという責任を負い、そのためのあらゆる方法と手段を取ることとします。それは定期的にパスワードを変更するという手段に限りません。
 - (2) あらゆる方法と手段を使い、取引口座への権限のない利用を防ぐようにします。
 - (3) あらゆる方法と手段を使い、パスワードの公開を防ぐようにします。
 - (4) 自分の取引口座のもとで生じる事象や送られるメッセージ、保有する情報などについて責任を負います。
 - (5) 取引口座の不正使用や侵害に気付いた場合は、至急当社に知らせる必要があります。この場合、当社の保安・保護・原因等に関わる諸調査には全面的に協力することとします。
 - (6) 当社によって発行される本サービス利用に関するすべての通知、指示及び利用ガイドラインを遵守することとします。
 - (7) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウの通信回線に影響を及ぼすような本サービスの利用を行わないものとします。
- 2 登録者は、自らが作成したユーザー名とパスワードに対していかなる権利も保有していません。さらに、登録者がユーザー名とパスワードを使用することによってどのような損害を被ったとしても当社は一切責任を負いません。また当社の裁量により、ユーザー名とパスワードを変更することができます。
- 3 当社は、本サービスにおいて最高水準のセキュリティの設備を維持するために最善を尽くす努力をしますが、登録者は、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、本サービスの利用は登録者自身の責任であるということに同意することとします。

第9条（リンク）

本サービスは、登録者の利便性のために他のウェブサイト及びリソースへのリンクを提供することがあります。当社は、提供するサイト及びリソースの強要は一切しておらず、リンク先に提示される内容、広告、商品及びその他の提供されているものに対して責任を負わないこととします。

- 2 登録者は、直接又は間接的に、前項のサイトかリソースの利用やアクセスによって発生した損害について、当社が責任を負わないことに同意することとします。
- 3 当社が第1項のサイト及びリソースをモニターしていないため、これらの第三者サイトへのハイパーリンクによるアクセスは登録者自身の責任であることに同意することとします。

第10条（広告）

当社は、バナーなどの方法、その他の方法で当社の広告や第三者の製品等の広告を石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上に掲載する権利を持ちます。ただし、第三者の広告は登録者の業界又は関連業界に関するものとし、また公序良俗に反するものは除外することとします。

- 2 登録者は前項の場合、広告料を受け取る権利を有しないものとします。
- 3 登録者が、本サービスの中で広告に出している製品や販売の促進に参加している場合、配送、商品やサービスの支払、またその他の条件、保証、その販売に関わるすべての責任は登録者と広告主の両者の間に存在し、当該登録者と広告主との間で紛争等を含むすべての事柄を解決することに同意します。
- 4 登録者が広告に掲載されたサービスを利用した結果、登録者に損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。

第11条（所有権）

当社（本業務に係る当社の委託先を含みます。）は、本サービスの文面、ソフトウェア（あらゆるhypertext markup言語、Javaスクリプト、Java、common gateway interface script とその他のcomputerコードを含む）、音楽、音、写真、ビデオ、画像、graphical user interface、フォーム、ロゴ、アイコン、図式やその他本サービスの中で当社より提示されたものについて、知的所有権を有します。

- 2 登録者は、以下のことに同意することとします。
 - (1) 当社は前項の知的所有権によって保護される情報へアクセスできるものとします。
 - (2) 前項の知的所有権は有効であり、すべてのメディアや技術から保護されていることとします。
 - (3) 登録者は、登録者による本規約又は本サービスの利用、また石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスによるサービスに関する権利、利益、便益はいかなる場合も第三者に譲渡をしないこととします。
 - (4) 前項の知的所有権によって保護される情報のコピー、再生産、再送、提供、分配、出版、営利目的とした情報の悪用、派生著作物の作成、移譲を禁ずることとします。

第12条（登録者の義務）

登録者は本サービスを利用する上で、当社によってその時々発行される、利用ガイドラインや使用指示書に同意しなくてはなりません。さらに登録者はすべての適用される地方、国家、そして国際的な法規則を守ることに同意することとします。登録者は、本サービスを通して行う活動と伝達するすべての情報に責任を負うことに同意することとします。

- 2 当社が登録者に対して本サービスを利用する権利を与えることに伴い、登録者は以下の条件を遵守しなければなりません

- (1) 登録者は、取引口座に関して次条を遵守しなければなりません。
- (2) 登録者はいかなる人や組織も装おうことは認められません。
- (3) 登録者はデータ、メッセージ及びその他の内容のすべてに責任を負うものとします。
- (4) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの接続を妨げることを禁じます。
- (5) 登録者は、本サービスからリンクされている他のコンピュータ・システムやネットワークへの不正なアクセスを試みることを禁じます。
- (6) 登録者は本サービスに接続されたネットワークの、すべての条件、規則、ポリシー及び手順に従うものとします。登録者は、他の登録者に関する財務情報等の個人情報の収集のために本サービスを利用しないことに同意することとします。
- (7) 登録者は、いかなる場合でも、商業目的のため(本サービスの利用によって生じる取引や活動は除く。)又は直接的な金融上の利益を得るために、他の登録者の個人情報を使用しないものとします。
- (8) 登録者は、いかなる種類のチェンレター、迷惑メール、スパミング、勧誘広告(営利、非営利を問わず)又は対大衆のコミュニケーションを目的としてサービスを利用しないものとします。
- (9) 登録者は、ウイルスを含むファイル、崩壊したファイル又はいかなる同様のソフトウェア、プログラム、マクロ、他のコンピューターに損害を与えうるファイルをアップロード又は配布してはなりません。
- (10) 登録者は本サービス又はウェブサイトをいかなる非合法あるいは不法目的で使用し、不法な資料の提供、分配又は送付を含む行為(不法な文章、画像、ビデオ、プログラム又はオーディオ、さらに同類の海賊版を含みますが、それに限りません。)をしてはなりません。
- (11) 登録者は、非合法、嫌がらせ、中傷的、虐待的、脅迫的、有害、不愉快、下品、常識外れ、俗悪、人種及び民族差別で屈辱的又はその他当社が本規約を履行する上で好ましくないと判断されるメッセージや内容を石油現物取引に係るTOCOMウインドウのいかなる場所において、送付、掲示、伝達するために、本サービスを利用してはならないことに同意することとします。当社は商取引上好ましくないと判断した場合、特に、刑事、民事責任が問われると考えられるもの又は関連法規制や条例に違反する恐れがあると判断した場合は、当該本サービスの提供を即座に中止します。また当該利用の差し止め手続きをとることとします。
- (12) 登録者は、他の登録者による本サービスの利用を妨げてはなりません。
- (13) 登録者は、本規約のもとで想定され得る商業的目的以外の目的又は他の競合するオンラインサービスの使用又は加入を勧誘する目的で本サービスを利用してはなりません。
- (14) 登録者は、本サービスの利用のため第7条第2項で秘密情報として保護されているものを除き、すべての情報は公表されることに同意します。

- (15) 登録者は、当社が本サービス内に記載された内容を予告なしに変更及び削除できる権利を有し、また登録者が本サービス内に記載された内容について異議がある場合でも、当社はそれらを変更及び削除するいかなる義務も負わないことに同意します。また、当社は第21条に従ってメールにて本サービス内に記載された内容の変更及び削除に関する通知を送信します。
- (16) 登録者は、当社が本サービスの提供、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの保守管理及び本規約に基づく義務を履行する上で必要又は便宜的な措置を実行する目的で、次のイ又はロに記載された登録者が当社に提供するコンテンツを当社が使用するライセンス又は許可を獲得する権利を有することに同意します。また、登録者はそれらの情報のアップロード及びダウンロードを実行することでこれらの知的所有権を取得するものではないことに同意します。
- イ 登録者が、当社に提供するコンテンツ（登録者のユーザー名を含む）に関わる知的所有権の法的所有者であることを保証します。
- ロ 登録者が、当社に提供するコンテンツに関わる知的所有権の法的所有者でない場合は、登録者は、本規約のもとで登録者自身や、当社が同コンテンツを使用し、取り扱う権利を真の知的所有権者から許諾されていることを保証します。
- ハ 同号イ及びロに従い、石油現物取引に係るTOCOMウインドウに表示されるコンテンツの所有者がコンテンツに含まれる知的所有権を保有します。
- (17) 登録者は、当社が登録者の提供するコンテンツに対して保証しないこと、また同コンテンツに表現されるいかなる脅迫的、中傷的、嫌がらせ的な、不快な情報に対して、また、第三者の有する知的所有権の侵害問題やコンテンツを使った犯罪に対して責任を負わないことに同意します。
- (18) 登録者が第三者の知的所有権を侵害し又は関連した適用法や国際法規に違反するコンテンツや情報を当社に提供、掲載した場合は、当社は直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの使用権の無効及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスの禁止措置を登録者に通知することなく実施し、直ちに発効することができます。
- (19) 登録者は当社に対して、権利侵害の申し立て、不快な内容の掲示物の苦情を連絡することができ、当社はそれらの申し立て、苦情について自己の裁量において調査を行うことができます。当社は、提供されたコンテンツが、関連法規に違反すると判断した場合、その内容の削除及びアクセス権を無効とする権利を有し、さらに登録者の除名を通知する権利を有するものとします。
- (20) 登録者は本サービスを利用する前に、当社に対して、注文代行者の名称その他当社が提出を求める注文代行者に関する情報を通知するものとします。また、当社に通知した注文代行者との取引を解消するとき、本サービスの利用を取り止めるとき又は注文代行者から利用の停止を受けたときは、当社に対し、あらかじめ通知するものとします。

- 3 登録者は、本規約に同意し本サービスを受ける場合、以下の各事項を遵守することとします。
- (1) 前2項の内容に加え、以下の情報を提供及びアップデートすることとします。
 - イ 支払形態とスケジュール
 - ロ 取引と支払いに必要な銀行関連の情報
 - ハ 連絡先(電話番号又はE-mailアドレス)
 - ニ その時々当社が合理的な理由により提出を求める他の情報
 - (2) 登録者は、前号の提供及びアップデートしないことによって生じる当社の被る損害を補償することとします。
 - (3) 登録者は、当社が折々に変更する本規約及び変更に関する利用ガイドラインに従うこととします。
- 4 登録者が前3項までのいずれかに反した場合、当社は即座に石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスを禁止する措置を取ることができます。
- 5 本規約のもとで買手と売手の間で実施されるエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度に関わる売買については、第14条及び第15条に基づく取引の基本条件及び基本取引契約書に基づいて行われるものとします。
- 個々の取引は取引に際して石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上に表示された取引の個別条件に基づいて成約するものとします。各成約当事者は、当社が当該取引の合意に基づき発行する「ご契約内容確認書」に基づいて、当該取引を当社の定める諸規程に従い取引を確定するものとします。なお、当社は成約に基づき又は関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとします。
- 6 取引は、日本の法規制が適用されます。デリバティブ取引に関する法規制(使用許諾、知的財産、課税、収入を含む)に対して、登録者は遵守する義務があります。
- 7 登録者は、他の登録者のユーザーとのコミュニケーションに適宜対応する義務を負っています。当社はユーザー間にかかるやり取りに対して、一切の責任を負いません。

第13条 (取引口座)

登録者は、登録者の取引口座を管理する役職員(役員にあつては常勤とします。)を取引管理責任者に任命し、当該取引口座の全責任は登録者が負うこととします。

- 2 登録者及び取引管理責任者は、以下の事項を行うこととします。
 - (1) 登録者の取引口座及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスする個人(認定ユーザー)を登録者自身の代理人として任命することとします。
 - (2) 取引口座へのアクセスのために自らが作成したユーザー名とパスワードを使用することとします。
 - (3) 認定ユーザーの行為を監督し、責任を持つこととします。
 - (4) 取引口座をチェックし、認定ユーザーの行ったコンテンツの掲載、取引行為を精査・監督することとします。

- (5) 他の登録者の認定ユーザーから取引の照会等を受けた場合は、遅滞なく、照会日を含む2営業日以内に当該照会等について対応することとします。
 - (6) 登録者の取引口座やサービスの利用に関して、当社からの質問や指示があった場合は、即座に対応することとします。
 - (7) 登録情報を常に正確に更新された情報として維持することとします。
 - (8) 登録者の取引口座の継続的な利用を保証し、効率的な操作を行わせるために必要な行為をすべて実行することとします。
 - (9) ユーザー名及びパスワードを保護し、取引口座の権限のない使用の防止、ユーザー名及びパスワードを第1号以外の第三者に開示しない合理的な手段を講ずることとします。当該手段としてはパスワードを定期的に変更することなど考えられますが、これに限定されるものではありません。
 - (10) 第1号以外の第三者とユーザー名及びパスワードを共有、共用しないものとします。
 - (11) 当社がユーザー名を不適切、不相当と判断した場合、それらのユーザー名を変更することとします。
- 3 登録者は、取引管理責任者及び認定ユーザーが本規約のすべての条件を遵守することを保証することとします。
- 4 登録者、取引管理責任者及び認定ユーザーは、登録者と関わりのないデータや情報を受け取った場合、当社へ直ちに通知する必要があります。登録者は、そのようなすべてのデータや情報をすぐに登録者のコンピュータ・システムから削除し、誤りの修正のために必要な措置を取引管理責任者と認定ユーザーに取らせなければなりません。

第14条（受渡供用品）

第17条第1号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、次に規定する基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意した受渡品とします。

(1) ガソリン

日本産業規格K2202の2号の品質基準を満たした国内精製ガソリン又は輸入通関が完了した輸入ガソリン

(2) 灯油

イ 灯油

日本産業規格K2203の2号の品質基準を満たした国内精製灯油又は輸入通関が完了した輸入灯油

ロ A重油

日本産業規格K2205表1に掲げる1種の品質基準を満たした国内精製重油又は輸入通関が完了した輸入重油

ハ ジェット燃料

日本産業規格K2209の品質基準を満たした国内精製航空タービン燃料油又は輸入通関が完了した輸入航空タービン燃料油

(3) 軽油

- 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第22条第1項の規格に適合し、かつ、日本産業規格K2204表1に掲げるいずれかの種類（特1号～特3号）の品質基準を満たした国内精製軽油又は輸入通関が完了した輸入軽油
- 2 第17条第2号により行われる取引の対象石油製品の受渡供用品は、受渡当事者間で合意した受渡品とします。

第15条（取引について）

- 1 第17条第1号により行われる取引については、次の各号に定めるもののほか、当社の諸規程により行なうこととします。

(1) スタンダード海上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。以下この条において同じ。）の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日まで

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種100KL

受渡方法：

内航船による受渡しとなります。内航船は、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入港許可基準に合致したものを手配するものとします。内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

原則として受方が指定できます。ただし、一委託者若しくは一市場取引参加者の自己の計算による渡し枚数が30枚を超えるとき、内航船の入港許可が得られないとき、港内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定

するものとしします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については、当社の下記のエネルギー市場において行われます。

【ガソリン】 バージガソリン

【灯油】 バージ灯油

【未課税軽油】 バージ軽油

【A重油・LSA】 バージ灯油

(2) スタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日まで

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

横浜・川崎製油所 (JX根岸/水江shell/TG川崎EMG/TG川崎キグナス/TG川崎コスモ)、
千葉製油所 (出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉Shell/TG千葉EMG/TG千葉キグナス/富士袖ヶ浦)

中京製油所 (昭和四日市/コスモ四日市)

阪神製油所 (TG堺EMG/TG堺太陽/TG堺shell/TG堺キグナス/コスモ堺/JX大阪)

注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。

複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択した

その出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL

未課税軽油 100KL

受渡方法：

タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の10KL又は100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。

【ガソリン】 中京ローリーガソリン

【灯油】 中京ローリー灯油

【未課税軽油】 バージ軽油

【A重油・LSA】 中京ローリー灯油

(3) スタンダード二次基地陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日まで

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T横浜）

中京二次基地（丸中9号地/豊通9号地/兼松9号地）

阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）

注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いたします。

複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL

未課税軽油 100KL

受渡方法：

タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとしますが、販売ルートにより引取制限がある場合は買主の承諾を受ける必要があります。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の10KL又は100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。

【ガソリン】 中京ローリーガソリン

【灯油】 中京ローリー灯油

【未課税軽油】 バージ軽油

【A重油・LSA】 中京ローリー灯油

(4) ノンスタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の前々営業日の午前11時59分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日より2営業日後から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

出荷地及びルート：

自由に記載できます。

取引単位：

ガソリン 灯油 A重油 LSA 各油種10KL

未課税軽油 100KL

受渡方法：

タンクローリーによる受渡しとなります。タンクローリーは、渡方が手配する場合を除き、受方が受渡場所の定める入構許可基準に合致したものを手配するものとします。タンクローリーの手配が完了したときは、速やかに渡方に対し、その旨通知しなければなりません。

渡方は、受方から前項の通知を受けたときは、受方が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければなりません。

受渡日の選択：

渡方の指定した期間内で原則として受方が指定できます。タンクローリーの入構許可が

得られないとき、構内施設等の使用状況により、受渡場所の許可が得られないとき及び受渡当事者の責に帰することができない事由が生じたときは、受渡双方の間で調整の上、受渡日を決定するものとします。

出荷地場所：

原則として渡方が指定できます。

分割受渡：

受渡期間内において取引単位の10KL又は100KLを分割して受渡しすることができます。

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

立会外取引及び申告受渡については、当社の下記の中京石油市場又はエネルギー市場において行われます。

【ガソリン】 中京ローリーガソリン

【灯油】 中京ローリー灯油

【未課税軽油】 バージ軽油

【A重油・LSA】 中京ローリー灯油

2 第17条第2号により行われる取引については、次の各号に定めるものを除き、受渡当事者の合意により行なうこととします。

(1) スタンダード海上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡月の25日の午後3時15分までとなります。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜海上（製油所）、京浜海上（海上出荷設備を有する当社が指定した油槽所）、中京海上（製油所）、阪神海上（製油所）、大西海上（菊間製油所）

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種100KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

(2) スタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

横浜・川崎製油所（JX根岸/水江shell/TG川崎EMG/TG川崎キグナス/TG川崎コスモ）、
千葉製油所（出光千葉/コスモ千葉コスモ/コスモ千葉Shell/TG千葉EMG/TG千葉キグナス/富士袖ヶ浦）

中京製油所（昭和四日市/コスモ四日市）

阪神製油所（TG堺EMG/TG堺太陽/TG堺shell/TG堺キグナス/コスモ堺/JX大阪）

注文入力の際にルートの指定が必須となります。一つ又は複数のルートを指定することが可能です。板に出ている注文を成約する場合、必ずルートを確認していただけますよう、よろしくお願いいたします。

複数のルートでの成約の場合、売主に出荷地の選択権があり、買主は売主が選択したその出荷地に合わせてローリーを用意する必要があります。

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種10KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

(3) スタンダード二次基地陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

取引市場：

京浜二次基地（丸紅エネックス千葉/大東横浜/C T T横浜）

中京二次基地（丸中9号地/豊通9号地/兼松9号地）

阪神二次基地（丸紅エネックス堺/中物桜島）

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種10KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

(4) ノンスタンダード陸上取引

取引時間：

毎営業日の午前8時45分から午後3時15分

取引期間：

受渡月の2ヵ月前の25日の前々営業日の午前8時45分から受渡期日の前営業日午後3時15分までです。

受渡期間：

受渡月の1日から当該月の末日までの中で成約日翌日から自由に記載した日までとなります。

取り扱い油種：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA

出荷地及びルート：

自由に記載できます。

取引単位：

ガソリン 灯油 未課税軽油 A重油 LSA 各油種10KL

取引の提示価格：

税金を除いたKLあたりの値段となります。

呼び値：

10円/KLとなります。

第16条（取引の確認）

前条第2項各号の規定に基づく取引の場合、当社は、売主及び買主に当該取引に係る受渡しの履行について確認するものとし、売主及び買主は速やかに当該受渡しの履行状況を当社に報告しなければなりません。

2 当社は、必要と認めるときは、登録者に対して、当該石油現物取引に係る書類等を提出させることができるものとします。

第17条（取引の支払）

本規約に基づく取引の支払いは、次の各号のいずれかを売主、買主の合意に基づき選択して行うこととします。

- (1) 当社のエネルギー市場・中京石油市場の立会外取引及び申告受渡制度により清算を行う場合、当社の受渡制度に定める方法に従い支払うこととします。格差に係わる代金については売主と買主の当事者間の合意に基づき現物受渡しを受託している受託取引参加者を通じて行うこととします。
- (2) 与信による契約の場合、買主は、与信による契約の場合には売主と買主の当事者間の合意に基づき決定された支払期日の銀行営業終了時刻、CODによる契約の場合は製品納入日の前日の銀行営業終了時刻までに契約金額を売主に支払うこととします。これらの清算は当事者間の責任において行い、当社は一切関知しません。

第18条（登録の解除）

登録者が登録の解除を行う場合、当社に対して登録解除希望日より起算して2週間前までに解除手続きを行うものとします。なお、2週間前が休日又は祝日の場合は、休日又は祝日の直前の営業日までに行うものとします。

2 次の各号に該当する場合、当社は登録者に対して登録解除の通知を行う権利を有するものとします。なお通知が行われた場合、すでに行っている取引の引渡しもしくは償還が完了次第登録を解除するものとします。

- (1) 支払停止の状態に陥り又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立の原因を生じ、又はその申立を受け、若しくは自らこれらの申立をした場合
- (2) 合併によらず解散した場合
- (3) 法令等の違反に関して処分等が行われた場合
- (4) 本規約に違反した場合

- (5) 当社に通知せず組織又は営業につき重大な変更をした場合
- (6) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (7) 不特定の複数社より正当な理由に基づいて登録解除の要請が行われた場合
- (8) 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスしなかった場合
- (9) 登録者が不当に、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの取引等の妨げとなるような行為をしたとみなした場合

第19条（保証の免責）

登録者は、自己の責任において本サービスを利用することに同意することとします。

- 2 当社は、本サービスの内容、および登録者が本サービスを通じて知りうるすべてのデータ、情報等について、その完全性、正確性、適用性、確実性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。
- 3 当社は、石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通じた登録者の取引が遮断されないこと、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの適時性や信頼性、エラーフリー、ウィルスや有害なコードやプログラム及びマクロから保護されることについて取引上、また品質上一切の保証をいたしません。
- 4 登録者は、ダウンロード又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの利用から得たあらゆる資料やデータを登録者自身の判断とリスクによって使用し、登録者のコンピュータ・システムやデータ喪失などの損害が発生した場合はそのすべての責任を登録者が負うものとしします。
- 5 当社は登録者が石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通じて入手したいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報（口頭又は文面にて）の保証は行わないものとしします。また、当社は、いかなる商業取引の安全性、投資クラス、登録者が入手可能なリンクされた他サイトに含まれるいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイス又は情報、（口頭又は文面にて）及びその情報源について一切保証いたしません。また、その発信源が石油現物取引に係るTOCOMウインドウの他の登録者の情報に関わる場合であっても保証はいたしません。

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上の情報源は、信頼性が提唱されているものであるが、いかなるデータ、ニュース、情報、レポート、意見又は提言は、ある特定の個人やクラス向けにカスタマイズされたものではありません。

石油現物取引に係るTOCOMウインドウ上のテキスト、グラフィックス又はその他の形態で示される情報やデータは、不正確な内容又はエラーのものも含まれている可能性があり、当社とその情報提供者は定期的に情報やデータを変更する権利を保有します。

第20条（損害等に対する免責）

当社は、以下から生じたいかなる登録者の損害に対して責任を負わないことを登録者は

同意することとします。

- (1) 当社を通して提供された内容の信頼性による損害
 - (2) 権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、当社が登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害
 - (3) いかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延又はコンピュータウィルスによる損害
 - (4) 外部のサイト(すべての広告のサイトを含む)の使用やアクセスによる損害
 - (5) 商品や役務の代替品の調達費用、石油現物取引に係るTOCOMウインドウを通して購入した商品や当該役務やその他の商取引による損害
 - (6) 本サービスの中断、一時停止、強制差し止めによる損害。
 - (7) 注文代行者との間において生じた損害。
- 2 前項各号及び本規約の他の条文において定められている当社の免責又は責任制限について、当社又は当社従業員による故意又は重過失から生じた損害については、当該免責又は責任制限は適用されない。
- 3 登録者と注文代行者の間において生じた一切のトラブル又は苦情等について、当社は関知せず、一切の責任を負わないものとします。

第21条（中断）

当社は、いかなる他の権利の履行を妨げることなく、いかなる時でも自己の裁量において、以下の理由を含めて、登録及び第三者に対してどのような責任も負わずに、本サービス及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウによる取引を一時的に中断・停止できる権利を有します。

- (1) 登録者に対する本サービスを中断・停止する場合
 - イ 当社が登録者の取引口座がハッキングされ、もしくは権限のない人によってアクセスされ、安全性の信頼が損なわれたと疑った場合
 - ロ 登録者が3ヶ月間一度も石油現物取引に係るTOCOMウインドウにアクセスしなかった場合
 - ハ 登録者へ請求されている支払いが、支払債務履行日までに全額支払われなかった場合
 - (2) 石油現物取引に係るTOCOMウインドウを中断・停止する場合
 - イ 相場の騰落が不穏当であるとき又は不穏当な騰落を生ずる恐れがある場合
 - ロ 取引の状況に異常があるとき又はその恐れがある場合、その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でない場合
 - ハ 取引の清算に支障があるとき又はその恐れがある場合
- 2 前項第1号に従って、本サービスが中断・停止された場合、中断・停止された期日付けで本サービスは終了し、登録者は、中断・停止までの期間（その当日を含む）に関わるすべての手数料及び料金を支払うことに同意します。また、登録者が本サービスの再提供

を申し出た場合、登録者は当社が定める手数料を支払うこととします。

- 3 前項にかかわらず、本サービス又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの中断・停止を受けた登録者は、本サービス又は石油現物取引に係るTOCOMウインドウの中断・停止後といえども本規約のもとで当社が適切であると判断する登録者の債務については支払いを行わなければならない。なお、本サービスの再提供については、当社の自己の裁量において、また適切と見なす条件において、提供を再開することができます。

第22条（連絡）

当社から登録者、もしくは登録者から当社へ出される通知は、E-mail又は書面を用いて行われることとします。

- 2 登録者の通常のメールアドレス又は最後に登録されたアドレス宛に送られたすべての通知は、受信者がどのような場合であっても、通知が送信された日の翌日、翌日が休日及び祝日の場合、次の営業日の午前10時に受領されたものとします。

第23条（不可抗力）

当社は、火災、洪水、台風、津波、火山噴火、地震、その他自然災害又は天災、主権者や外敵による戦争、侵入、敵対行為（戦争が布告されているか否かに関係なく）、テロリスト活動、ストライキ、ロックアウト、労働論争、国家の有事、禁輸、封鎖、制裁、その他政府による行為又は規制処置、石油産業、LNG産業又は金融市場の衰弱、一時的な機能停止、物質的な欠如、共用サービス、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、コンピュータ・システムやネットワークの一時的な機能停止又は中断など、当社の管理できない事由により石油現物取引に係るTOCOMウインドウや本サービスの運営に必要な処置が遅延又は履行できなかった場合は責任を問われないものとします。

第24条（反社会勢力の排除）

当社は、自らが金融商品市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを宣言しております。

登録者は、反社会的勢力との関係を遮断することを当社に対して宣言するものとし、同宣言の意義を理解し、同宣言を実現できるよう当社に協力するものとします。

- 2 反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その

他の構成員を含む。以下同じ。)

- (4) 総会屋
 - (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
 - (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
 - (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められる者
- 3 登録者は、次の各号に掲げる者が反社会的勢力でないことを誓約するものとします。
- (1) 自ら又はその株主（経営に事実上参加していると認められる者に限る。）、役員及び使用人
 - (2) 当社との取引に係る自らの代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体
- 4 登録者は、随時、前項各号に掲げる者が反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、当社から求められた資料等を提出しなければならないものとします。
- 5 当社は、登録者が次の各号のいずれかに定める事由に該当する場合には、何らの催告なしに、直ちに登録者の取引口座の閉鎖、石油現物取引に係るTOCOMウインドウの使用権の無効及び石油現物取引に係るTOCOMウインドウへのアクセスの禁止等の措置を実施することができ、登録者はこれに対して何ら異議を申し立てることができないものとします。
- (1) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
 - (3) 第3項各号に掲げる者が、反社会的勢力であることが判明した場合
 - (4) 前項に定める調査、報告に協力せず、又は相手方から求められた資料等を正当な理由なく提出しない場合
 - (5) 登録者が東京都条例第54号「東京都暴力団排除条例」第21条又は第24条その他各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合

第25条（優先言語）

登録者は本規約を日本語以外の言語に自らの費用で翻訳することはできません。しかしながら本規約と日本語以外の言語の翻訳文の解釈に齟齬が生じたときは日本語の本規約が優先します。

第26条（合意管轄）

本規約の解釈、適用は国際私法の原則によらず、日本国法に準拠することとします。本規約に関し、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、平成29年8月1日に施行する。

附則

第15条（取引について）の変更規定は、平成30年1月17日に施行する。

附則

第15条（取引について）の変更規定は、平成30年4月1日に施行する。

附則

第14条（受渡供用品）の変更規定は、令和元年7月1日に施行する。

附則

第2条（登録）、第3条（本サービス）、第12条（登録者の義務）、第15条（取引について）及び第16条（取引の支払）の変更規定は、令和元年9月17日に施行する。

附則

本変更規定は、2020年4月1日に施行する。

附則

本変更規定は、2020年9月1日に施行する。